

改正後

4 面

「交換・買換え（代替）の特例の適用を受ける場合の譲渡所得の計算」
この面（4面）は、交換・買換え（代替）の特例の適用を受ける場合にのみ記載します。

5 交換・買換え（代替）資産として取得された（される）資産について記載してください。

物件の所在地	種類	面積	用途	契約(予定)年月日	取得(予定)年月日	使用開始(予定)年月日
		m ²		・ ・	・ ・	・ ・
		m ²		・ ・	・ ・	・ ・

※ 「種類」欄は、宅地・田・畑・建物などと、「用途」欄は、貸付用・居住用・事務所などと記載してください。
取得された（される）資産の購入代金など（取得価額）について記載してください。

費用の内容	支払先住所（所在地）及び氏名（名称）	支払年月日	支払金額
土地		・ ・	円
		・ ・	円
		・ ・	円
建物		・ ・	円
		・ ・	円
		・ ・	円
④ 買換（代替）資産・交換取得資産の取得価額の合計額			円

※ 買換（代替）資産の取得の際に支払った仲介手数料や非業務用資産に係る登記費用などが含まれます。
※ 買換（代替）資産をこれから取得される見込みのときは、「買換（代替）資産の明細書」（国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】からダウンロードできます。なお、税務署にも用意してあります。）を提出し、その見込額を記載してください。

6 譲渡所得金額の計算をします。

「2面」・「3面」で計算した「①譲渡価額」、「②取得費」、「③譲渡費用」と上記「5」で計算した「④買換（代替）資産・交換取得資産の取得価額の合計額」により、譲渡所得金額の計算をします。

(1) (2)以外の交換・買換え（代替）の場合[交換(所法58)・収用代替(措法33)・居住用買換え(措法36の2)・震災買換え(震法12)など]

区分	特例適用	F 収入金額	G 必要経費	H 譲渡所得金額 (F - G)
収用代替	条文	① - ③ - ④	② × $\frac{F}{① - ③}$	
上記以外		① - ④	(② + ③) × $\frac{F}{①}$	
短期 長期	所・措・震 法の の	円	円	円

(2) 特定の事業用資産の買換え・交換(措法37・37の4)などの場合

区分	特例適用	J 収入金額	K 必要経費	L 譲渡所得金額 (J - K)
① ≤ ④	条文	① × 20% ^(※)	(② + ③) × 20% ^(※)	
① > ④		(① - ④) + ④ × 20% ^(※)	(② + ③) × $\frac{J}{①}$	
短期 長期	措法 の	円	円	円

※ 上記算式の20%は、一定の場合は25%又は30%となります。

改正前

4 面

「交換・買換え（代替）の特例の適用を受ける場合の譲渡所得の計算」
この面（4面）は、交換・買換え（代替）の特例の適用を受ける場合にのみ記載します。

5 交換・買換え（代替）資産として取得された（される）資産について記載してください。

物件の所在地	種類	面積	用途	契約(予定)年月日	取得(予定)年月日	使用開始(予定)年月日
		m ²		・ ・	・ ・	・ ・
		m ²		・ ・	・ ・	・ ・

※ 「種類」欄は、宅地・田・畑・建物などと、「用途」欄は、貸付用・居住用・事務所などと記載してください。
取得された（される）資産の購入代金など（取得価額）について記載してください。

費用の内容	支払先住所（所在地）及び氏名（名称）	支払年月日	支払金額
土地		・ ・	円
		・ ・	円
		・ ・	円
建物		・ ・	円
		・ ・	円
		・ ・	円
④ 買換（代替）資産・交換取得資産の取得価額の合計額			円

※ 買換（代替）資産の取得の際に支払った仲介手数料や非業務用資産に係る登記費用などが含まれます。
※ 買換（代替）資産をこれから取得される見込みのときは、「買換（代替）資産の明細書」（国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】からダウンロードできます。なお、税務署にも用意してあります。）を提出し、その見込額を記載してください。

6 譲渡所得金額の計算をします。

「2面」・「3面」で計算した「①譲渡価額」、「②取得費」、「③譲渡費用」と上記「5」で計算した「④買換（代替）資産・交換取得資産の取得価額の合計額」により、譲渡所得金額の計算をします。

(1) (2)以外の交換・買換え（代替）の場合[交換(所法58)・収用代替(措法33)・居住用買換え(措法36の2)・震災買換え(震法12)など]

区分	特例適用	F 収入金額	G 必要経費	H 譲渡所得金額 (F - G)
収用代替	条文	① - ③ - ④	② × $\frac{F}{① - ③}$	
上記以外		① - ④	(② + ③) × $\frac{F}{①}$	
短期 長期	所・措・震 法の の	円	円	円

(2) 特定の事業用資産の買換え・交換(措法37・37の4)などの場合

区分	特例適用	J 収入金額	K 必要経費	L 譲渡所得金額 (J - K)
① ≤ ④	条文	① × 20% ^(※)	(② + ③) × 20% ^(※)	
① > ④		(① - ④) + ④ × 20% ^(※)	(② + ③) × $\frac{J}{①}$	
短期 長期	措法 の	円	円	円

※ 上記算式の20%は、一定の場合は25%又は30%となります。

改 正 後

改 正 前

5 面

【平成____年分】

現 住 所			
フリガナ 氏 名	電話番号 (連絡先)	名簿番号	

「被相続人の居住用財産に係る譲渡所得の特別控除の特例の適用を受ける場合の記載事項」
この面(5面)は、被相続人の居住用財産に係る譲渡所得の特別控除の特例の適用を受ける場合にのみ記載します。

7 被相続人居住用家屋及びその敷地等について、被相続人の氏名などを記載してください。

(1) 被相続人居住用家屋（一の建築物）及びその敷地等について、被相続人の氏名などを記載してください。

被 相 続 人	フリガナ 氏 名		死亡年月日	年	月	日
	死亡の時にける住所					
	居 住 期 間	年 月 ～ 年 月				
		所 在 地	床面積・面積	あなたが相続又は遺贈により取得した持分	あなたが相続又は遺贈以外により取得した持分	
被相続人居住用家屋	㊸		㊸ m ²	—	—	
被相続人居住用家屋の敷地の用に供されていた土地等	㊹		m ²	—	—	
	㊺		m ²	—	—	

(2) 相続の開始の直前においてその土地が用途上不可分の関係にある2以上の建築物のある一団の土地であった場合の被相続人居住用家屋以外の建築物の種類などを記載してください。

一団の土地の面積	㊻ m ²	一団の土地の面積のうち、あなたが被相続人から相続又は遺贈により取得し、譲渡した部分の面積		㊼ m ²
被相続人居住用家屋以外の建築物の種類・床面積	種 類	離 れ	倉 庫	床面積の合計
	床 面 積	m ²	m ²	m ² ㊽ m ²
上記の建築物の所有者	フリガナ 氏 名			
	住 所			
被相続人居住用家屋の敷地等に該当する部分	$\left(\text{㊻} \times \frac{\text{㊸}}{\text{㊸} + \text{㊹}} \right) \times \frac{\text{㊺}}{\text{㊺}}$		m ²	

(3) あなた以外の居住用家屋取得相続人がいる場合又はあなたが適用前譲渡をしている場合には、相続人ごとに氏名などを記載してください。

居住用家屋取得相続人	フリガナ 氏 名					
	住 所					
相続の開始の時にける被相続人居住用家屋又はその敷地等の持分	㊸ 家屋	㊹ 敷地等	㊺ 敷地等	㊸ 家屋	㊹ 敷地等	㊺ 敷地等
	—	—	—	—	—	—
適用前譲渡	譲渡年月日	年 月 日			年 月 日	
	譲渡の対価の額	円			円	

※ あなたが適用前譲渡をしている場合には、「適用前譲渡」欄の譲渡年月日と譲渡の対価の額のみを記載してください。

(平成28年分以降用)

H28.11

(新規)

改正後

【参考事項】

○ 2以上の建築物のある一団の土地であった場合（5面の「7」(2)の建築物がある場合）

【建築物の位置関係等】

【計算過程等】

	合 計	内 訳			
		被相続人 居住用家屋 (特例対象)	左記以外 の建築物 (特例対象外)	被相続人居住用 家屋の敷地等 (特例対象)	左記以外 の敷地等 (特例対象外)
① 譲渡価額 (収入金額)	円	円	円		円
② 取 得 費	円	円	円		円
③ 譲渡費用	円	円	円		円
④ 差 引 金 額 (①－(②＋③))	円	円	円		円
⑤ 被相続人居住用家屋 の敷地等に該当する 部分の按分後の額				円	円
⑥ 特別控除額 (最高3,000万円)	円	円		円	

(その他)

(新規)

改正後

	一連番号	1 面	
--	------	-----	--

平成 年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表（上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除用）

住所
(又は事業所、居所など)

フリガナ
氏 名

○ この付表は、申告書と一緒に提出してください。

この付表は、租税特別措置法第37条の12の2（上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除）の規定の適用を受ける方が、本年分の上場株式等に係る譲渡損失の金額を同年分の上場株式等に係る配当所得等の金額（特定上場株式等の配当等に係る配当所得に係る部分については、分離課税を選択したものに限り、以下「分離課税配当所得等金額」といいます。）の計算上控除（損益通算）するため、又は3年前の年分以後の上場株式等に係る譲渡損失の金額を本年分の上場株式等に係る譲渡所得等の金額及び分離課税配当所得等金額の計算上控除するため、若しくは翌年以後に繰り越すために使用するものです。

○ 本年分において、「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」がある方は、この付表を作成する前に、まず「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の作成をしてください。

1 本年分の上場株式等に係る譲渡損失の金額及び分離課税配当所得等金額の計算
(赤字の金額は、△を付けないで書きます。2面の2も同じです。)

○ 「①上場株式等に係る譲渡所得等の金額」が黒字の場合又は「②上場株式等に係る譲渡損失の金額」がない場合には、(1)の記載は要しません。また、「④本年分の損益通算前の分離課税配当所得等金額」がない場合には、(2)の記載は要しません。

(1) 本年分の損益通算前の上場株式等に係る譲渡損失の金額

上場株式等に係る譲渡所得等の金額 （「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の1面の「上場株式等」の①欄の金額）	①	円
上場株式等に係る譲渡損失の金額（※） （「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の1面の「上場株式等」の②欄の金額）	②	
本年分の損益通算前の上場株式等に係る譲渡損失の金額 （①欄の金額と②欄の金額のうち、いずれか少ない方の金額）	③	

※ ③欄の金額は、租税特別措置法第37条の12の2第2項に規定する上場株式等の譲渡以外の上場株式等の譲渡（相対取引）がある場合には、同項に規定する上場株式等の譲渡に係る金額（「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の1面の「上場株式等」の③欄の括弧書きの金額）のみを記載します。

(2) 本年分の損益通算前の分離課税配当所得等金額

種目・所得の生ずる場所	利息等・配当等の収入金額(税込) 円	配当所得に係る負債の利息 円
合 計	⑧ 申告書第三表②へ	⑨
本年分の損益通算前の分離課税配当所得等金額 (⑧－⑨)（赤字の場合には0と書いてください。）	④	

(注) 利息所得に係る負債の利息は控除できません。

(3) 本年分の損益通算後の上場株式等に係る譲渡損失の金額又は分離課税配当所得等金額

本年分の損益通算後の上場株式等に係る譲渡損失の金額（③－④） （③の金額が④の金額の場合には0と書いてください。） （②の記載がない場合には、③欄の金額を移記してください。）	⑤	円 △をつけて、申告書第三表②へ
本年分の損益通算後の分離課税配当所得等金額（④－③） （③の金額が④の金額の場合には0と書いてください。） （①の記載がない場合には、④欄の金額を移記してください。）	⑥	円 申告書第三表②へ

(平成28年分以降用)

改正前

	一連番号	1 面	
--	------	-----	--

平成 年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表（上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除用）

住所
(又は事業所、居所など)

フリガナ
氏 名

○ この付表は、申告書と一緒に提出してください。

この付表は、租税特別措置法第37条の12の2（上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除）の規定の適用を受ける方が、本年分の上場株式等に係る譲渡損失の金額を同年分の上場株式等に係る配当所得等の金額（以下「分離課税配当所得等金額」といいます。）の計算上控除（損益通算）するため、又は3年前の年分以後の上場株式等に係る譲渡損失の金額を本年分の株式等に係る譲渡所得等の金額及び分離課税配当所得等金額の計算上控除するため、若しくは翌年以後に繰り越すために使用するものです。

○ 本年分において、「株式等に係る譲渡所得等の金額」がある方は、この付表を作成する前に、まず「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の作成をしてください。

1 本年分の上場株式等に係る譲渡損失の金額及び分離課税配当所得等金額の計算
(赤字の金額は、△を付けないで書きます。2面の2も同じです。)

○ 「①株式等に係る譲渡所得等の金額」が黒字の場合又は「②上場株式等に係る譲渡損失の金額」がない場合には、(1)の記載は要しません。また、「④本年分の損益通算前の分離課税配当所得等金額」がない場合には、(2)の記載は要しません。

(1) 本年分の損益通算前の上場株式等に係る譲渡損失の金額

株式等に係る譲渡所得等の金額 （「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の「未公開分」及び「上場分」の①の金額の合計額）	①	円
上場株式等に係る譲渡損失の金額 （「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の「上場分」の②の金額）	②	
本年分の損益通算前の上場株式等に係る譲渡損失の金額 （①の金額と②の金額のうち、いずれか少ない方の金額）	③	

(2) 本年分の損益通算前の分離課税配当所得等金額

種目・所得の生ずる場所	配当等の収入金額(税込) 円	負債の利息 円
合 計 額	⑧ 申告書第三表②へ	⑨
本年分の損益通算前の分離課税配当所得等金額 (⑧－⑨)（赤字の場合には0と書いてください。）	④	

(3) 本年分の損益通算後の上場株式等に係る譲渡損失の金額又は分離課税配当所得等金額

本年分の損益通算後の上場株式等に係る譲渡損失の金額（③－④） （③の金額が④の金額の場合には0と書いてください。） （②の記載がない場合には、③の金額を移記してください。）	⑤	円 △をつけて、申告書第三表②へ
本年分の損益通算後の分離課税配当所得等金額（④－③） （③の金額が④の金額の場合には0と書いてください。） （①の記載がない場合には、④の金額を移記してください。）	⑥	円 申告書第三表②へ

(平成27年分以降用)

改正前

2 面 (確定申告書付表)

2 翌年以後に繰り越される上場株式等に係る譲渡損失の金額の計算

譲渡損失の 生じた年分 (※1)	前年から繰り越された 上場株式等に係る譲渡 損失の金額(※2)	本年分で差し引く上場株式等に係る 譲渡損失の金額(※3)	本年分で差し引くことのでき なかつた上場株式等に係る譲 渡損失の金額	(注) ①～⑧の欄及び⑨の欄 ①～⑧の欄は、翌年の確定申告の際に使用 される。
本年の 3年前分 (平成__年分)	④(前年分の付表の⑤)の金額 円 ⑤(株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分) ⑥(分離課税配当所得金額から差し引く部分)	円		
本年の 2年前分 (平成__年分)	④(前年分の付表の⑤)の金額 円 ⑤(株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分) ⑥(分離課税配当所得金額から差し引く部分)	円	⑦ (④ - ⑤ - ⑥) 円	
本年の 前年分 (平成__年分)	④(前年分の付表の⑤)の金額 円 ⑤(株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分) ⑥(分離課税配当所得金額から差し引く部分)	円	⑧ (④ - ⑤ - ⑥) 円	
本年分 で差し引く上場株式等に係る譲渡 損失の金額の合計額(④+⑤+⑥)	⑨	円		
本年分 で分離課税配当所得金額から 差し引く上場株式等に係る譲渡 損失の金額の合計額(⑤+⑥+⑦)	⑩	円		
翌年以後に繰り越される上場株式等に係る譲渡損失の金額 (⑤+⑦+⑧)			⑪	円

※ 1 平成27年分の申告では、「本年の3年前分」は平成24年分、「本年の2年前分」は平成25年分、「本年の前年分」は平成26年分になります（平成23年分以前に生じた上場株式等に係る譲渡損失の金額を平成27年分から控除することはできません）。

※ 2 平成27年分の申告では、平成26年分の申告の「所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表（上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除）」の欄の金額を記載します。

※ 3 「本年で差引く上場株式等に係る譲渡損失の金額」は、「前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額のうち最も古い年に生じた金額から順次控除します。

また、「本年分で差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額」は、同一の年に生じた「前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額」内においては、「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」④の金額（赤字の場合には、0とみなします。）及び⑥「本年分の損益計算後の分離課税配当所得金額」の合計額を限度として、まず株式等に係る譲渡所得等の金額から控除し、なお控除しきれない損失の金額があるときは、分離課税配当所得金額から控除します。

3 前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額を控除した後の本年分の分離課税配当所得金額の計算

- 「⑥本年分の損益通算後の分離課税配当所得金額」がない場合には、この欄の記載は要しません。

前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額を控除した後の本年分の特例課税配当所得金額(※) (6)-(10)	(12)	申告書第三表3へ 円
---	------	---------------

※ ⑫欄の金額を申告書へ転記するに当たって申告書第三表の⑭欄の金額が同⑩欄の金額から控除しきれない場合には、税務署にお尋ねください。

- 特例の内容又は記載方法についての詳しいことは、税務署にお尋ねください。

改正後

	一連番号	1 面
--	------	-----

平成__年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表 (特定投資株式に係る譲渡損失の損益の計算及び繰越控除用)

受付印
(住所又は事業所事務所居所など)

フリガナ氏名

この付表は、租税特別措置法第37条の13の2第4項(特定投資株式(いわゆるエンジェル税制の対象となる株式)に係る譲渡損失の損益の計算)又は第7項(特定投資株式に係る譲渡損失の繰越控除)の規定の適用を受ける方が、使用するものです。

○ 本年分において、「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」又は「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」がある方は、この付表を作成する前に、まず「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書(特定権利行使株式分及び特定投資株式分がある場合)」の作成をしてください。

1 本年分の特定投資株式及び上場株式等に係る譲渡損失の金額並びに上場株式等に係る配当所得等の金額(特定上場株式等の配当等に係る配当所得に係る部分については、分離課税を選択したものに限りです。以下「分離課税配当所得等金額」といいます。)の計算
(赤字の金額は、△を付けないで書きます。②面の2も同じです。)

○ 「①一般株式等に係る譲渡所得等の金額」及び「③上場株式等に係る譲渡所得等の金額」が黒字の場合又は「②特定投資株式に係る譲渡損失の金額」及び「④上場株式等に係る譲渡損失の金額」がない場合には、①及び②の記載は要しません。また、「⑦本年分の損益通算前の分離課税配当所得等金額」がない場合には、③の記載は要しません。

(1) 特定投資株式及び上場株式等に係る譲渡損失の金額

一般株式等に係る譲渡所得等の金額(損失の金額がない場合には0と書いてください。) (「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書(特定権利行使株式分及び特定投資株式分がある場合)」の①面の①の金額)	①	円
特定投資株式に係る譲渡損失の金額(損失の金額がない場合には0と書いてください。) (「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書(特定権利行使株式分及び特定投資株式分がある場合)」の①面の②の金額)	②	
上場株式等に係る譲渡所得等の金額(損失の金額がない場合には0と書いてください。) (「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書(特定権利行使株式分及び特定投資株式分がある場合)」の①面の③の金額)	③	
上場株式等に係る譲渡損失の金額(損失の金額がない場合には0と書いてください。) (「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書(特定権利行使株式分及び特定投資株式分がある場合)」の①面の④の金額(※))	④	

※ 各欄の金額は、租税特別措置法第37条の12の2第2項に規定する上場株式等の譲渡以外の上場株式等の譲渡(相対取引)がある場合については、同項に規定する上場株式等の譲渡に係る金額(「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書(特定権利行使株式分及び特定投資株式分がある場合)」の①面の②の括弧書きの金額)のみを記載します。

(2) 本年分の損益通算等の特定投資株式及び上場株式等に係る譲渡損失の金額

本年分の損益の計算前の特定投資株式に係る譲渡損失の金額 (①欄の金額と②欄の金額のうち、いずれか少ない方の金額)	⑤	円
本年分の損益通算前の上場株式等に係る譲渡損失の金額 (③欄の金額と④欄の金額のうち、いずれか少ない方の金額)	⑥	

(3) 本年分の損益通算前の分離課税配当所得等金額

種目・所得の生ずる場所	利息等・配当等の収入金額(税込)	配当所得に係る負債の利息
	円	円
合 計	② 申告書第三表⑤へ	④
本年分の損益通算前の分離課税配当所得等金額 (⑤～⑦)(赤字の場合には0と書いてください。)		⑦

(注) 利息所得に係る負債の利息は控除できません。

(4) 本年分の損益の計算後の特定投資株式に係る譲渡損失の金額又は上場株式等に係る譲渡所得等の金額

本年分の損益の計算前の上場株式等に係る譲渡所得等の金額 (「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書(特定権利行使株式分及び特定投資株式分がある場合)」の①面の「上場株式等」の③欄の金額)(赤字の場合には0と書いてください。)	⑧	円
本年分の損益の計算後の上場株式等に係る譲渡所得等の金額 (⑤欄の金額と⑥欄の金額の場合には0と書いてください。)	⑨	
本年分の損益の計算後の特定投資株式に係る譲渡損失の金額 (⑤欄の金額と⑦欄の金額の場合には0と書いてください。)	⑩	△を付して、申告書第三表⑤へ
本年分で見引く特定投資株式に係る譲渡損失の金額 (⑤欄の金額と⑦欄の金額のうち、いずれか少ない方の金額)	⑪	計算明細書の「上場株式等」の④へ

○ この付表は、申告書と一緒に提出してください。

(平成28年分以降用)
H28.11

改正前

	一連番号	1 面
--	------	-----

平成__年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表 (特定投資株式に係る譲渡損失の繰越控除用)

受付印
(住所又は事業所事務所居所など)

フリガナ氏名

この付表は、租税特別措置法第37条の13の2第4項に規定する特定投資株式(いわゆるエンジェル税制の対象となる株式)に係る譲渡損失の繰越控除の特例の規定の適用を受ける方が、3年前の年分以後の株式等に係る譲渡損失の金額を本年分の株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上控除するため、又は翌年以後に繰り越すために使用するものです。

○ 本年分において、「株式等に係る譲渡所得等の金額」がある方は、この付表を作成する前に、まず「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書(特定権利行使株式分及び特定投資株式分がある場合)」の作成をしてください。

1 本年分の特定投資株式及び上場株式等に係る譲渡損失の金額並びに分離課税を選択した上場株式等に係る配当所得等の金額(以下「分離課税配当所得等金額」といいます。)の計算
(赤字の金額は、△を付けないで書きます。2面の2も同じです。)

○ 「①株式等に係る譲渡所得等の金額」が黒字の場合又は「④特定投資株式に係る損失の金額」及び「⑤上場株式等に係る譲渡損失の金額」がない場合には、(1)及び(2)の記載は要しません。また、「⑧本年分の損益通算前の分離課税配当所得等金額」がない場合には、(3)の記載は要しません。

(1) 特定投資株式及び上場株式等に係る譲渡損失の金額

株式等に係る譲渡所得等の金額 (「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書(特定権利行使株式分及び特定投資株式分がある場合)」の「未公開分」及び「上場分」の①の金額の合計額)	①	円
特定投資株式の譲渡による損失の金額 (「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書(特定権利行使株式分及び特定投資株式分がある場合)」1面の②の金額)	②	
特定投資株式の価値喪失による損失の金額 (損失の金額がない場合には0と書いてください。) (「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書(特定権利行使株式分及び特定投資株式分がある場合)」1面の③の金額)	③	
特定投資株式に係る譲渡損失の金額 (損失の金額がない場合には0と書いてください。) (② + ③)	④	
上場株式等に係る譲渡損失の金額 (損失の金額がない場合には0と書いてください。) (「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書(特定権利行使株式分及び特定投資株式分がある場合)」1面の④の金額)	⑤	

(2) 本年分の特定投資株式に係る譲渡損失の金額及び損益通算前の上場株式等に係る譲渡損失の金額

本年分の特定投資株式に係る譲渡損失の金額 (①と②の金額のうち、①>②の場合は②と①-②の金額のうちいずれか少ない方の金額)	⑥	円
本年分の損益通算前の上場株式等に係る譲渡損失の金額 (③と⑤の金額のうち、いずれか少ない方の金額)	⑦	

(3) 本年分の損益通算前の分離課税配当所得等金額

種目・所得の生ずる場所	配当等の収入金額(税込)	負債の利息
	円	円
合 計 額	② 申告書第三表⑤へ	④
本年分の損益通算前の分離課税配当所得等金額 (⑤～⑦)(赤字の場合には0と書いてください。)		⑧

○ この付表は、申告書と一緒に提出してください。

(平成25年分以降用)
H27.11

改正後

2 面

(5) 本年分の損益通算後の上場株式等に係る譲渡損失の金額又は分離課税配当所得等金額

本年分の損益通算後の上場株式等に係る譲渡損失の金額 (⑥ー⑦) (⑥欄の金額が⑦欄の金額の場合には0と書いてください。)	⑥	△をつけて、申告書第三表⑤へ	円
本年分の損益通算後の分離課税配当所得等金額 (⑦ー⑧) (⑧欄の金額が⑦欄の金額の場合には0と書いてください。)	⑦	申告書第三表⑥へ	

2 翌年以後に繰り越される特定投資株式及び上場株式等に係る譲渡損失の金額の計算

譲渡損失の生じた年分	前年から繰り越された特定投資株式及び上場株式等に係る譲渡損失の金額	本年分で差し引く特定投資株式及び上場株式等に係る譲渡損失の金額 (※)	本年分で差し引くことのできなかった特定投資株式及び上場株式等に係る譲渡損失の金額
本年の 3年前分 (平成__年分)	① (特定投資株式に係る金額) 円	② (一般株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分) ③ (上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分)	本年の3年前分の譲渡損失の金額を翌年以後に繰り越すことはできません。
	④ (上場株式等に係る金額)	⑤ (一般株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分) ⑥ (上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分)	
	⑦ (特定投資株式に係る金額)	⑧ (一般株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分) ⑨ (上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分)	
本年の 2年前分 (平成__年分)	⑩ (特定投資株式に係る金額)	⑪ (一般株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分) ⑫ (上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分)	⑬ (⑩ー⑪ー⑫) 円
	⑬ (上場株式等に係る金額)	⑭ (一般株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分) ⑮ (上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分)	
	⑯ (特定投資株式に係る金額)	⑰ (一般株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分) ⑱ (上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分)	
本年の 前年分 (平成__年分)	⑲ (特定投資株式に係る金額)	⑳ (一般株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分) ㉑ (上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分)	⑳ (⑲ー㉑ー㉒) 円
	㉒ (上場株式等に係る金額)	㉓ (一般株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分) ㉔ (上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分)	
	㉕ (特定投資株式に係る金額)	㉖ (一般株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分) ㉗ (上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分)	
本年分一般株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く特定投資株式に係る譲渡損失の金額の合計額 (⑥+⑦+⑧)		①⑧ 計算明細書の「一般株式等」の①⑧へ	
本年分上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く特定投資株式に係る譲渡損失の金額の合計額 (⑨+⑩+⑪)		①⑨ 計算明細書の「上場株式等」の①⑨へ	
本年分上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額の合計額 (⑬+⑭+⑮)		①⑲ 計算明細書の「上場株式等」の①⑲へ	
本年分分離課税配当所得等金額から差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額の合計額 (⑯+⑰+⑱)		①⑲ 申告書第三表⑥へ	
翌年以後に繰り越される株式等 (特定投資株式及び上場株式等) に係る譲渡損失の金額 (⑬+⑭+⑮+⑯+⑰+⑱)		②② 申告書第三表⑥へ	円

※ 「本年分で差し引く特定投資株式及び上場株式等に係る譲渡損失の金額」は、「前年から繰り越された特定投資株式及び上場株式等に係る譲渡損失の金額」のうち最も古い年に生じた金額から順次控除し、同一の年に「特定投資株式に係る金額」と「上場株式等に係る金額」がある場合には、「特定投資株式に係る金額」から先に控除します。

また、「本年分で差し引く特定投資株式及び上場株式等に係る譲渡損失の金額」は、同一の年に生じた「前年から繰り越された特定投資株式及び上場株式等に係る譲渡損失の金額 (特定投資株式に係る金額)」内においては、「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書 (特定権利行使株式及び特定投資株式分がある場合)」の「一般株式等」の①⑧欄の金額 (赤字の場合には0とみなします。)及び「上場株式等」の①⑨欄の金額 (赤字の場合には0とみなします。)の合計額を限度として、まず一般株式等に係る譲渡所得等の金額から控除し、なお控除しきれない損失の金額があるときは、上場株式等に係る譲渡所得等の金額から控除します。そして、「前年から繰り越された特定投資株式及び上場株式等に係る譲渡損失の金額 (上場株式等に係る金額)」内においては、特定投資株式に係る金額を控除した後の「上場株式等」の①⑨欄の金額 (赤字の場合には0とみなします。)及び「①⑨本年分の損益通算後の分離課税配当所得等金額」の合計額を限度として、まず上場株式等に係る譲渡所得等の金額から控除し、なお控除しきれない損失の金額があるときは、分離課税配当所得等金額から控除します。

3 前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額を控除した後の本年分の分離課税配当所得等金額

○ 「①⑨本年分の損益通算後の分離課税配当所得等金額」がない場合には、この欄の記載は要しません。

前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額を控除した後の本年分の分離課税配当所得等金額 (※) (①⑨ー①)	①	申告書第三表⑥へ	円
--	---	----------	---

※ ①欄の金額を申告書へ転記するに当たって申告書第三表の⑥欄の金額が同①欄の金額から控除しきれない場合には、税務署にお尋ねください。

○ 特例の内容又は記載方法についての詳しいことは、税務署にお尋ねください。

改正前

2 面

(4) 本年分の損益通算後の上場株式等に係る譲渡損失の金額又は分離課税配当所得等金額

本年分の損益通算後の上場株式等に係る譲渡損失の金額 (⑦ー⑧) (⑦の金額が⑧の金額の場合には0と書いてください。) (⑧の記載がない場合には、⑦の金額を転記してください。)	⑦	△をつけて、申告書第三表⑤へ	円
本年分の損益通算後の分離課税配当所得等金額 (⑧ー⑨) (⑨の金額が⑧の金額の場合には0と書いてください。) (⑨の記載がない場合には、⑧の金額を転記してください。)	⑧	申告書第三表⑥へ	

2 翌年以後に繰り越される株式等に係る譲渡損失の金額の計算

譲渡損失の生じた年分	前年から繰り越された株式等に係る譲渡損失の金額	本年分で差し引く株式等に係る譲渡損失の金額 (※)	本年分で差し引くことのできなかった株式等に係る譲渡損失の金額
本年の 3年前分 (平成__年分)	① (特定投資株式に係る金額) 円	② (株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分) ③ (上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分)	
	④ (上場株式等に係る金額)	⑤ (株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分) ⑥ (一般株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分)	
	⑦ (特定投資株式に係る金額)	⑧ (株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分) ⑨ (上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分)	
本年の 2年前分 (平成__年分)	⑩ (特定投資株式に係る金額)	⑪ (株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分) ⑫ (上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分)	⑬ (⑩ー⑪ー⑫) 円
	⑬ (上場株式等に係る金額)	⑭ (株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分) ⑮ (一般株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分)	
	⑯ (特定投資株式に係る金額)	⑰ (株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分) ⑱ (上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分)	
本年の 前年分 (平成__年分)	⑲ (特定投資株式に係る金額)	⑳ (株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分) ㉑ (上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分)	㉒ (⑲ー㉑ー㉒) 円
	㉒ (上場株式等に係る金額)	㉓ (株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分) ㉔ (一般株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分)	
	㉕ (特定投資株式に係る金額)	㉖ (株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分) ㉗ (上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分)	
本年分株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く株式等に係る譲渡損失の金額の合計額 (⑦+⑧+⑨+⑩+⑪+⑫)		①⑤ 株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書①へ	
本年分分離課税配当所得等金額から差し引く株式等に係る譲渡損失の金額の合計額 (⑬+⑭+⑮)		①⑥ 申告書第三表⑥へ	
翌年以後に繰り越される株式等に係る譲渡損失の金額 (⑬+⑭+⑮+⑯+⑰+⑱)		①⑦ 申告書第三表⑥へ	円

※ 「本年分で差し引く株式等に係る譲渡損失の金額」は、「前年から繰り越された株式等に係る譲渡損失の金額」のうち最も古い年に生じた金額から順次控除し、同一の年に「特定投資株式に係る金額」と「上場株式等に係る金額」がある場合には、「特定投資株式に係る金額」から先に控除します。

また、「本年分で差し引く株式等に係る譲渡損失の金額」は、同一の年に生じた「前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額」内においては、「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書 (特定権利行使株式分及び特定投資株式分がある場合)」の「未公開分」の①⑤欄の金額 (赤字の場合には、0とみなします。)及び「上場分」の①⑥欄の金額 (赤字の場合には、0とみなします。)並びに「①⑥本年分の損益通算後の分離課税配当所得等金額」の合計額を限度として、まず株式等に係る譲渡所得等の金額から控除し、なお控除しきれない損失の金額があるときは、分離課税配当所得等金額から控除します。

3 前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額を控除した後の本年分の分離課税配当所得等金額の計算

○ 「①⑥本年分の損益通算後の分離課税配当所得等金額」がない場合には、この欄の記載は要しません。

前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額を控除した後の本年分の分離課税配当所得等金額 (※) (①⑥ー①)	①	申告書第三表⑥へ	円
--	---	----------	---

※ ①欄の金額を申告書へ転記するに当たって申告書第三表の⑥欄の金額が同①欄の金額から控除しきれない場合には、税務署にお尋ねください。

○ 特例の内容又は記載方法についての詳しいことは、税務署にお尋ねください。

改正後

改正前

株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書

【平成 年分】

整理番号

この明細書は、「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」又は「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」を計算する場合に使用するものです。
 なお、国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】の「確定申告書等作成コーナー」の画面の案内に従って収入金額などの必要項目を入力することにより、この明細書や確定申告書などを作成することができます。

住 所 (前住所)	()	フリガナ 氏 名	()
電話番号 (連絡先)		職業	
		関与税理士名 (電 話)	()

※ 譲渡した年の1月1日以後に転居された方は、前住所も記載してください。

1 所得金額の計算

		一般株式等	上場株式等
収 入 金 額	譲渡による収入金額 ①	円	円
	その他の収入 ②		
	小 計 (①+②) ③	申告書第三表②へ	申告書第三表②へ
必 要 経 費 は 譲 渡 損 失 金 額 等	取得費(取得価額) ④		
	譲渡のための委託手数料 ⑤		
	小計(④から⑥までの計) ⑦		
	特定管理株式等のみなし譲渡損失の金額(※1) (△を付けないで書いてください。) ⑧		
	差引金額(③-⑦-⑧) ⑨		
	特定投資株式の取得に要した金額の控除(※2) (※欄が赤字の場合は△を書いてください。) ⑩		
	所得金額(⑨-⑩) ⑪	申告書第三表④へ	黒字の場合は申告書第三表⑤へ
	本年分で差し引く上場株式等に係る繰越損失の金額(※3) ⑫		申告書第三表⑥へ
	繰越控除後の所得金額(※4) (⑪-⑫) ⑬	申告書第三表③へ	申告書第三表③へ

(注) 租税特別措置法第37条の12の2第2項に規定する上場株式等の譲渡以外の上場株式等の譲渡(相対取引)がある場合の「上場株式等」の①から⑬までの各欄については、同項に規定する上場株式等の譲渡に係る金額を括弧書き(内書)により記載してください。なお、「上場株式等」の⑪欄の金額が相対取引による赤字のみの場合は、申告書第三表の⑪欄に0を記載します。

- ※1 「特定管理株式等のみなし譲渡損失の金額」とは、租税特別措置法第37条の11の2第1項の規定により、同法第37条の12の2第2項に規定する上場株式等の譲渡をしたことにより生じた損失の金額とみなされるものをいいます。
- ※2 ⑩欄の金額は、「特定(新規)中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除の明細書」で計算した金額に基づき、「上場分」、「未公開分」の順に、⑪欄の金額を限度として控除します。
- ※3 ⑫欄の金額は、「上場株式等」の⑪欄の金額を限度として控除し、「上場株式等」の⑪欄の金額が0又は赤字の場合には記載しません。なお、⑫欄の金額を「一般株式等」から控除することはできません。
- ※4 ⑬欄の金額は、⑪欄の金額が0又は赤字の場合には記載しません。また、⑬欄の金額を申告書に転記するに当たって申告書第三表の⑬欄の金額が同⑬欄の金額から控除されない場合には、税務署にお尋ねください。

整理欄

(平成28年分以降用)

H27.11

株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書

【平成 年分】

番 号

この明細書は、株式等の譲渡による譲渡所得等の金額の計算用として使用するものです。「株式等の譲渡所得等の申告のしかた(記載例)」(国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】からダウンロードできます。税務署にも用意してあります。)を参考に、取引報告書などに基づいて記載してください。
 なお、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」の画面の案内に従って収入金額などの必要項目を入力することにより、この明細書や確定申告書などを作成することができます。

住 所 (前住所)	()	フリガナ 氏 名	()
電話番号 (連絡先)		職業	
		関与税理士名 (電 話)	()

※ 譲渡した年の1月1日以後に転居された方は、前住所も記載してください。

1 所得金額の計算

		未公開分	上 場 分
収 入 金 額	譲渡による収入金額 ①	円	円
	その他の収入 ②		
	小 計 (①+②) ③	申告書第三表②へ	申告書第三表②へ
必 要 経 費 は 譲 渡 損 失 金 額 等	取得費(取得価額) ④		
	譲渡のための委託手数料 ⑤		
	小計(④から⑥までの計) ⑦		
	特定管理株式等のみなし譲渡損失の金額(※1) (△を付けないで書いてください。) ⑧		
	差引金額(③-⑦-⑧) ⑨		
	特定投資株式の取得に要した金額の控除(※2) (※欄が赤字の場合は△を書いてください。) ⑩		
	所得金額(⑨-⑩) ⑪	申告書第三表④へ	黒字の場合は申告書第三表⑤へ
	本年分で差し引く株式等に係る繰越損失の金額(※3) ⑫	申告書第三表⑥へ	申告書第三表⑥へ
	繰越控除後の所得金額(※4) (⑪-⑫) ⑬	申告書第三表③へ	申告書第三表③へ

(注) 上場株式等を相対取引により譲渡した場合には、「未公開分」に記載します。

- ※1 「特定管理株式等」とは、租税特別措置法第37条の10の2第1項に規定する特定管理株式及び特定保有株式をいいます。
- ※2 ⑩欄の金額は、「特定(新規)中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除の明細書」で計算した金額に基づき、「上場分」、「未公開分」の順に、⑪欄の金額を限度として控除します。
- ※3 ⑫欄の金額は、⑪欄の金額が0又は赤字の場合には記載しません。
 本年分で差し引く株式等に係る繰越損失の金額は、「所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表(上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除適用)」の2の⑨欄の金額を、「未公開分」、「上場分」の順に、⑪欄の金額を限度として控除します。
- ※4 ⑬欄の金額は、⑪欄の金額が0又は赤字の場合には記載しません。また、⑬欄の金額を申告書へ転記するに当たって申告書第三表の⑬欄の金額が同⑬欄の金額から控除されない場合には、税務署にお尋ねください。

整理欄

(平成27年分以降用)

H27.11

改正後

2 面 (計算明細書)

2 申告する特定口座の上場株式等に係る譲渡所得等の金額の合計

口 座 の 区 分	取 引 先 (金融商品取引業者等)	譲渡の対価の額 (収 入 金 額)	取得費及び 譲渡に要した 費用の額等	差 引 金 額 (譲渡所得等の金額)	源泉徴収税額
源泉口座 ・ 簡易口座	証券会社 銀 行 ()	本 店 支 店 出張所 ()	円	円	円
源泉口座 ・ 簡易口座	証券会社 銀 行 ()	本 店 支 店 出張所 ()			
源泉口座 ・ 簡易口座	証券会社 銀 行 ()	本 店 支 店 出張所 ()			
源泉口座 ・ 簡易口座	証券会社 銀 行 ()	本 店 支 店 出張所 ()			
源泉口座 ・ 簡易口座	証券会社 銀 行 ()	本 店 支 店 出張所 ()			
合 計 (上場株式等 (特定口座))		1面①へ	1面④へ		申告書第二表「所 得の内訳」欄へ

【参考】 特定口座以外で譲渡した株式等の明細

区 分	譲 渡 年月日 (償還日)	譲渡した 株 式 等 の 銘 柄	数 量	譲渡先 (金融商品 取引業者等) の 所在地・名称等	譲渡による 収 入 金 額	取 得 費 (取得価額)	譲 渡 の た めの 委 託 手 数 料	取 得 年 月 日
一般株式等 ・ 上場株式等	・ ・		株(口、円)		円	円	円	・ ・ (・ ・ ・)
一般株式等 ・ 上場株式等	・ ・							・ ・ (・ ・ ・)
一般株式等 ・ 上場株式等	・ ・							・ ・ (・ ・ ・)
一般株式等 ・ 上場株式等	・ ・							・ ・ (・ ・ ・)
一般株式等 ・ 上場株式等	・ ・							・ ・ (・ ・ ・)
合 計		一 般 株 式 等			1面①へ	1面④へ	1面⑤へ	
		上場株式等 (一般口座)			1面①へ	1面④へ	1面⑤へ	

改正前

2 面 (計算明細書)

2 申告する特定口座の株式等に係る譲渡所得等の金額の合計

口 座 の 区 分	取 引 先 (金融商品取引業者等)	譲渡の対価の額 (収 入 金 額)	取得費及び 譲渡に要した 費用の額等	差 引 金 額 (譲渡所得等の金額)	源泉徴収税額
源泉口座 ・ 簡易口座	証券会社 銀 行 ()	本 店 支 店 出張所 ()	円	円	円
源泉口座 ・ 簡易口座	証券会社 銀 行 ()	本 店 支 店 出張所 ()			
源泉口座 ・ 簡易口座	証券会社 銀 行 ()	本 店 支 店 出張所 ()			
源泉口座 ・ 簡易口座	証券会社 銀 行 ()	本 店 支 店 出張所 ()			
源泉口座 ・ 簡易口座	証券会社 銀 行 ()	本 店 支 店 出張所 ()			
合 計 (上場分 (特定口座))		1面①へ	1面④へ		申告書第二表「所 得の内訳」欄へ

【参考】 特定口座以外で譲渡した株式等の明細

区 分	譲 渡 年月日	譲渡した 株 式 等 の 銘 柄	数 量	譲渡先 (金融商品 取引業者等) の 所在地・名称等	譲渡による 収 入 金 額	取 得 費 (取得価額)	譲 渡 の た めの 委 託 手 数 料	取 得 年 月 日
未公開分 ・ 上 場 分	・ ・		株 口		円	円	円	・ ・ (・ ・ ・)
未公開分 ・ 上 場 分	・ ・							・ ・ (・ ・ ・)
未公開分 ・ 上 場 分	・ ・							・ ・ (・ ・ ・)
未公開分 ・ 上 場 分	・ ・							・ ・ (・ ・ ・)
未公開分 ・ 上 場 分	・ ・							・ ・ (・ ・ ・)
合 計		未 公 開 分			1面①へ	1面④へ	1面⑤へ	
		上 場 分 (一 般 口 座)			1面①へ	1面④へ	1面⑤へ	

改正後

改正前

株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書
(特定権利行使株式分及び特定投資株式分がある場合)

【平成 年分】

整理番号

この明細書は、租税特別措置法第29条の2に規定する特定権利行使株式（いわゆる税制適格ストック・オプションにより取得した株式）又は租税特別措置法第37条の13の2及び平成20年改正前租税特別措置法第37条の13の3に規定する特定投資株式（いわゆるエンジェル税制の対象となる株式）を譲渡した方が使用するものです。

住所 (前住所)	()	フリガナ 氏 名	()
電話番号 (連絡先)		関与税理士名 (電 話)	()

※ 譲渡した年の1月1日以後に転居された方は、前住所も記載してください。

1 所得金額の計算

(単位：円)

	一般株式等	内、特定権利 行使株式分	内、特定投資 株式分	内、公開等 特定株式分	上場株式等	内、特定権利 行使株式分	内、公開等 特定株式分
収入 金額	譲渡による 収入金額 ①						
	その他の収入 ②						
	小計 (①+②) ③	申告書第三表①へ			申告書第三表②へ		
	取 得 費 (取得価額) ④						
	譲渡のための 委託手数料 ⑤						
	⑥						
	小 計 (④から⑥までの計) ⑦						
	特定管理株式等のみなし 譲渡損失の金額 (※1) (△を付けないで書いてください。)						
	特定投資株式の価額減損失の金額 (※2) (△を付けないで書いてください。)						
	差引金額 (③-⑦-⑧-⑨) ⑩		㉓	㉔	㉕		㉖
特定投資株式の取得に 要した金額の控除 (※3) (※4の適用を要する場合は△を付けないで書いてください。)							
所得金額 (⑩-⑪) ⑫	㉗		㉘	㉙		㉚	
公開等特定株式の計算 (※3) (※4の適用を要する場合は△を付けないで書いてください。)							
本年分で差し引く特定投資株式 に係る繰越損失の金額 (※4) ⑬							
本年分の譲渡の計算後の所得金額 (⑩-⑬) (※5) ⑭	申告書第三表②へ				最字の欄には申告書第三表②へ		
本年分で差し引く特定投資株式 に係る繰越損失の金額 (※4) ⑮	申告書第三表③へ				申告書第三表④へ		
本年分で差し引く上場株式等 に係る繰越損失の金額 (※4) ⑯					申告書第三表⑤へ		
繰越控除後の所得金額 (※6) (⑭-⑮-⑯) ⑰	申告書第三表③へ				申告書第三表⑤へ		

(※1) 租税特別措置法第37条の10の2第2項に規定する上場株式等の譲渡以外の上場株式等の譲渡（相対取引）がある場合は、⑧から⑩までの各欄については、当該規定する上場株式等の譲渡に係る金額を控除（内書）により記載してください。

※2 「特定管理株式等のみなし譲渡損失の金額」とは、租税特別措置法第37条の11の2第1項の規定により、同法第37条の12の2第2項に規定する上場株式等の譲渡をしたことにより生じた損失の金額とみなされるものをいいます。

※3 ⑧欄の金額は、「特定（新規）中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除の明細書」で計算した金額に基づき、「一般株式等」「上場株式等」の欄に、⑧欄の金額を限度として控除します。「公開等特定株式等」をそれ以外のものが有る場合には、これをそれらの「公開等特定株式等」から控除します。また、⑧欄の金額が「⑩の金額×⑦の割合」の値は「一般株式等」の「公開等特定株式等」の⑩欄の金額を限度として、「⑩の金額×⑦の割合」の値は「上場株式等」の「公開等特定株式等」の⑩欄の金額を限度として記載します。

※4 「一般株式等」の⑩欄の金額は⑩の金額が0又は赤字の場合には⑩の金額を、「上場株式等」の⑩欄の金額は⑩の金額が0又は赤字の場合には⑩の金額を、⑩の5の計算を行わずに記載します。

※5 ⑭欄、⑯欄及び⑰欄の金額は、「所得税及び復興特別所得税の確定申告書付属（特定投資株式に係る繰越損失の損益の計算及び繰越控除用）」で計算した金額に基づき記載します。

※6 ⑰欄の金額は、⑰欄の金額が0又は赤字の場合には記載しません。また、⑰欄の金額を申告書へ転記するに当たって申告書第三表の⑰欄の金額が0又は赤字の場合には、転記しなくても構いません。

※7 ⑰欄の金額は、⑰欄の金額が0又は赤字の場合には記載しません。また、⑰欄の金額を申告書へ転記するに当たって申告書第三表の⑰欄の金額が0又は赤字の場合には、転記しなくても構いません。

整理番号

(平成28年分以降用)

H28.11

株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書
(特定権利行使株式分及び特定投資株式分がある場合)

【平成 年分】

番 号

この明細書は、租税特別措置法第29条の2に規定する特定権利行使株式（いわゆる税制適格ストック・オプションにより取得した株式）又は租税特別措置法第37条の13の2及び平成20年改正前租税特別措置法第37条の13の3に規定する特定投資株式（いわゆるエンジェル税制の対象となる株式）を譲渡した方が使用するものです。

住所 (前住所)	()	フリガナ 氏 名	()
電話番号 (連絡先)		関与税理士名 (電 話)	()

1 所得金額の計算

(単位：円)

		未 公 開 分	内、特定権利 行使株式分	内、特定 投資株式分	上 場 分	内、特定権利 行使株式分	内、公開等 特定株式分
収入 金額	譲渡による 収入金額 ①						
	その他の収入 ②						
	小 計 (①+②) ③	申告書第三表③へ			申告書第三表③へ		
	取得費 (取得価額) ④						
必経文書に 添付する 資料	譲渡のため の委託手数料 ⑤						
	⑥						
	小 計 (④から⑥までの計) ⑦						
	特定管理株式等のみなし 譲渡損失の金額 (※1) ⑧						
	差引金額 (③-④-⑤-⑥) ⑨				⑩		特
特定投資株式の取得に 要した金額の控除 (※2) ⑩							
特定投資株式の 価額減損失の金額 (※3の3③の金額を記入してください) ⑪							
所得金額 (⑨-⑩-⑪) ⑫	申告書第三表③へ		否		⑬		⑭
公開等特定株式の計算 (※3) (2⑤の1で計算した金額を記入してください) ⑬					基下の場合は申告書第三表③へ		
本年分で差し引く株式等 に係る繰越損失の金額 (※4) ⑭	申告書第三表③へ				申告書第三表③へ		
繰越控除後の所得金額 (※5) (⑫-⑭又は⑫-⑬) ⑮	申告書第三表③へ				申告書第三表③へ		

(注) 上場株式等を相対取引により譲渡した場合には、「未公開分」に記載します。

※1 「特定管理株式等」とは、租税特別措置法第37条の10の2第1項に規定する特定管理株式及び特定保

有株式をいいます。

※2 ⑧欄の金額は、「特定（新規）中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除の明細書」で計算した金額に基づき、「上場分」「公開等特定株式分」とそれ以外の上場分がある場合には、先に「公開等特定株式分」から控除します。また、「未公開分」の欄に、⑧欄の金額を限度として控除します。また、⑧欄の金額が⑩の金額より小さい場合には、「公開等特定株式分」の⑩欄には、⑩の金額を限度として記載します。

※3 ⑩欄の金額は、⑩欄の金額が0又は赤字の場合には、⑩の5の計算を行わずに⑩の金額をそのまま記載してください。

※4 ⑭欄の金額は、⑭欄の金額が0又は赤字の場合には記載しません。

※5 本年分で差し引く株式等に係る繰越損失の金額は、「所得税及び復興特別所得税の確定申告書付属（特定投資株式に係る繰越損失の繰越控除用）」の2の⑰欄の金額を、「未公開分」「上場分」「公開等特定株式分」とそれ以外の上場分がある場合には、先に「公開等特定株式分」の⑰欄に控除します。

※6 ⑰欄の金額は、⑰欄の金額が0又は赤字の場合には記載しません。また、⑰欄の金額を申告書へ転記するに当たって申告書第三表の⑰欄の金額が0又は赤字の場合には、転記しなくても構いません。

整理番号

(平成25年分以降用)

H27.11

改正後

2 面

2 申告する特定口座の上場株式等に係る譲渡所得等の金額の合計

口座の区分	取引先 (金融商品取引業者等)	譲渡の対価の額 (収入金額)	取得費及び 譲渡に要した 費用の額等	差引金額 (譲渡所得等の金額)	源泉徴収税額
源泉口座 ・ 簡易口座	証券会社 () 本店 支店 出張所 ()	円	円	円	円
源泉口座 ・ 簡易口座	証券会社 () 本店 支店 出張所 ()				
合 計 (上場株式等(特定口座))		① ④ ① へ	① ④ ④ へ		申告書第二表「所得の内訳」欄へ

3 特定投資株式の価値喪失の金額の計算

① 特定株数	② 1株当たりの取得費	③ 特定投資株式の価値喪失の金額 (①×②)
株	円	「1 所得金額の計算」の「一般株式等」の③へ

③ ①及び②は、「株式の異動明細書」の「異動事由」欄の清算終了等の直前の特定株数と、その時における1株当たりの取得費を記載してください。

4 公開等特定株式に該当する株式数の計算

【譲渡の日： 年 月 日】

① 譲渡の時の直前の特定株数	株
② 平成12年4月1日から譲渡の日の3年前の日の前日(取得期間)までに払込みにより取得した株式数	株
③ 公開等特定株式に該当する株式数 (①又は②のいずれか少ない株式数)	株

③ ①「譲渡の時の直前の特定株数」は、譲渡の時の直前における「株式の異動明細書」の「⑦特定株数」欄の株式数を記載してください。

② 「平成12年4月1日から譲渡の日の3年前の日の前日(取得期間)までに払込みにより取得した株式数」は、既に「特定投資株式に係る譲渡所得等の課税の特例」の適用を受けた株式数を除きます。

③ 公開等特定株式に該当する株式について、譲渡した株式数が③の株式数を上回る場合には、③の株式数が公開等特定株式に該当する株式数の上限となりますので、①②の「一般株式等」又は「上場株式等」の「内、公開等特定株式分」には、③の株式数に相当する金額のみ記載してください。

5 公開等特定株式に係る所得金額の計算

一般株式等	「1 所得金額の計算」②欄(所得金額)が「A≧B」の場合	(A-B÷2)	「1 所得金額の計算」の「一般株式等」の③へ
	「1 所得金額の計算」②欄(所得金額)が「A<B」の場合	(A÷2)	「1 所得金額の計算」の「一般株式等」の③へ
上場株式等	「1 所得金額の計算」②欄(所得金額)が「C≧D」の場合	(C-D÷2)	「1 所得金額の計算」の「上場株式等」の③へ
	「1 所得金額の計算」②欄(所得金額)が「C<D」の場合	(C÷2)	「1 所得金額の計算」の「上場株式等」の③へ

【参考】 特定口座以外で譲渡した株式等の明細

区分	譲渡年月日 (償還日)	譲渡した株式等の銘柄	数量	譲渡先(金融商品取引業者等)の所在地・名称等(※)	譲渡による収入金額	取得費(取得価額)	譲渡のための委託手数料	取得年月日
一般株式等 ・ 上場株式等	・	株(口、円)			円	円	円	・
一般株式等 ・ 上場株式等	・							(・)
合 計					① ④ ① へ	① ④ ④ へ	① ④ ⑤ へ	
上場株式等(一般口座)					① ④ ① へ	① ④ ④ へ	① ④ ⑤ へ	

※ 特定権利行使株式に係る償還の委託の解約等があった場合のみなし譲渡課税が行われたときは、次の事由を、この欄に括弧書きで記載してください。
(事由) 譲渡口座譲渡への記載等の解約、譲渡口座譲渡への記載等の終了、償還委託の解約、償還委託の終了、管理等委託の解約、管理等委託の終了、譲渡、相続、遺贈、信託譲渡

○ 特例の内容又は記載方法については、税務署にお尋ねください。

改正前

2 面

2 申告する特定口座の株式等に係る譲渡所得等の金額の合計

口座の区分	取引先 (金融商品取引業者等)	譲渡の対価の額 (収入金額)	取得費及び 譲渡に要した 費用の額等	差引金額 (譲渡所得等の金額)	源泉徴収税額
源泉口座 ・ 簡易口座	証券会社 () 本店 支店 出張所 ()	円	円	円	円
源泉口座 ・ 簡易口座	証券会社 () 本店 支店 出張所 ()				
合 計 (上場分(特定口座))		① ④ ① へ	① ④ ④ へ		申告書第二表「所得の内訳」欄へ

3 特定投資株式の価値喪失の金額の計算

① 特定株数	② 1株当たりの取得費	③ 特定投資株式の価値喪失の金額 (①×②)
株	円	「1 所得金額の計算」の③へ

③ ①及び②は、「株式の異動明細書」の「異動事由」欄の清算終了等の直前の特定株数と、そのときにおける1株当たりの取得費を記載してください。

4 公開等特定株式に該当する株式数の計算

【譲渡の日： 年 月 日】

① 譲渡の時の直前の特定株数	株
② 平成12年4月1日から譲渡の日の3年前の日の前日(取得期間)までに払込みにより取得した株式数	株
③ 公開等特定株式に該当する株式数 (①又は②のいずれか少ない株式数)	株

③ ①「譲渡の時の直前の特定株数」は、譲渡の時の直前における「株式の異動明細書」の「⑦特定株数」欄の株式数を記載してください。

② 「平成12年4月1日から譲渡の日の3年前の日の前日(取得期間)までに払込みにより取得した株式数」は、既に「特定投資株式に係る譲渡所得等の課税の特例」の適用を受けた株式数を除きます。

③ 公開等特定株式に該当する株式について、譲渡した株式数が③の株式数を上回る場合には、③の株式数が公開等特定株式に該当する株式数の上限となりますので、①②の「上場分」の「内、公開等特定株式分」には、③の株式数に相当する金額のみ記載してください。

5 公開等特定株式に係る所得金額の計算

「1 所得金額の計算」②欄(所得金額)が「B≧C」の場合	(B-C÷2)	「1 所得金額の計算」③へ
「1 所得金額の計算」②欄(所得金額)が「B<C」の場合	(B÷2)	「1 所得金額の計算」③へ

【参考】 特定口座以外で譲渡した株式等の明細

区分	譲渡年月日 (償還日)	譲渡した株式等の銘柄	数量	譲渡先(金融商品取引業者等)の所在地・名称等(※)	譲渡による収入金額	取得費(取得価額)	譲渡のための委託手数料	取得年月日
未公開分 上場分	・	株(口、円)			円	円	円	・
未公開分 上場分	・							(・)
合 計					① ④ ① へ	① ④ ④ へ	① ④ ⑤ へ	
上場分(一般口座)					① ④ ① へ	① ④ ④ へ	① ④ ⑤ へ	

※ 特定権利行使株式に係る償還の委託の解約等があった場合のみなし譲渡課税が行われたときは、次の事由を、この欄に () 書きで記載してください。
(事由) 譲渡口座譲渡への記載等の解約、譲渡口座譲渡への記載等の終了、償還委託の解約、償還委託の終了、管理等委託の解約、管理等委託の終了、譲渡、相続、遺贈、信託譲渡

○ 特例の内容又は記載方法については、税務署にお尋ねください。

改正後

株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書

【平成 年分】

(国内事業管理親法人株式を国内において行う事業に係る資産として管理しなくなった場合又は譲渡した場合)

整理番号

この明細書は、国内に恒久的施設を有する非居住者の方が、租税特別措置法第37条の14の3に規定する国内事業管理親法人株式の全部又は一部を、(1) 国内において行う事業に係る資産として管理しなくなった場合又は(2) 譲渡した場合に使用するものです。

納税地	住所地・事業所等 (該当するものを○で囲んでください。)	フリガナ氏名	
電話番号 (連絡先)	職業 (屋号) ()	関与税理士名 (電 話) ()	

1 所得金額の計算

		一般株式等	上場株式等
収入金額	譲渡による収入金額 ①	円	円
	譲渡があったものとみなされる金額(※1) ②		
	その他の収入 ③		
必経受は譲渡した資産等	小計 (①から③までの計) ④	申告書第三表④へ	申告書第三表④へ
	取得費 (取得価額) ⑤		
	譲渡のための委託手数料 ⑥		
必経受は譲渡した資産等	小計 (⑤から⑦までの計) ⑧		
	特定管理株式等のみなし譲渡損失の金額(※2) (△を付けないで書いてください。) ⑨		
	差引金額 (④－⑧－⑨) ⑩		
必経受は譲渡した資産等	特定投資株式の取得に要した金額の控除(※3) (※4が赤字の場合は0と書いてください。) ⑪		
	所得金額 (⑩－⑪) ⑫	申告書第三表⑫へ	赤字の場合は申告書第三表⑫へ
	本年分で差し引く上場株式等に係る繰越損失の金額(※4) ⑬		申告書第三表⑬へ
必経受は譲渡した資産等	繰越控除後の所得金額(※5) (⑫－⑬) ⑭	申告書第三表⑭へ	申告書第三表⑭へ

(注) 租税特別措置法第37条の12の2第2項に規定する上場株式等の譲渡以外の上場株式等の譲渡(相対取引)がある場合(国内事業管理親法人株式を国内において行う事業に係る資産として管理しなくなったために譲渡があったものとみなされる場合を含みます。)(「上場株式等」の①から⑭までの各欄については、同項に規定する上場株式等の譲渡に係る金額を括弧書き(内容)により記載してください。なお、「上場株式等」の⑫欄の金額が相対取引による赤字のみの場合は、申告書第三表の⑫欄に0を記載します。

※1 ②欄には、②面の3の「譲渡があったものとみなされる金額」の合計額を記載します。

※2 「特定管理株式等のみなし譲渡損失の金額」とは、租税特別措置法第37条の11の2第1項の規定により、同法第37条の12の2第2項に規定する上場株式等の譲渡をしたことにより生じた損失の金額とみなされるものをいいます。

※3 ⑪欄の金額は、「特定(新規)中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除の明細書」で計算した金額に基づき、「一般株式等」、「上場株式等」の⑪欄の金額を限度として控除します。

※4 ⑬欄の金額は、「上場株式等」の⑬欄の金額を限度として控除し、「上場株式等」の⑬欄の金額が0又は赤字の場合には記載しません。なお、⑬欄の金額を「一般株式等」から控除することはできません。

※5 ⑭欄の金額は、⑫欄の金額が0又は赤字の場合には記載しません。また、⑭欄の金額を申告書へ転記するに当たって申告書第三表の⑭欄の金額が同⑭欄の金額から控除されない場合には、税務署にお尋ねください。

(平成28年分以降用)

H28.11

改正前

株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書

【平成 年分】

(国内事業管理親法人株式を国内において行う事業に係る資産として管理しなくなった場合又は譲渡した場合)

番 号

この明細書は、国内に恒久的施設を有する非居住者の方が、租税特別措置法第37条の14の2に規定する国内事業管理親法人株式の全部又は一部を、(1) 国内において行う事業に係る資産として管理しなくなった場合又は(2) 譲渡した場合に使用するものです。

納税地	住所地・事業所等 (該当するものを○で囲んでください。)	フリガナ氏名	
電話番号 (連絡先)	職業 (屋号) ()	関与税理士名 (電 話) ()	

1 所得金額の計算

		未公開分	上場分
収入金額	譲渡による収入金額 ①	円	円
	譲渡があったものとみなされる金額(※1) ②		
	その他の収入 ③		
必経受は譲渡した資産等	小計 (①から③までの計) ④	申告書第三表④へ	申告書第三表④へ
	取得費 (取得価額) ⑤		
	譲渡のための委託手数料 ⑥		
必経受は譲渡した資産等	小計 (⑤から⑦までの計) ⑧		
	特定管理株式等のみなし譲渡損失の金額(※2) (△を付けないで書いてください。) ⑨		
	差引金額 (④－⑧－⑨) ⑩		
必経受は譲渡した資産等	特定投資株式の取得に要した金額の控除(※3) (※4が赤字の場合は0と書いてください。) ⑪		
	所得金額 (⑩－⑪) ⑫	申告書第三表⑫へ	赤字の場合は申告書第三表⑫へ
	本年分で差し引く株式等に係る繰越損失の金額(※4) ⑬	申告書第三表⑬へ	申告書第三表⑬へ
必経受は譲渡した資産等	繰越控除後の所得金額(※5) (⑫－⑬) ⑭	申告書第三表⑭へ	申告書第三表⑭へ

(注) 上場株式等を相対取引により譲渡した場合及び国内事業管理親法人株式を国内において行う事業に係る資産として管理しなくなったために譲渡があったものとみなされる場合には、「未公開分」に記載します。

※1 ②欄には、②面の3の「譲渡があったものとみなされる金額」の合計額を記載します。

※2 「特定管理株式等」とは、租税特別措置法第37条の10の2第1項に規定する特定管理株式及び特定保有株式をいいます。

※3 ⑪欄の金額は、「特定(新規)中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除の明細書」で計算した金額に基づき、「上場分」、「未公開分」の順に、⑪欄の金額を限度として控除します。

※4 ⑬欄の金額は、⑬欄の金額が0又は赤字の場合には記載しません。本年分で差し引く株式等に係る繰越損失の金額は、「所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表(上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除用)」の2の⑬欄の金額を、「未公開分」、「上場分」の順に控除します。

※5 ⑭欄の金額は、⑫欄の金額が0又は赤字の場合には記載しません。また、⑭欄の金額を申告書へ転記するに当たって申告書第三表の⑭欄の金額が同⑭欄の金額から控除されない場合には、税務署にお尋ねください。

整理番号

(平成25年分以降用)

H27.11

改正後

2 面

2 申告する特定口座の上場株式等に係る譲渡所得等の金額の合計

口座の区分	取引先 (金融商品取引業者等)	譲渡の対価の額 (収入金額)	取得費及び 譲渡に要した 費用の額等	差引金額 (譲渡所得等の金額)	源泉徴収税額
源泉口座 ・ 簡易口座	証券会社 銀行 ()	本店 支店 出張所 ()			円
源泉口座 ・ 簡易口座	証券会社 銀行 ()	本店 支店 出張所 ()			
合 計 (上場株式等(特定口座))			1 面①へ	1 面⑤へ	申告書第三表「所得の内訳」欄へ

3 国内において行う事業に係る資産として管理しなくなった国内事業管理親法人株式の明細

管理しなくなる行為の区分(※1)	その行為が行われた年月日	その行為が行われた国内事業管理親法人株式の銘柄	その行為が行われた株式の数(又は出資の金額)	譲渡があったものとみなされる金額	取得費(取得価額)	取得年月日(※2)
① 国内において行う事業に係る資産として管理しなくなる行為 ② 国外にある住所、居所又は事務所、事業所その他これらに準ずるものに転管する行為 ③ その他国内の恒久的施設において管理しなくなる行為	・ ・		株(円)	円		・ ・ (・ ・ ・) 【 税務署 】
① 国内において行う事業に係る資産として管理しなくなる行為 ② 国外にある住所、居所又は事務所、事業所その他これらに準ずるものに転管する行為 ③ その他国内の恒久的施設において管理しなくなる行為	・ ・					・ ・ (・ ・ ・) 【 税務署 】

※1 「管理しなくなる行為の区分」欄は、それぞれ該当する行為の番号を○で囲んでください。

※2 「取得年月日」欄には、その行為が行われた国内事業管理親法人株式の交付を受けた年月日を記載し、() 内にその国内事業管理親法人株式に対応する国内事業管理株式を取得した年月日、【 】内にその国内事業管理親法人株式の交付に係る「国内事業管理親法人株式の交付を受けた場合の届出書」を提出した税務署名を、それぞれ記載してください。

【参考】 特定口座以外で譲渡した株式等の明細

区分	譲渡年月日 (償還日)	譲渡した株式等の銘柄	数量	譲渡先(金融商品取引業者等)の所在地・名称等	譲渡による収入金額	取得費 (取得価額)	譲渡のための委託手数料	取得年月日 (※)
一般株式等 上場株式等	・ ・		株(円)		円	円	円	・ ・ (・ ・ ・)
一般株式等 上場株式等	・ ・							・ ・ (・ ・ ・)
合 計	一 般 株 式 等				1 面①へ	1 面⑤へ	1 面⑥へ	
	上場株式等(一般口座)				1 面①へ	1 面⑤へ	1 面⑥へ	

※ 「取得年月日」欄には、その国内事業管理親法人株式の交付を受けた年月日を記載し、() 内にその国内事業管理親法人株式に対応する国内事業管理株式を取得した年月日を記載してください。また、次の【 】内に、その国内事業管理親法人株式の交付に係る「国内事業管理親法人株式の交付を受けた場合の届出書」を提出した税務署名を記載してください。

【 税務署 】

○ 特例の内容又は記載方法については、税務署にお尋ねください。

改正前

2 面

2 申告する特定口座の株式等に係る譲渡所得等の金額の合計

口座の区分	取引先 (金融商品取引業者等)	譲渡の対価の額 (収入金額)	取得費及び 譲渡に要した 費用の額等	差引金額 (譲渡所得等の金額)	源泉徴収税額
源泉口座 ・ 簡易口座	証券会社 銀行 ()	本店 支店 出張所 ()			円
源泉口座 ・ 簡易口座	証券会社 銀行 ()	本店 支店 出張所 ()			
合 計 (上場分(特定口座))			1 面①へ	1 面⑤へ	申告書第三表「所得の内訳」欄へ

3 国内において行う事業に係る資産として管理しなくなった国内事業管理親法人株式の明細

管理しなくなる行為の区分(※1)	その行為が行われた年月日	その行為が行われた国内事業管理親法人株式の銘柄	その行為が行われた株式の数(又は出資の金額)	譲渡があったものとみなされる金額	取得費(取得価額)	取得年月日(※2)
① 国内において行う事業に係る資産として管理しなくなる行為 ② 国外にある住所、居所又は事務所、事業所その他これらに準ずるものに転管する行為 ③ その他国内の恒久的施設において管理しなくなる行為	・ ・		株(円)	円		・ ・ (・ ・ ・) 【 税務署 】
① 国内において行う事業に係る資産として管理しなくなる行為 ② 国外にある住所、居所又は事務所、事業所その他これらに準ずるものに転管する行為 ③ その他国内の恒久的施設において管理しなくなる行為	・ ・					・ ・ (・ ・ ・) 【 税務署 】

※1 「管理しなくなる行為の区分」欄は、それぞれ該当する行為の番号を○で囲んでください。

※2 「取得年月日」欄には、その行為が行われた国内事業管理親法人株式の交付を受けた年月日を記載し、() 内にその国内事業管理親法人株式に対応する国内事業管理株式を取得した年月日、【 】内にその国内事業管理親法人株式の交付に係る「国内事業管理親法人株式の交付を受けた場合の届出書」を提出した税務署名を、それぞれ記載してください。

【参考】 特定口座以外で譲渡した株式等の明細

区分	譲渡年月日	譲渡した株式等の銘柄	数量	譲渡先(金融商品取引業者等)の所在地・名称等	譲渡による収入金額	取得費 (取得価額)	譲渡のための委託手数料	取得年月日 (※)
未公開分 上場分	・ ・		株(円)		円	円	円	・ ・ (・ ・ ・)
未公開分 上場分	・ ・							・ ・ (・ ・ ・)
合 計	未 公 開 分				1 面①へ	1 面⑤へ	1 面⑥へ	
	上場分(一般口座)				1 面①へ	1 面⑤へ	1 面⑥へ	

※ 「取得年月日」欄には、その国内事業管理親法人株式の交付を受けた年月日を記載し、() 内にその国内事業管理親法人株式に対応する国内事業管理株式を取得した年月日を記載してください。また、次の【 】内に、その国内事業管理親法人株式の交付に係る「国内事業管理親法人株式の交付を受けた場合の届出書」を提出した税務署名を記載してください。

【 税務署 】

○ 特例の内容又は記載方法については、税務署にお尋ねください。

改正後

国内事業管理親法人株式の交付を受けた場合の届出書

⑤ 印の欄については、該当する部分の○で記入してください。

届出者 税務署長 年 月 日提出	居 所	〒		
	(国外の住所)	(	)	
	国内の事務所又は事業所の所在地	〒		
	フリガナ			
	氏 名			
	個人番号			
	職 業 (屋 号)	()	連絡先 電話番号	()

国内事業管理親法人株式の交付を受けたので届出します。

記

1 交付を受けた国内事業管理親法人株式の明細

交付の基因となった事実(注)	合 併 ・ 分割型分割 ・ 株 式 交 換
交付を受けた年月日	年 月 日
交付を受けた国内事業管理親法人株式の銘柄	
交付を受けた株式の数 (又は出資の金額)	株 (円)
交付を受けた日の属する年の12月31日現在において有する株式の数 (又は出資の金額)	株 (円)

2 その他参考となる事項

(1) 国内事業管理親法人株式を管理する国内の恒久的施設の所在地

(2) 納税管理人の住所、氏名及び電話番号

(3) その他

関与税理士 電話番号

税理士 氏名	通関士付印の年月日 年 月 日	通関印	番号確認	身分確認	確認事項 個人番号カード / 通知カード・運転免許証 その他()
税理士 氏名	年 月 日			☐ 済 ☐ 未済	
税理士 氏名	年 月 日				

※ この欄には書きません。

改正前

国内事業管理親法人株式の交付を受けた場合の届出書

⑤ 印の欄については、該当する部分の○で記入してください。

届出者 税務署長 年 月 日提出	居 所	〒		
	(国外の住所)	(	)	
	国内の事務所又は事業所の所在地	〒		
	フリガナ			
	氏 名			
	個人番号			
	職 業 (屋 号)	()	連絡先 電話番号	()

国内事業管理親法人株式の交付を受けたので届出します。

記

1 交付を受けた国内事業管理親法人株式の明細

交付の基因となった事実(注)	合 併 ・ 分割型分割 ・ 株 式 交 換
交付を受けた年月日	年 月 日
交付を受けた国内事業管理親法人株式の銘柄	
交付を受けた株式の数 (又は出資の金額)	株 (円)
交付を受けた日の属する年の12月31日現在において有する株式の数 (又は出資の金額)	株 (円)

2 その他参考となる事項

(1) 国内事業管理親法人株式を管理する国内の恒久的施設の所在地

(2) 納税管理人の住所、氏名及び電話番号

(3) その他

関与税理士 電話番号

税理士 氏名	通関士付印の年月日 年 月 日	通関印	番号確認	身分確認	確認事項 個人番号カード / 通知カード・運転免許証 その他()
税理士 氏名	年 月 日			☐ 済 ☐ 未済	
税理士 氏名	年 月 日				

※ この欄には書きません。

改正後	改正前
国内事業管理親法人株式の交付を受けた場合の届出書 1 使用目的 この届出書は、国内に恒久的施設を有する非居住者が国内事業管理親法人株式の交付を受けた場合に使用するものです。 その年において国内事業管理親法人株式の交付を受けた国内に恒久的施設を有する非居住者は、その交付を受けた日の属する年の12月31日において有する国内事業管理親法人株式の銘柄及び数等を記載した届出書を、その年の翌年3月15日までに、その者の所得税の納税地の所轄税務署長に提出しなければならないことになっていますので、次の記載要領を参考としてこの届出書を作成し提出してください。 (注) 国内事業管理親法人株式とは、国内に恒久的施設を有する非居住者が、国内において行う事業に係る資産として管理し、かつ、国内の恒久的施設において管理する株式（以下「国内事業管理株式」といいます。）を有する場合において、その国内事業管理株式を発行した内国法人が行った特定合併、特定分割型分割又は特定株式交換（それぞれ租税特別措置法第37条の14の3第5項第1号、第3号、第5号に規定するものに限ります。）により、その国内事業管理株式に対応して交付を受けた国内事業管理外国合併親法人株式、国内事業管理外国分割承継親法人株式又は国内事業管理外国株式交換完全支配親法人株式をいいます。 2 記載要領 (1) 「国内の事務所又は事業所の所在地」欄については、国内において行う事業に係る事務所、事業所その他これらに準ずるものの所在地を記載することとし、これらが二以上あるときは、そのうち主たるものを記載してください。 (2) 「交付を受けた年月日」、「交付を受けた国内事業管理親法人株式の銘柄」、「交付を受けた株式の数（又は出資の金額）」の各欄には、それぞれ国内事業管理親法人株式の交付を受けた年月日、銘柄、株式の数（出資にあつては金額）を記載してください。 (3) 「交付を受けた日の属する年の12月31日現在において有する株式の数（又は出資の金額）」欄には、「交付を受けた国内事業管理親法人株式の銘柄」欄に記載した銘柄に係る、その年の12月31日現在において有する株式の数（出資にあつては金額）を記載してください。 (4) 「納税管理人の住所、氏名及び電話番号」欄については、納税管理人を定めている場合に記載してください。 (注) この届出書の控えを保管する場合においては、その控えには個人番号を記載しない（複写により控えを作成し保管する場合は、個人番号部分が複写されない措置を講ずる）など、個人番号の取扱いには十分ご注意ください。	国内事業管理親法人株式の交付を受けた場合の届出書 1 使用目的 この届出書は、国内に恒久的施設を有する非居住者が国内事業管理親法人株式の交付を受けた場合に使用するものです。 その年において国内事業管理親法人株式の交付を受けた国内に恒久的施設を有する非居住者は、その交付を受けた日の属する年の12月31日において有する国内事業管理親法人株式の銘柄及び数等を記載した届出書を、その年の翌年3月15日までに、その者の所得税の納税地の所轄税務署長に提出しなければならないことになっていますので、次の記載要領を参考としてこの届出書を作成し提出してください。 (注) 国内事業管理親法人株式とは、国内に恒久的施設を有する非居住者が、国内において行う事業に係る資産として管理し、かつ、国内の恒久的施設において管理する株式（以下「国内事業管理株式」といいます。）を有する場合において、その国内事業管理株式を発行した内国法人が行った特定合併、特定分割型分割又は特定株式交換（それぞれ租税特別措置法第37条の14の2第5項第1号、第3号、第5号に規定するものに限ります。）により、その国内事業管理株式に対応して交付を受けた国内事業管理外国合併親法人株式、国内事業管理外国分割承継親法人株式又は国内事業管理外国株式交換完全支配親法人株式をいいます。 2 記載要領 (1) 「国内の事務所又は事業所の所在地」欄については、国内において行う事業に係る事務所、事業所その他これらに準ずるものの所在地を記載することとし、これらが二以上あるときは、そのうち主たるものを記載してください。 (2) 「交付を受けた年月日」、「交付を受けた国内事業管理親法人株式の銘柄」、「交付を受けた株式の数（又は出資の金額）」の各欄には、それぞれ国内事業管理親法人株式の交付を受けた年月日、銘柄、株式の数（出資にあつては金額）を記載してください。 (3) 「交付を受けた日の属する年の12月31日現在において有する株式の数（又は出資の金額）」欄には、「交付を受けた国内事業管理親法人株式の銘柄」欄に記載した銘柄に係る、その年の12月31日現在において有する株式の数（出資にあつては金額）を記載してください。 (4) 「納税管理人の住所、氏名及び電話番号」欄については、納税管理人を定めている場合に記載してください。 (注) この届出書の控えを保管する場合においては、その控えには個人番号を記載しない（複写により控えを作成し保管する場合は、個人番号部分が複写されない措置を講ずる）など、個人番号の取扱いには十分ご注意ください。

改正後

特定（新規）中小会社が発行した株式の
取得に要した金額の控除の明細書

整理番号

住 所 (前住所)	()	フリガナ 氏 名	
電話番号 (連絡先)		職 業	関与税理士名 (電 話)

1 適用する特例の選択

- ☐ 租税特別措置法第37条の13第1項第__号（特定投資株式の取得に要した金額の控除等）
☐ 租税特別措置法第41条の19（特定新規中小会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例）（震災特例法第13条の3（復興指定会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例）の規定により適用される場合を含みます。以下同じです。）

2 その年中の株式の異動の状況

【銘柄：】

その年中の払込みによる取得の状況		その年中の譲渡又は贈与による異動の状況	
年 月 日	株 数	年 月 日	株 数
・ ・	株	・ ・	株
・ ・		・ ・	
・ ・		・ ・	
・ ・		・ ・	
・ ・		・ ・	
合 計	3①欄へ	合 計	3②欄へ

※ 特定（新規）中小会社から発行された「株式異動状況説明書」に、その年の1月1日から12月31日までの異動の状況が記載されている場合には、この欄は記載する必要はありません。

3 控除対象特定（新規）株式の取得に要した金額の計算

① その年中に払込みにより取得をした特定（新規）株式の数	株
② その年中に譲渡又は贈与した①の特定（新規）株式と同一銘柄株式の数	株
③ 控除対象特定（新規）株式の数（①－②）	株 (マイナスの場合は0と書いてください)
④ ①の株式の取得に要した金額	円
⑤ 控除対象特定（新規）株式の取得に要した金額（④÷①）×③（※適用対象額）	円

※ 租税特別措置法第37条の13の規定を適用する場合には、「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の「特定投資株式の取得に要した金額の控除」欄に、同明細書の「差引金額」欄の金額を限度として、「一般株式等」、「上場株式等」の順に控除します。
 なお、租税特別措置法第41条の19の規定を適用する場合には、「特定新規中小会社が発行した株式の取得に要した金額の寄附金控除額の計算明細書」の①欄に記載します（控除対象特定新規株式の銘柄が複数ある方は、同計算明細書の「2 控除対象特定新規株式の取得費の調整対象額等の明細」欄も記入します。）。

記載上の注意事項

- この明細書は、租税特別措置法第37条の13（特定投資株式の取得に要した金額の控除等）又は第41条の19（特定新規中小会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例）の規定の適用を受ける場合に記載します。
 ○ 「1 適用する特例の選択」は、いずれかの特例の口に印してください。租税特別措置法第37条の13を適用する場合は、その下線部に該当する号数を記載してください。
 ○ これらの特例の適用を受けた株式を今後譲渡した場合の取得費の金額は、一定の調整計算を行う必要があります。詳しくは「株式等の譲渡所得等の申告のしかた（記載例）」（国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】からダウンロードできます。なお、税務署にも用意してあります。）をご覧ください。
 ○ 特例の内容又は記載方法についての詳しいことは、税務署にお尋ねください。

(平成 28 年分以降用)

H28.11

改正前

特定（新規）中小会社が発行した株式の
取得に要した金額の控除の明細書

番 号

住 所 (前住所)	()	フリガナ 氏 名	
電話番号 (連絡先)		職 業	関与税理士名 (電 話)

1 適用する特例の選択

- ☐ 租税特別措置法第37条の13第1項第__号（特定投資株式の取得に要した金額の控除等の特例）
☐ 租税特別措置法第41条の19（特定新規中小会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例）（震災特例法第13条の3（復興指定会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例）の規定により適用される場合を含みます。以下同じです。）

2 その年中の株式の異動の状況

【銘柄：】

その年中の払込みによる取得の状況		その年中の譲渡又は贈与による異動の状況	
年 月 日	株 数	年 月 日	株 数
・ ・	株	・ ・	株
・ ・		・ ・	
・ ・		・ ・	
・ ・		・ ・	
・ ・		・ ・	
合 計	3①欄へ	合 計	3②欄へ

※ 特定（新規）中小会社から発行された「株式異動状況説明書」に、その年の1月1日から12月31日までの異動の状況が記載されている場合には、この欄は記載する必要はありません。

3 控除対象特定（新規）株式の取得に要した金額の計算

① その年中に払込みにより取得をした特定（新規）株式の数	株
② その年中に譲渡又は贈与した①の特定（新規）株式と同一銘柄株式の数	株
③ 控除対象特定（新規）株式の数（①－②）	株 (マイナスの場合は0と書いてください)
④ ①の株式の取得に要した金額	円
⑤ 控除対象特定（新規）株式の取得に要した金額（④÷①）×③（※適用対象額）	円

※ 租税特別措置法第37条の13の規定を適用する場合には、「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の「特定投資株式の取得に要した金額の控除」欄に、同明細書の「差引金額」欄の金額を限度として、「上場分」、「未公開分」の順に控除します。
 なお、租税特別措置法第41条の19の規定を適用する場合には、「特定新規中小会社が発行した株式の取得に要した金額の寄附金控除額の計算明細書」の①欄に記載します（控除対象特定新規株式の銘柄が複数ある方は、同計算明細書の「2 控除対象特定新規株式の取得費の調整対象額等の明細」欄も記入します。）。

記載上の注意事項

- この明細書は、租税特別措置法第37条の13（特定投資株式の取得に要した金額の控除等の特例）又は第41条の19（特定新規中小会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例）の規定の適用を受ける場合に記載します。
 ○ 「1 適用する特例の選択」は、いずれかの特例の口に印してください。租税特別措置法第37条の13を適用する場合は、その下線部に該当する号数を記載してください。
 ○ これらの特例の適用を受けた株式を今後譲渡した場合の取得費の金額は、一定の調整計算を行う必要があります。詳しくは「株式等の譲渡所得等の申告のしかた（記載例）」（国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】からダウンロードできます。なお、税務署にも用意してあります。）をご覧ください。
 ○ 特例の内容又は記載方法についての詳しいことは、税務署にお尋ねください。

(平成 24 年分以降用)
H27.11

改正後

株式の異動明細書

整理番号

住 所 (前住所)	()	フリガナ 氏 名	()
電話番号 (連絡先)		職 業	関与税理士名 (電 話) ()

(平成 年分) 【銘柄: 】

① 異動年月日 (異動事由)	② 相手方の氏名・名称、 住 所 ・ 所 在 地 (相手方との関係)	③ 異動した株数	④ 取 得 又 は 譲渡の単価	⑤ 金 額 (③×④)	⑥ 異 動 後 の 株式の総数	⑦ 特定残株数	⑧ 1株当たり の 取 得 費
・ ・ () ()		株	円	円	株	株	円
・ ・ () ()							
・ ・ () ()							
・ ・ () ()							
・ ・ () ()							
・ ・ () ()							
・ ・ () ()							
・ ・ () ()							
・ ・ () ()							
・ ・ () ()							

(その他参考となるべき事項)

(平成28年分以降用)

H28.11

改正前

株式の異動明細書

番 号

住 所 (前住所)	()	フリガナ 氏 名	()
電話番号 (連絡先)		職 業	関与税理士名 (電 話) ()

(平成 年分) 【銘柄: 】

① 異動年月日 (異動事由)	② 相手方の氏名・名称、 住 所 ・ 所 在 地 (相手方との関係)	③ 異動した株数	④ 取 得 又 は 譲渡の単価	⑤ 金 額 (③×④)	⑥ 異 動 後 の 株式の総数	⑦ 特定残株数	⑧ 1株当たり の 取 得 費
・ ・ () ()		株	円	円	株	株	円
・ ・ () ()							
・ ・ () ()							
・ ・ () ()							
・ ・ () ()							
・ ・ () ()							
・ ・ () ()							
・ ・ () ()							
・ ・ () ()							
・ ・ () ()							

(その他参考となるべき事項)

(平成24年分以降用)

H27.11

改 正 後

記載要領等

この明細書は、租税特別措置法第37条の13（特定投資株式の取得に要した金額の控除等）、同法第37条の13の2第1項（特定投資株式が株式としての価値を失った場合の特例）、同条第4項（特定投資株式に係る譲渡損失の損益の計算の特例）、同条第7項（特定投資株式に係る譲渡損失の繰越控除の特例）、同法第41条の19（特定新規中小会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例）（震災特例法第13条の3（復興指定会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例）の規定により適用される場合を含みます。）又は平成20年改正前租税特別措置法第37条の13の3（特定投資株式に係る譲渡所得等の課税の特例）の規定の適用を受ける場合に、その特定投資株式の銘柄ごとにその特定投資株式と同一銘柄の株式も含めてその異動の状況について作成します。作成に当たっては、特定投資株式を発行した特定中小会社から交付を受けた「株式異動状況明細書」を参考にしてください。

- 「①異動年月日（異動事由）」欄のかつこ内には、株式の異動事由を、例えば次のように書いてください。
 払込みによる取得・・・・・・・・・・払込（特定投資株式の場合には○で囲みます。）
 相対取引による取得・・・・・・・・・・相対
 相続（贈与・遺贈）による取得・・・・・・・・・・相続
 株式の分割・・・・・・・・・・分割
 株式無償割当て・・・・・・・・・・無償割当
 譲渡・・・・・・・・・・譲渡
 贈与・・・・・・・・・・贈与
 株式の併合・・・・・・・・・・併合
 特定投資株式を発行した株式会社が解散し（合併による解散を除きます。）、その清算が終了した場合・・・清算
 特定投資株式を発行した株式会社が破産法の規定による破産宣告を受けた場合・・・・・・・・・・破産
- 「②相手方の氏名・名称、住所・所在地（相手方との関係）」欄には、株式の取得、譲渡などの場合の相手方の名称、所在地などを書いてください。また、かつこ内には、相手方との関係を、例えば「親族」、「雇用主」、「自己の事業の取引先」、「自己の事業の従事者」、「勤務する会社の取引先」のように書いてください。
- 「④取得又は譲渡の単価」欄には、取得又は譲渡した株式の単価を書いてください。
 （注）「異動事由」が、「相続」又は「贈与」の場合や著しく低い価額で取得した場合の株式の単価の記入については、税務署にお尋ねください。
- 「⑦特定株数」欄には、次のイからロを控除した株数を書いてください。なお、租税特別措置法第37条の13（特定投資株式の取得に要した金額の控除等）のみの適用を受ける方は、この欄については記載する必要はありません。
 イ 払込みにより取得した特定投資株式の数の合計
 ロ 特定投資株式の払込みによる取得の時に以後に譲渡又は贈与をした特定投資株式と同一銘柄株式の株数
 なお、株式の分割や併合があった場合には、計算が異なりますので税務署にお尋ねください。
- 「⑧1株当たりの取得費」欄には、次の算式により計算した金額を書いてください。

$$\frac{[(\text{前回譲渡時の株式の総数}) \times (\text{前回譲渡時の1株当たりの取得費})] + ((\text{前回譲渡後に}) \text{取得した株式の取得費の合計})}{(\text{前回譲渡時の株式の総数}) + ((\text{前回譲渡後に}) \text{取得した株式の株数の合計})}$$
 ※ 上記算式の譲渡には、上記1の「清算」、「破産」の場合も含まれます。
 なお、株式の分割・併合等があった場合の1株当たりの取得費については、調整計算が必要ですので、税務署にお尋ねください。

改 正 前

記載要領等

この明細書は、租税特別措置法第37条の13（特定投資株式の取得に要した金額の控除等の特例）、同法第37条の13の2第1項（特定投資株式が株式としての価値を失った場合の特例）、同条第4項（特定投資株式に係る譲渡損失の繰越控除の特例）、同法第41条の19（特定新規中小会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例）（震災特例法第13条の3（復興指定会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例）の規定により適用される場合を含みます。）又は平成20年改正前租税特別措置法第37条の13の3（特定投資株式に係る譲渡所得等の課税の特例）の規定の適用を受ける場合に、その特定投資株式の銘柄ごとにその特定投資株式と同一銘柄の株式も含めてその異動の状況について作成します。作成に当たっては、特定投資株式を発行した特定中小会社から交付を受けた「株式異動状況明細書」を参考にしてください。

- 「①異動年月日（異動事由）」欄のかつこ内には、株式の異動事由を、例えば次のように書いてください。
 払込みによる取得・・・・・・・・・・払込（特定投資株式の場合には○で囲みます。）
 相対取引による取得・・・・・・・・・・相対
 相続（贈与・遺贈）による取得・・・・・・・・・・相続
 株式の分割・・・・・・・・・・分割
 株式無償割当て・・・・・・・・・・無償割当
 譲渡・・・・・・・・・・譲渡
 贈与・・・・・・・・・・贈与
 株式の併合・・・・・・・・・・併合
 特定投資株式を発行した株式会社が解散し（合併による解散を除きます。）、その清算が終了した場合・・・清算
 特定投資株式を発行した株式会社が破産法の規定による破産宣告を受けた場合・・・・・・・・・・破産
- 「②相手方の氏名・名称、住所・所在地（相手方との関係）」欄には、株式の取得、譲渡などの場合の相手方の名称、所在地などを書いてください。また、かつこ内には、相手方との関係を、例えば「親族」、「雇用主」、「自己の事業の取引先」、「自己の事業の従事者」、「勤務する会社の取引先」のように書いてください。
- 「④取得又は譲渡の単価」欄には、取得又は譲渡した株式の単価を書いてください。
 （注）「異動事由」が、「相続」又は「贈与」の場合や著しく低い価額で取得した場合の株式の単価の記入については、税務署にお尋ねください。
- 「⑦特定株数」欄には、次のイからロを控除した株数を書いてください。なお、租税特別措置法第37条の13（特定投資株式の取得に要した金額の控除等の特例）のみの適用を受ける方は、この欄については記載する必要はありません。
 イ 払込みにより取得した特定投資株式の数の合計
 ロ 特定投資株式の払込みによる取得の時に以後に譲渡又は贈与をした特定投資株式と同一銘柄株式の株式の数
 なお、株式の分割や併合があった場合には、計算が異なりますので税務署にお尋ねください。
- 「⑧1株当たりの取得費」欄には、次の算式により計算した金額を書いてください。

$$[(\text{前回譲渡時の株式の総数}) \times (\text{前回譲渡時の1株当たりの取得費})] + ((\text{前回譲渡後に}) \text{取得した株式の取得費の合計})$$
 ※ 上記算式の譲渡には、上記1の「清算」、「破産」の場合も含まれます。
 なお、株式の分割・併合等があった場合の1株当たりの取得費については、調整計算が必要ですので、税務署にお尋ねください。

改正後

【平成__年分】

名簿番号

居住用財産の譲渡損失の金額の明細書《確定申告書付表》 (居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除用)

住所 (又は 事業所 事務所 居所など)	フリガナ 氏 名	電話 () 番号
----------------------------------	-------------	-----------------

この明細書の記載に当たっては、「譲渡所得の申告のしかた(記載例)」(国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】からダウンロードできます。税務署にも用意してあります。)を参照してください。
なお、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」の画面の案内に従って収入金額などの必要項目を入力することにより、この明細書や確定申告書などを作成することができます。

1 譲渡した資産に関する明細

	合 計	建 物	土地・借地権
資産の所在地番			
資産の利用状況・面積		m ²	m ²
居住期間		年 月 日 ~ 年 月 日	
譲渡先住所又は所在地			
譲渡先氏名又は名称			
譲渡契約締結日		年 月 日	年 月 日
譲渡した年月日		年 月 日	年 月 日
資産を取得した時期		年 月 日	年 月 日
譲渡価額①	円	円	円
取得価額②	円	円	円
償却費相当額③	円	円	円
差引(②-③)④	円	円	円
譲渡に要した費用⑤	円	円	円
居住用財産の譲渡損失の金額 (①-④-⑤)⑥	円	円	円

この金額を「居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算書」の①欄に転記してください。

2 買換えた資産に関する明細

	合 計	建 物	土地・借地権
資産の所在地番			
資産の利用状況・利用目的・面積		m ²	m ²
買換資産の取得(予定)日		年 月 日	年 月 日
居住の用に供した(供する見込)日		年 月 日	
買換資産の取得(予定)価額		円	円
買入れ先住所又は所在地			
買入れ先氏名又は名称			
住宅の取得等に要した住宅借入金等の金額及びその借入れ先		(借入れ先)	円
関与税理士名			
(電話)			
税務署 整理欄	資産課税部門	個人課税部門	純損失 (有・無)

(平成28年分以降適用)

○この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

改正前

【平成__年分】

名簿番号

居住用財産の譲渡損失の金額の明細書《確定申告書付表》 (居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除用)

住所 (又は 事業所 事務所 居所など)	フリガナ 氏 名	電話 () 番号
----------------------------------	-------------	-----------------

この明細書の記載に当たっては、「譲渡所得の申告のしかた(記載例)」(国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】からダウンロードできます。税務署にも用意してあります。)を参照してください。
なお、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」の画面の案内に従って収入金額などの必要項目を入力することにより、この明細書や確定申告書などを作成することができます。

1 譲渡した資産に関する明細

	合 計	建 物	土地・借地権
資産の所在地番			
資産の利用状況・面積		m ²	m ²
譲渡先住所又は所在地			
譲渡先氏名又は名称			
譲渡契約締結日		年 月 日	年 月 日
譲渡した年月日		年 月 日	年 月 日
資産を取得した時期		年 月 日	年 月 日
譲渡価額①	円	円	円
取得価額②	円	円	円
償却費相当額③	円	円	円
差引(②-③)④	円	円	円
譲渡に要した費用⑤	円	円	円
居住用財産の譲渡損失の金額 (①-④-⑤)⑥	円	円	円

この金額を「居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算書」の①欄に転記してください。

2 買換えた資産に関する明細

	合 計	建 物	土地・借地権
資産の所在地番			
資産の利用状況・利用目的・面積		m ²	m ²
買換資産の取得(予定)日		年 月 日	年 月 日
居住の用に供した(供する見込)日		年 月 日	
買換資産の取得(予定)価額		円	円
買入れ先住所又は所在地			
買入れ先氏名又は名称			
住宅の取得等に要した住宅借入金等の金額及びその借入れ先		(借入れ先)	円
関与税理士名			
(電話)			
税務署 整理欄	資産課税部門	個人課税部門	純損失 (有・無)

○この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

H27.11

改 正 後

記載要領等

1 使用目的

この明細書は、「居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例(措法第41条の5)」の適用を受ける居住用財産の譲渡について、この特例の計算の基礎となる「居住用財産の譲渡損失の金額」を求めるために使用するものです。

本年分において他の所得と損益通算できる譲渡損失の金額及び翌年以後に繰り越される居住用財産の譲渡損失の金額の具体的な計算は、この明細書の「**居住用財産の譲渡損失の金額 (⑥)**」の合計欄の金額を基に、「居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算書【租税特別措置法第41条の5用】」を使って行います。

2 記載に当たっての留意事項

- (1) 居住用財産の譲渡が二以上ある場合には、いずれか一の譲渡を選定して記載してください。
 - (2) 譲渡した資産が居住の用とそれ以外の用とに供されていた場合には、居住用部分に対応する面積や金額を記載してください。
 - (3) 「居住の用に供した(供する見込)日」欄には、買い換えた建物を居住の用に供した(供する見込)日を記載してください。
 - (4) 「住宅の取得等に要した住宅借入金等の金額及びその借入先」欄の記載に当たっては、住宅借入金等の金額が二以上の金融機関等からの借入れからなる場合には、いずれか一の金融機関等に係る住宅借入金等の金額とその金融機関等名を記載してください。
- (注) 上記 (1) 又は (2) の場合、別途「譲渡所得の内訳書(確定申告書付表兼計算明細書)」(国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】からダウンロードできます。なお、税務署にも用意してあります。)の作成が必要となります。

※ この特例の内容については、「居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算書【租税特別措置法第41条の5用】」の裏面の「**居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例の適用を受けられる方へ**」をご覧ください。

改 正 前

記載要領等

1 使用目的

この明細書は、「居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例(措法第41条の5)」の適用を受ける居住用財産の譲渡について、この特例の計算の基礎となる「居住用財産の譲渡損失の金額」を求めるために使用するものです。

本年分において他の所得と損益通算できる譲渡損失の金額及び翌年以後に繰り越される居住用財産の譲渡損失の金額の具体的な計算は、この明細書の「**居住用財産の譲渡損失の金額 (⑥)**」の合計欄の金額を基に、「居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算書【租税特別措置法第41条の5用】」を使って行います。

2 記載に当たっての留意事項

- (1) 居住用財産の譲渡が二以上ある場合には、いずれか一の譲渡を選定して記載してください。
 - (2) 譲渡した資産が居住の用とそれ以外の用とに供されていた場合には、居住用部分に対応する面積や金額を記載してください。
 - (3) 「居住の用に供した(供する見込)日」欄には、買い換えた建物を居住の用に供した(供する見込)日を記載してください。
 - (4) 「住宅の取得等に要した住宅借入金等の金額及びその借入先」欄の記載に当たっては、住宅借入金等の金額が二以上の金融機関等からの借入れからなる場合には、いずれか一の金融機関等に係る住宅借入金等の金額とその金融機関等名を記載してください。
- (注) 上記 (1) 又は (2) の場合、別途「譲渡所得の内訳書(確定申告書付表兼計算明細書)」(国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】からダウンロードできます。なお、税務署にも用意してあります。)の作成が必要となります。

※ この特例の内容については、「居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算書【租税特別措置法第41条の5用】」の裏面の「**居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例の適用を受けられる方へ**」をご覧ください。

改正後

整理番号

居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる 金額の計算書(平成 ____ 年分)【租税特別措置法第41条の5用】

住 所 (又は 事業所 事務所 居所など)	フリガナ 氏 名
-----------------------------------	-------------

この計算書は、本年中に行った居住用財産の譲渡で一定のものによる損失の金額があり、その損失の金額について、本年分において、租税特別措置法第41条の5第1項(居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算の特例)の適用を受ける方及び翌年分以後の各年分において租税特別措置法第41条の5第4項(居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除の特例)の適用を受けるために、本年分の居住用財産の譲渡損失の金額を翌年分以後に繰り越す方が使用します。詳しくは、「譲渡所得の申告のしかた(記載例)」(国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】からダウンロードできます。なお、税務署にも用意してあります。)をご覧ください。

居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算

(赤字の金額は、△を付けないで書いてください。)

特例の計算の基礎となる居住用財産の譲渡損失の金額 (「居住用財産の譲渡損失の金額の明細書(確定申告書付表)」(居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除用)の⑥の合計欄の金額を書いてください。)	①	円
分離課税の対象となる土地建物等の譲渡所得の金額の合計額 (①の金額以外に土地建物等の譲渡所得の金額がある場合は、その金額と①の金額との通算後の金額を書いてください(黒字の場合は0と書きます。)。また、①の金額以外にない場合は、①の金額を書いてください。)	②	
損益通算の特例の対象となる居住用財産の譲渡損失の金額(特定損失額) (①と②の金額のいずれか少ない方の金額を書いてください。)	③	
本年分の純損失の金額 (上記③(※1)、申告書B第一表⑨及び申告書第三表⑩・⑪の金額の合計額又は申告書第四表⑫の金額を書いてください。なお、純損失の金額がないときは0と書きます。)	④	
本年分が青色 申告の場合	不動産所得の金額、事業所得の金額(※2)、山林所得の金額又は総合譲渡所得の金額(※3)のうち赤字であるものの合計額 (それぞれの所得の金額の赤字のみを合計して、その合計額を書いてください。)	⑤
本年分が白色 申告の場合	変動所得の損失額及び被災事業用資産の損失額の合計額 (それぞれの損失額の合計額を書いてください。なお、いずれの損失もないときは0と書きます。)	⑥
居住用財産の譲渡損失の繰越基準額 (④から⑤又は⑥を差し引いた金額(引ききれない場合は0)を書いてください。)	⑦	
翌年以後に繰り越される居住用財産の譲渡損失の金額 (③の金額と⑦の金額のいずれか少ない方の金額を書いてください。ただし、譲渡した土地等の面積が500㎡を超えるときは、次の算式で計算した金額を書いてください。)	⑧	

- ※1 「上記③の金額」は、総合譲渡所得の黒字の金額(特別控除前)又は一時所得の黒字の金額(特別控除後、2分の1前)がある場合は、「上記③の金額」からその黒字の金額を差し引いた金額とします(「上記③の金額」より、その黒字の金額が多い場合は0とします。)
- ※2 「事業所得の金額」とは、申告書B第一表の「所得金額」欄の①及び②の金額の合計額をいいます。
- ※3 「総合譲渡所得の金額」は、申告書第四表(損失申告用)の「1 損失額又は所得金額」の②、③の金額の合計額とします。

(平成28年分以降用)

H28.11

改正前

番 号

居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる 金額の計算書(平成 ____ 年分)【租税特別措置法第41条の5用】

住 所 (又は 事業所 事務所 居所など)	フリガナ 氏 名
-----------------------------------	-------------

この計算書は、本年中に行った居住用財産の譲渡で一定のものによる損失の金額があり、その損失の金額について、本年分において、租税特別措置法第41条の5第1項(居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算の特例)の適用を受ける方及び翌年分以後の各年分において租税特別措置法第41条の5第4項(居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除の特例)の適用を受けるために、本年分の居住用財産の譲渡損失の金額を翌年分以後に繰り越す方が使用します。詳しくは、「譲渡所得の申告のしかた(記載例)」(国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】からダウンロードできます。なお、税務署にも用意してあります。)をご覧ください。

居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算

(赤字の金額は、△を付けないで書いてください。)

特例の計算の基礎となる居住用財産の譲渡損失の金額 (「居住用財産の譲渡損失の金額の明細書(確定申告書付表)」(居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除用)の⑥の合計欄の金額を書いてください。)	①	円
分離課税の対象となる土地建物等の譲渡所得の金額の合計額 (①の金額以外に土地建物等の譲渡所得の金額がある場合は、その金額と①の金額との通算後の金額を書いてください(黒字の場合は0と書きます。)。また、①の金額以外にない場合は、①の金額を書いてください。)	②	
損益通算の特例の対象となる居住用財産の譲渡損失の金額(特定損失額) (①と②の金額のいずれか少ない方の金額を書いてください。)	③	
本年分の純損失の金額 (上記③(※1)、申告書B第一表⑨及び申告書第三表⑩・⑪の金額の合計額又は申告書第四表⑫の金額を書いてください。なお、純損失の金額がないときは0と書きます。)	④	
本年分が青色 申告の場合	不動産所得の金額、事業所得の金額(※2)、山林所得の金額又は総合譲渡所得の金額(※3)のうち赤字であるものの合計額 (それぞれの所得の金額の赤字のみを合計して、その合計額を書いてください。)	⑤
本年分が白色 申告の場合	変動所得の損失額及び被災事業用資産の損失額の合計額 (それぞれの損失額の合計額を書いてください。なお、いずれの損失もないときは0と書きます。)	⑥
居住用財産の譲渡損失の繰越基準額 (④から⑤又は⑥を差し引いた金額(引ききれない場合は0)を書いてください。)	⑦	
翌年以後に繰り越される居住用財産の譲渡損失の金額 (③の金額と⑦の金額のいずれか少ない方の金額を書いてください。ただし、譲渡した土地等の面積が500㎡を超えるときは、次の算式で計算した金額を書いてください。)	⑧	

- ※1 「上記③の金額」は、総合譲渡所得の黒字の金額(特別控除前)又は一時所得の黒字の金額(特別控除後、2分の1前)がある場合は、「上記③の金額」からその黒字の金額を差し引いた金額とします(「上記③の金額」より、その黒字の金額が多い場合は0とします。)
- ※2 「事業所得の金額」とは、申告書B第一表の「所得金額」欄の①及び②の金額の合計額をいいます。
- ※3 「総合譲渡所得の金額」は、申告書第四表(損失申告用)の「1 損失額又は所得金額」の②、③の金額の合計額とします。

(平成25年分以降用)

H27.11

改正後

居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例の適用を受けられる方へ

個人が、平成10年1月1日から平成29年12月31日までの間に、次の1に掲げる譲渡資産の譲渡（その個人の親族等に対する譲渡など一定のものを除きます。以下「特定譲渡」といいます。）をした場合において、その特定譲渡の日の属する年の前年1月1日からその特定譲渡をした年の翌年12月31日までの間に、次の2に掲げる買換え資産の取得（贈与によるものなど一定のものを除きます。）をし、その取得をした日の属する年の12月31日において、その買換え資産に係る住宅借入金等（契約において償還期間が10年以上の割賦償還の方法により返済することとされているものなどに限ります。）の金額を有し、かつ、その取得をした年の翌年12月31日までの間に居住の用に供したとき又は供する見込みであるときは、その譲渡資産の特定譲渡による譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額のうち、その特定譲渡をした日の属する年分の分離長期譲渡所得の金額及び分離短期譲渡所得の金額の計算上控除してもなお控除しきれない部分の金額として一定の方法により計算した金額（以下「居住用財産の譲渡損失の金額」といいます。）については、一定の要件の下で、その年の他の所得と損益通算をすることができます。

また、その年の前年以前3年以内の年において生じた純損失の金額（損益通算をしてもなお控除しきれない部分の損失の金額をいいます。）のうち、その居住用財産の譲渡損失の金額に係るもの（その居住用財産の譲渡損失の金額に係る譲渡資産のうちに土地等の面積が500㎡を超えるものが含まれている場合には、その土地等のうち500㎡を超える部分に相当する金額を除きます。）として一定の方法により計算した金額を有する場合は、その年分（その年末において買換え資産に係る住宅借入金等の金額を有し、かつ、合計所得金額が3,000万円以下である年分に限ります。）の総所得金額等の計算上、一定の方法により繰越控除をすることができます。

- （注） 1 居住用財産の譲渡損失の金額の具体的な計算は、**裏面の計算書**により計算します。
 2 住宅借入金等の範囲は、原則として、住宅借入金等特別控除の対象となる借入金又は債務と同じです（住宅借入金等特別控除を受けられる方へ）（国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】からダウンロードできます。なお、税務署にも用意してあります。）参照。
 3 「純損失の繰越控除」及び「純損失の繰戻し還付制度」の対象となる純損失の金額については一定の調整をする必要があります。

1 譲渡資産の範囲

特例の適用対象となる「譲渡資産」とは、個人が有する家屋又は土地等でその年の1月1日において所有期間が5年を超えるもののうち次に掲げるものをいいます。

- その個人がその居住の用に供している家屋で国内にあるもの（居住の用に供している家屋を二以上有する場合には、主として居住の用に供している一の家屋に限ります。また、その家屋のうちに居住の用以外の用に供している部分がある場合には、居住の用に供している部分に限ります。）
- （1）の家屋でその個人の居住の用に供されなくなったもの（居住の用に供されなくなった日から同日以後3年を経過する日の属する年の12月31日までの間に譲渡されたものに限ります。）
- （1）又は（2）の家屋及びその家屋の敷地の用に供されている土地等
- （1）の家屋が災害により滅失した場合において、その家屋を引き続き所有していたならば、その年の1月1日における所有期間が5年を超えるその家屋の敷地の用に供されていた土地等（その災害があった日から同日以後3年（その家屋が東日本大震災により滅失等した一定の場合は7年）を経過する日の属する年の12月31日までの間に譲渡されたものに限ります。）

2 買換え資産の範囲

特例の適用対象となる「買換え資産」とは、個人が居住の用に供する家屋で次に掲げるもの（居住の用に供する家屋を二以上有する場合には、主として居住の用に供する一の家屋に限ります。）又はその家屋の敷地の用に供する土地等で、国内にあるものをいいます。

- 一棟の家屋の床面積のうちその個人が居住の用に供する部分の床面積が50㎡以上であるもの
- 一棟の家屋のうち独立部分を区分所有する場合には、その独立部分の床面積のうちその個人が居住の用に供する部分の床面積が50㎡以上であるもの

3 特例の適用を受けるための手続等

損益通算の特例の適用を受けるためには、その年分の確定申告書に「居住用財産の譲渡損失の金額の明細書（確定申告書付表）（居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除用）」や「居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算書【租税特別措置法第41条の5用】」（**裏面の計算書**）など一定の書類を添付する必要があります。

繰越控除の特例の適用を受けるためには、損益通算の特例の適用を受けた年分の所得税につき期限内申告書を提出した場合であって、その後において連続して確定申告書を提出し、かつ、繰越控除の特例の適用を受ける年の確定申告書（損失申告用）に買換え資産に係る住宅借入金等の残高証明書（原則として、特例の適用を受けようとする年の12月31日現在のもの）などを添付する必要があります。

この特例に関する詳しいことは、国税庁ホームページのタックスアンサー【www.nta.go.jp/taxanswer】をご覧ください。

改正前

居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例の適用を受けられる方へ

個人が、平成10年1月1日から平成27年12月31日までの間に、次の1に掲げる譲渡資産の譲渡（その個人の親族等に対する譲渡など一定のものを除きます。以下「特定譲渡」といいます。）をした場合において、その特定譲渡の日の属する年の前年1月1日からその特定譲渡をした年の翌年12月31日までの間に、次の2に掲げる買換え資産の取得（贈与によるものなど一定のものを除きます。）をし、その取得をした日の属する年の12月31日において、その買換え資産に係る住宅借入金等（契約において償還期間が10年以上の割賦償還の方法により返済することとされているものなどに限ります。）の金額を有し、かつ、その取得をした年の翌年12月31日までの間に居住の用に供したとき又は供する見込みであるときは、その譲渡資産の特定譲渡による譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額のうち、その特定譲渡をした日の属する年分の分離長期譲渡所得の金額及び分離短期譲渡所得の金額の計算上控除してもなお控除しきれない部分の金額として一定の方法により計算した金額（以下「居住用財産の譲渡損失の金額」といいます。）については、一定の要件の下で、その年の他の所得と損益通算をすることができます。

また、その年の前年以前3年以内の年において生じた純損失の金額（損益通算をしてもなお控除しきれない部分の損失の金額をいいます。）のうち、その居住用財産の譲渡損失の金額に係るもの（その居住用財産の譲渡損失の金額に係る譲渡資産のうちに土地等の面積が500㎡を超えるものが含まれている場合には、その土地等のうち500㎡を超える部分に相当する金額を除きます。）として一定の方法により計算した金額を有する場合は、その年分（その年末において買換え資産に係る住宅借入金等の金額を有し、かつ、合計所得金額が3,000万円以下である年分に限ります。）の総所得金額等の計算上、一定の方法により繰越控除をすることができます。

- （注） 1 居住用財産の譲渡損失の金額の具体的な計算は、**裏面の計算書**により計算します。
 2 住宅借入金等の範囲は、原則として、住宅借入金等特別控除の対象となる借入金又は債務と同じです（住宅借入金等特別控除を受けられる方へ）（国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】からダウンロードできます。なお、税務署にも用意してあります。）参照。
 3 「純損失の繰越控除」及び「純損失の繰戻し還付制度」の対象となる純損失の金額については一定の調整をする必要があります。

1 譲渡資産の範囲

特例の適用対象となる「譲渡資産」とは、個人が有する家屋又は土地等でその年の1月1日において所有期間が5年を超えるもののうち次に掲げるものをいいます。

- その個人がその居住の用に供している家屋で国内にあるもの（居住の用に供している家屋を二以上有する場合には、主として居住の用に供している一の家屋に限ります。また、その家屋のうちに居住の用以外の用に供している部分がある場合には、居住の用に供している部分に限ります。）
- （1）の家屋でその個人の居住の用に供されなくなったもの（居住の用に供されなくなった日から同日以後3年を経過する日の属する年の12月31日までの間に譲渡されたものに限ります。）
- （1）又は（2）の家屋及びその家屋の敷地の用に供されている土地等
- （1）の家屋が災害により滅失した場合において、その家屋を引き続き所有していたならば、その年の1月1日における所有期間が5年を超えるその家屋の敷地の用に供されていた土地等（その災害があった日から同日以後3年（その家屋が東日本大震災により滅失等した一定の場合は7年）を経過する日の属する年の12月31日までの間に譲渡されたものに限ります。）

2 買換え資産の範囲

特例の適用対象となる「買換え資産」とは、個人が居住の用に供する家屋で次に掲げるもの（居住の用に供する家屋を二以上有する場合には、主として居住の用に供する一の家屋に限ります。）又はその家屋の敷地の用に供する土地等で、国内にあるものをいいます。

- 一棟の家屋の床面積のうちその個人が居住の用に供する部分の床面積が50㎡以上であるもの
- 一棟の家屋のうち独立部分を区分所有する場合には、その独立部分の床面積のうちその個人が居住の用に供する部分の床面積が50㎡以上であるもの

3 特例の適用を受けるための手続等

損益通算の特例の適用を受けるためには、その年分の確定申告書に「居住用財産の譲渡損失の金額の明細書（確定申告書付表）（居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除用）」や「居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算書【租税特別措置法第41条の5用】」（**裏面の計算書**）など一定の書類を添付する必要があります。

繰越控除の特例の適用を受けるためには、損益通算の特例の適用を受けた年分の所得税につき期限内申告書を提出した場合であって、その後において連続して確定申告書を提出し、かつ、繰越控除の特例の適用を受ける年の確定申告書（損失申告用）に買換え資産に係る住宅借入金等の残高証明書（原則として、特例の適用を受けようとする年の12月31日現在のもの）などを添付する必要があります。

この特例に関する詳しいことは、国税庁ホームページのタックスアンサー【www.nta.go.jp/taxanswer】をご覧ください。

改正後

【平成 ____ 年分】

名簿番号

特定居住用財産の譲渡損失の金額の明細書《確定申告書付表》 (特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除用)

住 所 (又は 事業所 事務所 居所など)	フリガナ 氏 名	電 話 番 号	()
-----------------------------------	-------------	------------	-----

この明細書の記載に当たっては、「譲渡所得の申告のしかた(記載例)」(国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】からダウンロードできます。税務署にも用意してあります。)を参照してください。

なお、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」の画面の案内に従って収入金額などの必要項目を入力することにより、この明細書や確定申告書などを作成することができます。

【譲渡した資産に関する明細】

		合 計	建 物	土地・借地権
資 産 の 所 在 地 番				
資産の利用状況	面 積		㎡	㎡
居 住 期 間		年 月 ~ 年 月		
譲 渡 住 所 又 は 所 在 地				
先 氏 名 又 は 名 称				
譲 渡 契 約 締 結 日		年 月 日	年 月 日	
譲渡契約締結日の前日における住宅借入金等の金額及びその借入先	①	(借入先) 円		
譲 渡 し た 年 月 日		年 月 日	年 月 日	
資 産 を 取 得 し た 時 期		年 月 日	年 月 日	
譲 渡 価 額	②	円	円	円
取 得 価 額	③	円	円	円
償 却 費 相 当 額	④	円	円	円
費 差 引 (③ - ④)	⑤	円	円	円
譲 渡 に 要 し た 費 用	⑥	円	円	円
特 定 居 住 用 財 産 の 譲 渡 損 失 の 金 額 (② - ⑤ - ⑥)	⑦	円	円	円

この金額を「特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算書」の①欄に転記してください。

関与税理士名

(電話)

税務署 整理欄	資産課税部門	個人課税部門
	純損失 (有・無)	

(平成28年分以降用)

H28.11

改正前

【平成 ____ 年分】

名簿番号

特定居住用財産の譲渡損失の金額の明細書《確定申告書付表》 (特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除用)

住 所 (又は 事業所 事務所 居所など)	フリガナ 氏 名	電 話 番 号	()
-----------------------------------	-------------	------------	-----

この明細書の記載に当たっては、「譲渡所得の申告のしかた(記載例)」(国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】からダウンロードできます。税務署にも用意してあります。)を参照してください。

なお、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」の画面の案内に従って収入金額などの必要項目を入力することにより、この明細書や確定申告書などを作成することができます。

【譲渡した資産に関する明細】

		合 計	建 物	土地・借地権
資 産 の 所 在 地 番				
資産の利用状況	面 積		㎡	㎡
譲 渡 住 所 又 は 所 在 地				
先 氏 名 又 は 名 称				
譲 渡 契 約 締 結 日		年 月 日	年 月 日	
譲渡契約締結日の前日における住宅借入金等の金額及びその借入先	①	(借入先) 円		
譲 渡 し た 年 月 日		年 月 日	年 月 日	
資 産 を 取 得 し た 時 期		年 月 日	年 月 日	
譲 渡 価 額	②	円	円	円
取 得 価 額	③	円	円	円
償 却 費 相 当 額	④	円	円	円
費 差 引 (③ - ④)	⑤	円	円	円
譲 渡 に 要 し た 費 用	⑥	円	円	円
特 定 居 住 用 財 産 の 譲 渡 損 失 の 金 額 (② - ⑤ - ⑥)	⑦	円	円	円

この金額を「特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算書」の①欄に転記してください。

関与税理士名

(電話)

税務署 整理欄	資産課税部門	個人課税部門
	純損失 (有・無)	

H27.11

改正後

記載要領等

1 使用目的

この明細書は、「特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例(措法第41条の5の2)」の適用を受ける居住用財産の譲渡について、この特例の計算の基礎となる「特定居住用財産の譲渡損失の金額」を求めるために使用するものです。

本年分において他の所得と損益通算できる譲渡損失の金額及び翌年以後に繰り越される特定居住用財産の譲渡損失の金額の具体的な計算は、この明細書の「**特定居住用財産の譲渡損失の金額**⑦」の合計欄の金額を基に、「特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算書【租税特別措置法第41条の5の2用】」を使って行います。

2 記載に当たっての留意事項

- (1) 居住用財産の譲渡が二以上ある場合には、いずれか一の譲渡を選定して記載してください。
 - (2) 譲渡した資産が居住の用とそれ以外の用とに供されていた場合には、居住用部分に対応する面積や金額を記載してください。
 - (3) 「譲渡契約締結日の前日における住宅借入金等の金額及びその借入先」欄の記載に当たっては、住宅借入金等の金額が二以上の金融機関等からの借入れからなる場合には、住宅借入金等の金額については、その合計額を記載し、借入先欄にはそれぞれの借入先を記載してください。
- (注) 上記 (1) 又は (2) の場合、別途「譲渡所得の内訳書(確定申告書付表兼計算明細書)」(国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】からダウンロードできます。なお、税務署にも用意してあります。)の作成が必要となります。

※ この特例の内容については、「特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算書【租税特別措置法第41条の5の2用】」の裏面の「**特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例の適用を受けられる方へ**」をご覧ください。

改正前

記載要領等

1 使用目的

この明細書は、「特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例(措法第41条の5の2)」の適用を受ける居住用財産の譲渡について、この特例の計算の基礎となる「特定居住用財産の譲渡損失の金額」を求めるために使用するものです。

本年分において他の所得と損益通算できる譲渡損失の金額及び翌年以後に繰り越される特定居住用財産の譲渡損失の金額の具体的な計算は、この明細書の「**特定居住用財産の譲渡損失の金額**⑦」の合計欄の金額を基に、「特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算書【租税特別措置法第41条の5の2用】」を使って行います。

2 記載に当たっての留意事項

- (1) 居住用財産の譲渡が二以上ある場合には、いずれか一の譲渡を選定して記載してください。
 - (2) 譲渡した資産が居住の用とそれ以外の用とに供されていた場合には、居住用部分に対応する面積や金額を記載してください。
 - (3) 「譲渡契約締結日の前日における住宅借入金等の金額及びその借入先」欄の記載に当たっては、住宅借入金等の金額が二以上の金融機関等からの借入れからなる場合には、住宅借入金等の金額については、その合計額を記載し、借入先欄にはそれぞれの借入先を記載してください。
- (注) 上記 (1) 又は (2) の場合、別途「譲渡所得の内訳書(確定申告書付表兼計算明細書)」(国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】からダウンロードできます。なお、税務署にも用意してあります。)の作成が必要となります。

※ この特例の内容については、「特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算書【租税特別措置法第41条の5の2用】」の裏面の「**特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例の適用を受けられる方へ**」をご覧ください。

改正後

整理番号

特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる
金額の計算書（平成 年分） 【租税特別措置法第41条の5の2用】

住 所 （又は 事業所 事務所 居所など）	フリガナ 氏 名
-----------------------------------	-------------

この計算書は、本年中に行った特定居住用財産の譲渡で一定のものによる損失の金額があり、その損失の金額について、本年分において、租税特別措置法第41条の5の2第1項（特定居住用財産の譲渡損失の損益通算の特例）の適用を受ける方及び翌年分以後の各年分において租税特別措置法第41条の5の2第4項（特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除の特例）の適用を受けるために、本年分の特定居住用財産の譲渡損失の金額を翌年分以後に繰り越す方が使用します。
詳しくは、「譲渡所得の申告のしかた（記載例）」（国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】からダウンロードできます。なお、税務署にも用意してあります。）をご覧ください。

特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算
（赤字の金額は、△を付けないで書いてください。）

特例の計算の基礎となる特定居住用財産の譲渡損失の金額 （「特定居住用財産の譲渡損失の金額の明細書（確定申告書付表）（特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除用）」の⑦の合計欄の金額を書いてください。）	①	円
分離課税の対象となる土地建物等の譲渡所得の金額の合計額 （①の金額以外に土地建物等の譲渡所得の金額がある場合は、その金額と①の金額との通算後の金額を書いてください（黒字の場合は0と書きます）。また、①の金額以外にない場合は、①の金額を書いてください。）	②	
譲渡契約締結日の前日における住宅借入金等の金額から特定居住用財産の譲渡価額を控除した残額 （「特定居住用財産の譲渡損失の金額の明細書（確定申告書付表）（特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除用）」の①から②を控除した金額を書いてください。なお、控除した金額が赤字の場合は0と書いてください。）	③	
損益通算の特例の対象となる特定居住用財産の譲渡損失の金額（特定損失額） （①から③の金額のいずれか少ない金額を書いてください。）	④	
本年分の純損失の金額 （上記④（※1）、申告書B第一表⑨及び申告書第三表⑩・⑪の金額の合計額又は申告書第四表⑫の金額を書いてください。なお、純損失の金額がないときは0と書きます。）	⑤	
本年分が青色申告の場合 不動産所得の金額、事業所得の金額（※2）、山林所得の金額又は総合譲渡所得の金額（※3）のうち赤字であるものの合計額 （それぞれの所得の金額の赤字のみを合計して、その合計額を書いてください。）	⑥	
本年分が白色申告の場合 変動所得の損失額及び被災事業用資産の損失額の合計額 （それぞれの損失額の合計額を書いてください。なお、いずれの損失もないときは0と書きます。）	⑦	
特定居住用財産の譲渡損失の繰越基準額 （⑤から⑥又は⑦を差し引いた金額（引ききれない場合は0）を書いてください。）	⑧	
翌年以後に繰り越される特定居住用財産の譲渡損失の金額 （⑤の金額と⑧の金額のいずれか少ない方の金額を書いてください。）	⑨	

※1 「上記④の金額」は、総合譲渡所得の黒字の金額（特別控除前）又は一時所得の黒字の金額（特別控除後、2分の1前）がある場合は、「上記④の金額」からその黒字の金額を差し引いた金額とします（上記④の金額より、その黒字の金額が多い場合は0とします。）。

※2 「事業所得の金額」とは、申告書B第一表の「所得金額」欄の①及び②の金額の合計額をいいます。

※3 「総合譲渡所得の金額」は、申告書第四表（損失申告用）の「1損失額又は所得金額」の②、③の金額の合計額とします。
（平成28年分以降用）

○この計算書は、申告書と一緒に提出してください。

H28.11

改正前

番 号

特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる
金額の計算書（平成 年分） 【租税特別措置法第41条の5の2用】

住 所 （又は 事業所 事務所 居所など）	フリガナ 氏 名
-----------------------------------	-------------

この計算書は、本年中に行った特定居住用財産の譲渡で一定のものによる損失の金額があり、その損失の金額について、本年分において、租税特別措置法第41条の5の2第1項（特定居住用財産の譲渡損失の損益通算の特例）の適用を受ける方及び翌年分以後の各年分において租税特別措置法第41条の5の2第4項（特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除の特例）の適用を受けるために、本年分の特定居住用財産の譲渡損失の金額を翌年分以後に繰り越す方が使用します。
詳しくは、「譲渡所得の申告のしかた（記載例）」（国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】からダウンロードできます。なお、税務署にも用意してあります。）をご覧ください。

特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算
（赤字の金額は、△を付けないで書いてください。）

特例の計算の基礎となる特定居住用財産の譲渡損失の金額 （「特定居住用財産の譲渡損失の金額の明細書（確定申告書付表）（特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除用）」の⑦の合計欄の金額を書いてください。）	①	円
分離課税の対象となる土地建物等の譲渡所得の金額の合計額 （①の金額以外に土地建物等の譲渡所得の金額がある場合は、その金額と①の金額との通算後の金額を書いてください（黒字の場合は0と書きます）。また、①の金額以外にない場合は、①の金額を書いてください。）	②	
譲渡契約締結日の前日における住宅借入金等の金額から特定居住用財産の譲渡価額を控除した残額 （「特定居住用財産の譲渡損失の金額の明細書（確定申告書付表）（特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除用）」の①から②を控除した金額を書いてください。なお、控除した金額が赤字の場合は0と書いてください。）	③	
損益通算の特例の対象となる特定居住用財産の譲渡損失の金額（特定損失額） （①から③の金額のいずれか少ない金額を書いてください。）	④	
本年分の純損失の金額 （上記④（※1）、申告書B第一表⑨及び申告書第三表⑩・⑪の金額の合計額又は申告書第四表⑫の金額を書いてください。なお、純損失の金額がないときは0と書きます。）	⑤	
本年分が青色申告の場合 不動産所得の金額、事業所得の金額（※2）、山林所得の金額又は総合譲渡所得の金額（※3）のうち赤字であるものの合計額 （それぞれの所得の金額の赤字のみを合計して、その合計額を書いてください。）	⑥	
本年分が白色申告の場合 変動所得の損失額及び被災事業用資産の損失額の合計額 （それぞれの損失額の合計額を書いてください。なお、いずれの損失もないときは0と書きます。）	⑦	
特定居住用財産の譲渡損失の繰越基準額 （⑤から⑥又は⑦を差し引いた金額（引ききれない場合は0）を書いてください。）	⑧	
翌年以後に繰り越される特定居住用財産の譲渡損失の金額 （⑤の金額と⑧の金額のいずれか少ない方の金額を書いてください。）	⑨	

※1 「上記④の金額」は、総合譲渡所得の黒字の金額（特別控除前）又は一時所得の黒字の金額（特別控除後、2分の1前）がある場合は、「上記④の金額」からその黒字の金額を差し引いた金額とします（上記④の金額より、その黒字の金額が多い場合は0とします。）。

※2 「事業所得の金額」とは、申告書B第一表の「所得金額」欄の①及び②の金額の合計額をいいます。

※3 「総合譲渡所得の金額」は、申告書第四表（損失申告用）の「1損失額又は所得金額」の②、③の金額の合計額とします。
（平成25年分以降用）

○この計算書は、申告書と一緒に提出してください。

H27.11

改 正 後	改 正 前
特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例の適用を受けられる方へ 個人が、平成16年1月1日から平成29年12月31日までの間に、次の1に掲げる譲渡資産の譲渡(その個人の親族に対する譲渡など一定のものを除きます。以下「特定譲渡」といいます。)をした場合(その特定譲渡に係る契約締結日の前日において住宅借入金等(契約において償還期間が10年以上の割賦償還の方法により返済することとされているものなどに限ります。)を有しているなど一定の要件を満たしている場合に限ります。)において、その譲渡資産の特定譲渡による譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額のうち、その特定譲渡をした日の属する年分の分離長期譲渡所得の金額及び分離短期譲渡所得の金額の計算上控除してもなお控除しきれない金額として一定の方法により計算した金額(その特定譲渡に係る契約を締結した日の前日におけるその譲渡資産に係る住宅借入金等の金額の合計額からその譲渡資産の譲渡の対価の額を控除した残額を限度とします。以下「特定居住用財産の譲渡損失の金額」といいます。)については、一定の要件の下で、その年の他の所得と損益通算をすることができます。 また、損益通算してもなお控除しきれない場合には、その年の翌年以後3年内の各年分(合計所得金額が3,000万円以下である年分に限ります。)の総所得金額等の計算上、一定の方法により繰越控除をすることができます。 (注) 1 特定居住用財産の譲渡損失の金額の具体的な計算は、裏面の計算書により計算します。 2 住宅借入金等の範囲は、原則として、住宅借入金等特別控除の対象となる借入金又は債務と同じです(「住宅借入金等特別控除を受けられる方へ」(国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】)からダウンロードできます。なお、税務署にも用意してあります。)参照。 3 「純損失の繰越控除」及び「純損失の繰戻し還付制度」の対象となる純損失の金額については一定の調整をする必要があります。 1 譲渡資産の範囲 特例の適用対象となる「譲渡資産」とは、個人が有する家屋又は土地等でその年の1月1日において所有期間が5年を超えるもののうちに掲げるものをいいます。 (1) その個人がその居住の用に供している家屋で国内にあるもの(居住の用に供している家屋を二以上有する場合には、主として居住の用に供している一の家屋に限ります。また、その家屋のうちに居住の用以外の用に供している部分がある場合には、居住の用に供している部分に限ります。) (2) (1)の家屋でその個人の居住の用に供されなくなったもの(その個人の居住の用に供されなくなった日から同日以後3年を経過する日の属する年の12月31日までの間に譲渡されたものに限ります。) (3) (1)又は(2)の家屋及びその家屋の敷地の用に供されている土地等 (4) (1)の家屋が災害により滅失した場合において、その家屋を引き続き所有していたならば、その年の1月1日における所有期間が5年を超えるその家屋の敷地の用に供されていた土地等(その災害があった日から同日以後3年(その家屋が東日本大震災により滅失等した一定の場合は7年)を経過する日の属する年の12月31日までの間に譲渡されたものに限ります。) 2 特例の適用を受けるための手続等 損益通算の特例の適用を受けるためには、その年分の確定申告書に「特定居住用財産の譲渡損失の金額の明細書(確定申告書付表)(特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除用)」や「特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算書【租税特別措置法第41条の5の2用】」(裏面の計算書)など一定の書類を添付する必要があります。 繰越控除の特例の適用を受けるためには、損益通算の特例の適用を受けた年分の所得税につき期限内申告書を提出した場合であって、その後において連続して確定申告書を提出し、かつ、繰越控除の特例の適用を受ける年の確定申告書(損失申告用)を提出する必要があります。 この特例に関する詳しいことは、国税庁ホームページのタックスアンサー【www.nta.go.jp/taxanswer】をご覧ください。か、税務署にお尋ねください。	特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例の適用を受けられる方へ 個人が、平成16年1月1日から平成27年12月31日までの間に、次の1に掲げる譲渡資産の譲渡(その個人の親族に対する譲渡など一定のものを除きます。以下「特定譲渡」といいます。)をした場合(その特定譲渡に係る契約締結日の前日において住宅借入金等(契約において償還期間が10年以上の割賦償還の方法により返済することとされているものなどに限ります。)を有しているなど一定の要件を満たしている場合に限ります。)において、その譲渡資産の特定譲渡による譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額のうち、その特定譲渡をした日の属する年分の分離長期譲渡所得の金額及び分離短期譲渡所得の金額の計算上控除してもなお控除しきれない金額として一定の方法により計算した金額(その特定譲渡に係る契約を締結した日の前日におけるその譲渡資産に係る住宅借入金等の金額の合計額からその譲渡資産の譲渡の対価の額を控除した残額を限度とします。以下「特定居住用財産の譲渡損失の金額」といいます。)については、一定の要件の下で、その年の他の所得と損益通算をすることができます。 また、損益通算してもなお控除しきれない場合には、その年の翌年以後3年内の各年分(合計所得金額が3,000万円以下である年分に限ります。)の総所得金額等の計算上、一定の方法により繰越控除をすることができます。 (注) 1 特定居住用財産の譲渡損失の金額の具体的な計算は、裏面の計算書により計算します。 2 住宅借入金等の範囲は、原則として、住宅借入金等特別控除の対象となる借入金又は債務と同じです(「住宅借入金等特別控除を受けられる方へ」(国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】)からダウンロードできます。なお、税務署にも用意してあります。)参照。 3 「純損失の繰越控除」及び「純損失の繰戻し還付制度」の対象となる純損失の金額については一定の調整をする必要があります。 1 譲渡資産の範囲 特例の適用対象となる「譲渡資産」とは、個人が有する家屋又は土地等でその年の1月1日において所有期間が5年を超えるもののうちに掲げるものをいいます。 (1) その個人がその居住の用に供している家屋で国内にあるもの(居住の用に供している家屋を二以上有する場合には、主として居住の用に供している一の家屋に限ります。また、その家屋のうちに居住の用以外の用に供している部分がある場合には、居住の用に供している部分に限ります。) (2) (1)の家屋でその個人の居住の用に供されなくなったもの(その個人の居住の用に供されなくなった日から同日以後3年を経過する日の属する年の12月31日までの間に譲渡されたものに限ります。) (3) (1)又は(2)の家屋及びその家屋の敷地の用に供されている土地等 (4) (1)の家屋が災害により滅失した場合において、その家屋を引き続き所有していたならば、その年の1月1日における所有期間が5年を超えるその家屋の敷地の用に供されていた土地等(その災害があった日から同日以後3年(その家屋が東日本大震災により滅失等した一定の場合は7年)を経過する日の属する年の12月31日までの間に譲渡されたものに限ります。) 2 特例の適用を受けるための手続等 損益通算の特例の適用を受けるためには、その年分の確定申告書に「特定居住用財産の譲渡損失の金額の明細書(確定申告書付表)(特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除用)」や「特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算書【租税特別措置法第41条の5の2用】」(裏面の計算書)など一定の書類を添付する必要があります。 繰越控除の特例の適用を受けるためには、損益通算の特例の適用を受けた年分の所得税につき期限内申告書を提出した場合であって、その後において連続して確定申告書を提出し、かつ、繰越控除の特例の適用を受ける年の確定申告書(損失申告用)を提出する必要があります。 この特例に関する詳しいことは、国税庁ホームページのタックスアンサー【www.nta.go.jp/taxanswer】をご覧ください。か、税務署にお尋ねください。

改正後

改正前

1 面

平成21年及び平成22年に土地等の先行取得をした
場合の譲渡所得の課税の特例に関する計算明細書

【平成 年分】

整理番号

この計算明細書は、不動産所得、事業所得又は山林所得を生ずべき個人の方が、租税特別措置法第37条の9の5に規定する事業用土地等（以下「事業用土地等」といいます。）の譲渡による利益金額について、「平成21年及び平成22年に土地等の先行取得をした場合の課税の特例」（租税特別措置法第37条の9の5第1項）の適用を受ける場合に使用するものです。この計算明細書を作成する前に、まず、「譲渡所得の内訳書（確定申告書付表兼計算明細書）【土地・建物用】」（1面から3面）の作成をしてください。

住 所 (納税地)	()	フリガナ 氏 名	(旧氏名:)
届出書の住所		関与税理士名 (電 話)	()
電話番号 (連絡先)	職 業 (屋 号)	()	

1 事業用土地等の利益金額を計算します。

「譲渡所得の内訳書（確定申告書付表兼計算明細書）【土地・建物用】」で計算した金額のうち、事業用土地等に係る金額のみ記載してください。なお、店舗併用住宅とその敷地を譲渡した場合など、事業用土地等とそれ以外の土地等又は建物等を一括で譲渡している場合は、事業用土地等とそれ以外の土地等又は建物等に係る金額をあん分計算の上、事業用土地等に係る金額のみ記載してください。

区 分	イ 譲渡価額 (① 譲渡価額)	ロ 取得価額 (② 取得費の(4)の金額)	ハ 譲渡費用 (③ 譲渡費用)	ニ 利益金額 (イー(ロ+ハ))	ホ 利益金額 の割合
短 期	円	円	円	①	②(①÷④)
長 期				②	③(②÷④)
短 期				③	④(③÷④)
長 期				④	⑤(④÷④)
短 期				⑤	⑥(⑤÷④)
長 期				⑥	⑦(⑥÷④)
事業用土地等の利益金額の合計額 (⑦+⑧+⑨)					1.00

※ イ欄、ロ欄及びハ欄のかつ書きは、譲渡所得の内訳書（確定申告書付表兼計算明細書）【土地・建物用】に対応しています。

2 事業用土地等の譲渡以外の土地等又は建物等の譲渡損失金額を記載してください。

事業用土地等以外の土地等又は建物等の譲渡があり、当該事業用土地等以外の土地等又は建物等の譲渡に係る譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額（以下「譲渡損失金額」といいます。）がある場合に、△を付けないで記載してください。

なお、①-②の金額が赤字となる場合は、この特例の適用はありません。

譲渡損失金額 ② 円

※ 事業用土地等以外の2以上の土地等又は建物等の譲渡がある場合は、それぞれの譲渡損益を合計した後の譲渡損失金額となります。

3 本年分でこの特例の適用を受ける対象先行取得土地等について記載してください。

(1) 本年分でこの特例の適用を受ける対象先行取得土地等（事業用土地等の譲渡をした日の属する年の12月31日において所有している先行取得土地等をいい、前年以前においてこの特例を適用し、適用（減額）後の取得価額が0となったものは除きます。以下同じです。）について、特例の適用を受ける物件の順番に上から記載してください。

取得 年分	物件の所在地	種類	面積	契約年月日	引渡年月日	届出書提出 先 税 務 署	届出書提出 年 月 日
a 年分			m	・ ・	・ ・	税務署	・ ・
b 年分			m	・ ・	・ ・	税務署	・ ・
c 年分			m	・ ・	・ ・	税務署	・ ・

※ 前年以前に既にこの特例の適用を受けている対象先行取得土地等（適用（減額）後の取得価額が0となったものは除きます。）がある場合は、その対象先行取得土地等から先に（a欄に）記載してください。

※ 平成21年取得分と平成22年取得分の対象先行取得土地等がある場合は、平成21年取得分から先に記載してください。

※ 「種類」欄には、宅地・田・畑などと記載してください。

(2) 上記(1)のa欄に記載した対象先行取得土地等が前年以前にこの特例の適用を受けたもの（対象先行取得土地等のうち、前年以前にこの特例の適用を既に受け、取得価額が減額されているもの）である場合は、以下の事項を記載してください。

適用年分 (申告年月日)	年分	申告書提出 先 税 務 署	特例適用後の対象先行 取得土地等の取得価額	⑧ 円
-----------------	----	------------------	--------------------------	-----

※ ⑧の金額は、前年以前に提出した「平成21年及び平成22年に土地等の先行取得をした場合の課税の特例に関する計算明細書」の4の④欄（特例適用後の対象先行取得土地等の取得価額）の金額を記載してください。

(平成25年分以降用)

○ この計算明細書は、申告書と一緒に提出してください。

1 面

平成21年及び平成22年に土地等の先行取得をした
場合の譲渡所得の課税の特例に関する計算明細書

【平成 年分】

番 号

この計算明細書は、不動産所得、事業所得又は山林所得を生ずべき個人の方が、租税特別措置法第37条の9の5に規定する事業用土地等（以下「事業用土地等」といいます。）の譲渡による利益金額について、「平成21年及び平成22年に土地等の先行取得をした場合の課税の特例」（租税特別措置法第37条の9の5第1項）の適用を受ける場合に使用するものです。この計算明細書を作成する前に、まず、「譲渡所得の内訳書（確定申告書付表兼計算明細書）【土地・建物用】」（1面から3面）の作成をしてください。

住 所 (納税地)	()	フリガナ 氏 名	(旧氏名:)
届出書の住所		関与税理士名 (電 話)	()
電話番号 (連絡先)	職 業 (屋 号)	()	

1 事業用土地等の利益金額を計算します。

「譲渡所得の内訳書（確定申告書付表兼計算明細書）【土地・建物用】」で計算した金額のうち、事業用土地等に係る金額のみ記載してください。なお、店舗併用住宅とその敷地を譲渡した場合など、事業用土地等とそれ以外の土地等又は建物等を一括で譲渡している場合は、事業用土地等とそれ以外の土地等又は建物等に係る金額をあん分計算の上、事業用土地等に係る金額のみ記載してください。

区 分	イ 譲渡価額 (① 譲渡価額)	ロ 取得価額 (② 取得費の(4)の金額)	ハ 譲渡費用 (③ 譲渡費用)	ニ 利益金額 (イー(ロ+ハ))	ホ 利益金額 の割合
短 期	円	円	円	①	②(①÷④)
長 期				②	③(②÷④)
短 期				③	④(③÷④)
長 期				④	⑤(④÷④)
短 期				⑤	⑥(⑤÷④)
長 期				⑥	⑦(⑥÷④)
事業用土地等の利益金額の合計額 (⑦+⑧+⑨)					1.00

※ イ欄、ロ欄及びハ欄のかつ書きは、譲渡所得の内訳書（確定申告書付表兼計算明細書）【土地・建物用】に対応しています。

2 事業用土地等の譲渡以外の土地等又は建物等の譲渡損失金額を記載してください。

事業用土地等以外の土地等又は建物等の譲渡があり、当該事業用土地等以外の土地等又は建物等の譲渡に係る譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額（以下「譲渡損失金額」といいます。）がある場合に、△を付けないで記載してください。

なお、①-②の金額が赤字となる場合は、この特例の適用はありません。

譲渡損失金額 ② 円

※ 事業用土地等以外の2以上の土地等又は建物等の譲渡がある場合は、それぞれの譲渡損益を合計した後の譲渡損失金額となります。

3 本年分でこの特例の適用を受ける対象先行取得土地等について記載してください。

(1) 本年分でこの特例の適用を受ける対象先行取得土地等（事業用土地等の譲渡をした日の属する年の12月31日において所有している先行取得土地等をいい、前年以前においてこの特例を適用し、適用（減額）後の取得価額が0となったものは除きます。以下同じです。）について、特例の適用を受ける物件の順番に上から記載してください。

取得 年分	物件の所在地	種類	面積	契約年月日	引渡年月日	届出書提出 先 税 務 署	届出書提出 年 月 日
a 年分			m	・ ・	・ ・	税務署	・ ・
b 年分			m	・ ・	・ ・	税務署	・ ・
c 年分			m	・ ・	・ ・	税務署	・ ・

※ 前年以前に既にこの特例の適用を受けている対象先行取得土地等（適用（減額）後の取得価額が0となったものは除きます。）がある場合は、その対象先行取得土地等から先に（a欄に）記載してください。

※ 平成21年取得分と平成22年取得分の対象先行取得土地等がある場合は、平成21年取得分から先に記載してください。

※ 「種類」欄には、宅地・田・畑などと記載してください。

(2) 上記(1)のa欄に記載した対象先行取得土地等が前年以前にこの特例の適用を受けたもの（対象先行取得土地等のうち、前年以前にこの特例の適用を既に受け、取得価額が減額されているもの）である場合は、以下の事項を記載してください。

適用年分 (申告年月日)	年分	申告書提出 先 税 務 署	特例適用後の対象先行 取得土地等の取得価額	⑧ 円
-----------------	----	------------------	--------------------------	-----

※ ⑧の金額は、前年以前に提出した「平成21年及び平成22年に土地等の先行取得をした場合の課税の特例に関する計算明細書」の4の④欄（特例適用後の対象先行取得土地等の取得価額）の金額を記載してください。

(平成25年分以降用)

○ この計算明細書は、申告書と一緒に提出してください。

改正後

2 面

(3) 1面の3(1)の対象先行取得土地等の購入代金(取得価額)について記載してください。1面の3(1)のa欄に記載した対象先行取得土地等が前年以前にこの特例の適用を受けたもの(対象先行取得土地等のうち、前年以前にこの特例の適用を既に受け、取得価額が減額されているもの)である場合は、a欄には①欄②欄の金額を記載)のみ記載してください。

取得価額 の内訳	支 払 先 住 所 (所 在 地)	氏 名 (名 称)	支払年月日	支 払 金 額
土 地			・ ・	円
a			・ ・	
			・ ・	
対 象 先 行 取 得 土 地 等 の 取 得 価 額				①
土 地			・ ・	
b			・ ・	
			・ ・	
対 象 先 行 取 得 土 地 等 の 取 得 価 額				②
土 地			・ ・	
c			・ ・	
			・ ・	
対 象 先 行 取 得 土 地 等 の 取 得 価 額				③

※ 対象先行取得土地等の取得の際に支払った仲介手数料などが含まれます(建物等に係る仲介手数料などは含まれません)。

4 繰延利益金額及び翌年以後の対象先行取得土地等の取得価額を計算します。

A	B	C	D	E	F	G	H
① × 80 % (又は80%)	② - ① (赤字の 場合は0)	③ (Aと② のうち 少ない金額)	④ (Cのうち 適用済み の金額)	⑤ (E - ④ の金額)	⑥ (F - ⑤ の金額)	⑦ (G - ⑥ の金額)	⑧ (H - ⑦ の金額)
a	円	円	円	円	円	円	円
b			④の金額 円	⑤の金額	⑥の金額		
c			④+⑤の金額	⑥の金額	⑦の金額		
繰 延 利 益 金 額 の 合 計 額 (④+⑤+⑥)						⑧	

※ b以下の記載は、「④欄の金額」>「⑤欄の金額」の場合で、複数の対象先行取得土地等がある場合に記載します。

※ 3(1)に記載した対象先行取得土地等が平成22年中に取得したもののみである場合、⑤欄の割合は80%で計算します。

※ ⑧欄の金額が、翌年以後にこの特例を適用する場合の⑧欄の取得価額又はa～cの対象先行取得土地等を譲渡した際の取得価額となりますので、この計算明細書は大切に保管してください。

5 事業用土地等の譲渡に係る譲渡所得の金額を計算します。

事業用土地等について、1面の「1」に記載した区分(短期又は長期)に応じた区分の欄に記載してください。同一区分の事業用土地等の譲渡が2以上ある場合においては、それぞれの金額を合計した金額を記載してください。

区分	③ 収入金額 (1のイの金額)	④ 取得価額+譲渡費用 (1のロ+ハ)の金額	⑤ 繰延利益金額 (⑦の金額×1のホの割合)	⑥ 譲渡所得の金額 (③-④-⑤)
短期	申告書第三表②又は③へ 円	円	円	申告書第三表④又は⑤へ 円
長期	申告書第三表⑥へ 円	円	円	申告書第三表⑦へ 円

※ 短期と長期の事業用土地等の譲渡がある場合、「⑤繰延利益金額」欄には、それぞれの区分ごとの利益金額の割合(1面の「1」のホの③、④、⑤の割合)によって⑤の金額をあん分した金額を記載します(同一区分の事業用土地等の譲渡が2以上あり、合計額を記載している場合は、同一区分に係る利益金額を合計した金額による利益金額の割合によりあん分します)。

※ ここで計算した内容を「申告書第三表(分離課税用)」に記載します。なお、事業用土地等以外の土地等又は建物等の譲渡がある場合は、それらの譲渡に係る金額との合計額を、「申告書第三表(分離課税用)」へ転記する必要があります。

○ この計算明細書の記載に当たっては、「『平成21年及び平成22年に土地等の先行取得をした場合の課税の特例に関する計算明細書』の記載例」(国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】からダウンロードできます。)を参照してください。また、この特例の内容又は記載方法についての詳しいことは税務署にお尋ねください。

改正前

2 面

(3) 1面の3(1)の対象先行取得土地等の購入代金(取得価額)について記載してください。1面の3(1)のa欄に記載した対象先行取得土地等が前年以前にこの特例の適用を受けたもの(対象先行取得土地等のうち、前年以前にこの特例の適用を既に受け、取得価額が減額されているもの)である場合は、a欄には①欄②欄の金額を記載)のみ記載してください。

取得価額 の内訳	支 払 先 住 所 (所 在 地)	氏 名 (名 称)	支払年月日	支 払 金 額
土 地			・ ・	円
a			・ ・	
			・ ・	
対 象 先 行 取 得 土 地 等 の 取 得 価 額				①
土 地			・ ・	
b			・ ・	
			・ ・	
対 象 先 行 取 得 土 地 等 の 取 得 価 額				②
土 地			・ ・	
c			・ ・	
			・ ・	
対 象 先 行 取 得 土 地 等 の 取 得 価 額				③

※ 対象先行取得土地等の取得の際に支払った仲介手数料などが含まれます(建物等に係る仲介手数料などは含まれません)。

4 繰延利益金額及び翌年以後の対象先行取得土地等の取得価額を計算します。

A	B	C	D	E	F	G	H
① × 80 % (又は80%)	② - ① (赤字の 場合は0)	③ (Aと② のうち 少ない金額)	④ (Cのうち 適用済み の金額)	⑤ (E - ④ の金額)	⑥ (F - ⑤ の金額)	⑦ (G - ⑥ の金額)	⑧ (H - ⑦ の金額)
a	円	円	円	円	円	円	円
b			④の金額 円	⑤の金額	⑥の金額		
c			④+⑤の金額	⑥の金額	⑦の金額		
繰 延 利 益 金 額 の 合 計 額 (④+⑤+⑥)						⑧	

※ b以下の記載は、「④欄の金額」>「⑤欄の金額」の場合で、複数の対象先行取得土地等がある場合に記載します。

※ 3(1)に記載した対象先行取得土地等が平成22年中に取得したもののみである場合、⑤欄の割合は80%で計算します。

※ ⑧欄の金額が、翌年以後にこの特例を適用する場合の⑧欄の取得価額又はa～cの対象先行取得土地等を譲渡した際の取得価額となりますので、この計算明細書は大切に保管してください。

5 事業用土地等の譲渡に係る譲渡所得の金額を計算します。

事業用土地等について、1面の「1」に記載した区分(短期又は長期)に応じた区分の欄に記載してください。同一区分の事業用土地等の譲渡が2以上ある場合においては、それぞれの金額を合計した金額を記載してください。

区分	③ 収入金額 (1のイの金額)	④ 取得価額+譲渡費用 (1のロ+ハ)の金額	⑤ 繰延利益金額 (⑦の金額×1のホの割合)	⑥ 譲渡所得の金額 (③-④-⑤)
短期	申告書第三表②又は③へ 円	円	円	申告書第三表④又は⑤へ 円
長期	申告書第三表⑥へ 円	円	円	申告書第三表⑦へ 円

※ 短期と長期の事業用土地等の譲渡がある場合、「⑤繰延利益金額」欄には、それぞれの区分ごとの利益金額の割合(1面の「1」のホの③、④、⑤の割合)によって⑤の金額をあん分した金額を記載します(同一区分の事業用土地等の譲渡が2以上あり、合計額を記載している場合は、同一区分に係る利益金額を合計した金額による利益金額の割合によりあん分します)。

※ ここで計算した内容を「申告書第三表(分離課税用)」に記載します。なお、事業用土地等以外の土地等又は建物等の譲渡がある場合は、それらの譲渡に係る金額との合計額を、「申告書第三表(分離課税用)」へ転記する必要があります。

○ この計算明細書の記載に当たっては、「『平成21年及び平成22年に土地等の先行取得をした場合の課税の特例に関する計算明細書の記載例』(国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】からダウンロードできます。)を参照してください。また、この特例の内容又は記載方法についての詳しいことは税務署にお尋ねください。

改正後

国外転出等の時に譲渡又は決済があったものとみなされる
対象資産の明細書（兼納税猶予の特例の適用を受ける場合
の対象資産の明細書）《確定申告書付表》

【平成 年分】

整理番号

住 所	フリガナ 氏 名
電話番号 (連絡先)	職業 関与税理士名 (電 話)

1 国外転出等の日及び国外転出等の日前10年以内における国内在住期間

区 分	納税猶予の 適用の有無	国外転出等の日（又は国外転出の予定日）	国外転出等の日前10年以内 における国内在住期間
☐ 国外転出の場合 (所法60条の2)	☐ 有 ☐ 無	☐ 国外転出の日 平成 年 月 日 ☐ 国外転出の予定日 平成 年 月 日 (国外転出の日又は予定日から起算して3月前の日)	・平成 年 月 日 ～平成 年 月 日
☐ 贈与、相続又は遺贈の 場合 (所法60条の3)	☐ 有 ☐ 無	☐ 贈与の日 平成 年 月 日 ☐ 相続開始の日 平成 年 月 日	・平成 年 月 日 ～平成 年 月 日

2 譲渡又は決済があったものとみなされる対象資産の移転を受けた受贈者又は相続人等の氏名及び住所（又は居所）

区 分	氏 名	住所（又は居所）
☐ 受贈者		
☐ 相続人・受遺者		
☐ 受贈者		
☐ 相続人・受遺者		

3 譲渡又は決済があったものとみなされる対象資産の収入金額等

所得区分	① 収入金額 (現金等以外に受取る利益又は受取るもの)	② 取得費	差引金額 (①－②)
総合課税	事業所得（営業等）	円	円
	雑所得（その他）		
	短期		
	長期		
分離課税	一般株式等の譲渡		
	上場株式等の譲渡		
	先物取引		

(注) 所得税法第60条の2第1項から第3項まで又は第60条の3第1項から第3項までの規定により譲渡又は決済があったものとみなされる「3」及び「4」の金額をそれ以外の所得と合算して所得税及び復興特別所得税の計算を行います。
なお、所得税法第137条の2第1項又は第137条の3第1項若しくは第2項に規定する納税猶予の特例の適用を受ける場合は、「3」の金額が納税猶予の特例の対象となります。

4 確定申告期限までに移転等した対象資産の収入金額等

所得区分	① 収入金額 (現金等以外に受取る利益又は受取るもの)	② 取得費	差引金額 (①－②)
総合課税	事業所得（営業等）	円	円
	雑所得（その他）		
	短期		
	長期		
分離課税	一般株式等の譲渡		
	上場株式等の譲渡		
	先物取引		

(注) 所得税法第137条の2第1項又は第137条の3第1項若しくは第2項に規定する納税猶予の特例の適用を受ける場合は、「4」の金額は納税猶予の特例の対象となりません。

(資 6-100-A 4 統一) H28.11

改正前

国外転出等の時に譲渡又は決済があったものとみなされる
対象資産の明細書（兼納税猶予の特例の適用を受ける場合
の対象資産の明細書）《確定申告書付表》

【平成 年分】

番 号

住 所	フリガナ 氏 名
電話番号 (連絡先)	職業 関与税理士名 (電 話)

1 国外転出等の日及び国外転出等の日前10年以内における国内在住期間

区 分	納税猶予の 適用の有無	国外転出等の日（又は国外転出の予定日）	国外転出等の日前10年以内 における国内在住期間
☐ 国外転出の場合 (所法60条の2)	☐ 有 ☐ 無	☐ 国外転出の日 平成 年 月 日 ☐ 国外転出の予定日 平成 年 月 日 (国外転出の日又は予定日から起算して3月前の日)	・平成 年 月 日 ～平成 年 月 日
☐ 贈与、相続又は遺贈の 場合 (所法60条の3)	☐ 有 ☐ 無	☐ 贈与の日 平成 年 月 日 ☐ 相続開始の日 平成 年 月 日	・平成 年 月 日 ～平成 年 月 日

2 譲渡又は決済があったものとみなされる対象資産の移転を受けた受贈者又は相続人等の氏名及び住所（又は居所）

区 分	氏 名	住所（又は居所）
☐ 受贈者		
☐ 相続人・受遺者		
☐ 受贈者		
☐ 相続人・受遺者		

3 譲渡又は決済があったものとみなされる対象資産の収入金額等

所得区分	① 収入金額 (現金等以外に受取る利益又は受取るもの)	② 取得費	差引金額 (①－②)
総合課税	事業所得（営業等）	円	円
	雑所得（その他）		
	短期		
	長期		
分離課税	株式等の譲渡（未公開分）		
	先物取引		

(注) 所得税法第60条の2第1項から第3項まで又は第60条の3第1項から第3項までの規定により譲渡又は決済があったものとみなされる「3」及び「4」の金額をそれ以外の所得と合算して所得税及び復興特別所得税の計算を行います。
なお、所得税法第137条の2第1項又は第137条の3第1項若しくは第2項に規定する納税猶予の特例の適用を受ける場合は、「3」の金額が納税猶予の特例の対象となります。

4 確定申告期限までに移転等した対象資産の収入金額等

所得区分	① 収入金額 (現金等以外に受取る利益又は受取るもの)	② 取得費	差引金額 (①－②)
総合課税	事業所得（営業等）	円	円
	雑所得（その他）		
	短期		
	長期		
分離課税	株式等の譲渡（未公開分）		
	先物取引		

(注) 所得税法第137条の2第1項又は第137条の3第1項若しくは第2項に規定する納税猶予の特例の適用を受ける場合は、「4」の金額は納税猶予の特例の対象となりません。

(資 6-100-A 4 統一) H27.05

改正前

【国外転出時課税（所法 60 条の 2）用】

5 国外転出の時に有している又は契約を締結している対象資産の明細（「6」及び「7」以外のもの）

[illegible]

(注) 課税方法（総合・分離）及び所得区分に応じた「価額等（収入金額）」欄の金額の合計額及び「取得費」欄の金額の合計額を「3」に記載します。なお、上記の対象資産が、所得税法第137条の2第1項の規定の適用を受ける場合の適用資産となります。

《1億円の判定》

国外転出の時に有している又は契約を締結している対象資産の価額等の合計額 (「5のA」+「6のB」+「7のC」)	① 中 ⑤より1億円で、かつ、国外転出の日前10年以内にける国内居住期間が5年超の場合、「国外転出をする場合の譲渡所得等の特例(所法6条の2)」の適用がある。
--	---

改正前

【国外転出時課税（所法 60 条の 2）用】

6 国外転出の時に有している又は契約を締結している対象資産の明細(確定申告期限までに移転等したもの(「7」を除く。))

[illegible]

(注1) 所得税法第60条の2第9項において準用する同条第8項の規定の適用があるもの（「減額」を○で囲んだもの）がある場合の④の金額は、その適用前の金額により計算します。

(注2) 課税方法(総合・分離)及び所得区分に応じた「係数等(収入金額)」欄の金額(所得税法第60条の2第9項において準用する同条第8項の規定の適用があるもの(「減額」を○で囲んだもの)は、その適用後の金額)の合計額及び「取得費」欄の金額の合計額を「4」に記載します。なお、所得税法第60条の2第6項第2号の規定により譲渡又は決済の全てがなかったものとされるもの(「取消」を○で囲んだもの)は、記載しません。

改正前

【国外転出時課税（所法 60 条の 2）用】

7 国外転出の時に有している又は契約を締結している対象資産の明細（譲渡による所得が非課税のもの）

[illegible]

(注) 租税特別措置法第37条の16などの規定により譲渡による所得が非課税又は損失がないものとみなされるものについて記載し、当該「価額等」欄の金額及び「取得費」欄の金額は「3」及び「4」のいずれにも記載しません。

改正後

【国外転出（贈与）時課税（所法60条の3）用】

5 贈与の時に有している又は契約を締結している対象資産の明細（非居住者である受贈者に移転したもの）

					氏名（贈与者）			
					氏名（受贈者）			
種 類	銘柄等	数 量	所 在	価額等 （収入金額）	取得費	取得等年月日	所得区分	移転等の日及び 減価又は取消の特則
① 非居住者である受贈者に移転した対象資産のうち、下記②及び③以外のもの								
				円	円	・ ・ ・	総合 （事・贈・譲（長・短）） 分類（一・長・上・中・下）	
						・ ・ ・	総合 （事・贈・譲（長・短）） 分類（一・長・上・中・下）	
						・ ・ ・	総合 （事・贈・譲（長・短）） 分類（一・長・上・中・下）	
						・ ・ ・	総合 （事・贈・譲（長・短）） 分類（一・長・上・中・下）	
						・ ・ ・	総合 （事・贈・譲（長・短）） 分類（一・長・上・中・下）	
						・ ・ ・	総合 （事・贈・譲（長・短）） 分類（一・長・上・中・下）	
② 非居住者である受贈者に移転した対象資産のうち、非居住者である受贈者が確定申告期限内までに 移転等したもの（下記③を除く。）								
						・ ・ ・	総合 （事・贈・譲（長・短）） 分類（一・長・上・中・下）	移転等の日 （ ・ ・ ・ ） 減価・取消
						・ ・ ・	総合 （事・贈・譲（長・短）） 分類（一・長・上・中・下）	移転等の日 （ ・ ・ ・ ） 減価・取消
						・ ・ ・	総合 （事・贈・譲（長・短）） 分類（一・長・上・中・下）	移転等の日 （ ・ ・ ・ ） 減価・取消
③ 非居住者である受贈者に移転した対象資産のうち、譲渡による所得が非課税のもの								
						・ ・ ・		
						・ ・ ・		
						・ ・ ・		
計				④				

（注1） 課税方法（総合・分離）及び所得区分に応じて、①の対象資産に係る「価額等（収入金額）」欄の金額の合計額及び「取得費」欄の金額の合計額を「3」に記載します。なお、①の対象資産が、所得税法第137条の3第1項の規定の適用を受ける場合の適用贈与資産となります。

（注2） ②の対象資産について、所得税法第60条の3第10項の規定において適用する同条第8項の規定の適用があるもの（「減額」を○で囲んだもの）がある場合の④の金額は、その適用前の金額により計算します。

（注3） 課税方法（総合・分離）及び所得区分に応じて、②の対象資産に係る「価額等（収入金額）」欄の金額（所得税法第60条の3第10項の規定において適用する同条第8項の規定の適用があるもの（「減額」を○で囲んだもの）は、その適用後の金額）の合計額及び「取得費」欄の金額の合計額を「4」に記載します。なお、所得税法第60条の3第6項の規定により譲渡又は決済の全てがなかったものとされるもの（「取消」を○で囲んだもの）は、記載しません。

（注4） ③については、租税特別措置法第37条の15などの規定により譲渡による所得が非課税又は損失がないものとみなされるものについて記載し、当該「価額等（収入金額）」欄の金額及び「取得費」欄の金額は「3」及び「4」のいずれにも記載しません。

《1億円の判定》

贈与の時に有している又は契約を締結している対象資産の価額等の合計額 （「5のA」＋「6のB」）	⑤	※ ⑤は1億円で、かつ、贈与の日前10年以内における贈与者の国内在住期間が5年超の場合、「贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例（所法60条の3）」の適用があります。
--	---	---

改正前

【国外転出（贈与）時課税（所法60条の3）用】

5 贈与の時に有している又は契約を締結している対象資産の明細（非居住者である受贈者に移転したもの）

					氏名（贈与者）			
					氏名（受贈者）			
種 類	銘柄等	数 量	所 在	価額等 （収入金額）	取得費	取得等年月日	所得区分	移転等の日及び 減価又は取消の特則
① 非居住者である受贈者に移転した対象資産のうち、下記②及び③以外のもの								
				円	円	・ ・ ・	総合 （事・贈・譲（長・短）） 分類（株式・先物）	
						・ ・ ・	総合 （事・贈・譲（長・短）） 分類（株式・先物）	
						・ ・ ・	総合 （事・贈・譲（長・短）） 分類（株式・先物）	
						・ ・ ・	総合 （事・贈・譲（長・短）） 分類（株式・先物）	
						・ ・ ・	総合 （事・贈・譲（長・短）） 分類（株式・先物）	
						・ ・ ・	総合 （事・贈・譲（長・短）） 分類（株式・先物）	
② 非居住者である受贈者に移転した対象資産のうち、非居住者である受贈者が確定申告期限までに 移転等したもの（下記③を除く。）								
						・ ・ ・	総合 （事・贈・譲（長・短）） 分類（株式・先物）	移転等の日 （ ・ ・ ・ ） 減価・取消
						・ ・ ・	総合 （事・贈・譲（長・短）） 分類（株式・先物）	移転等の日 （ ・ ・ ・ ） 減価・取消
						・ ・ ・	総合 （事・贈・譲（長・短）） 分類（株式・先物）	移転等の日 （ ・ ・ ・ ） 減価・取消
③ 非居住者である受贈者に移転した対象資産のうち、譲渡による所得が非課税のもの								
						・ ・ ・		
						・ ・ ・		
						・ ・ ・		
計				④				

（注1） 課税方法（総合・分離）及び所得区分に応じて、①の対象資産に係る「価額等（収入金額）」欄の金額の合計額及び「取得費」欄の金額の合計額を「3」に記載します。なお、①の対象資産が、所得税法第137条の3第1項の規定の適用を受ける場合の適用贈与資産となります。

（注2） ②の対象資産について、所得税法第60条の3第10項の規定において適用する同条第8項の規定の適用があるもの（「減額」を○で囲んだもの）がある場合の④の金額は、その適用前の金額により計算します。

（注3） 課税方法（総合・分離）及び所得区分に応じて、②の対象資産に係る「価額等（収入金額）」欄の金額（所得税法第60条の3第10項の規定において適用する同条第8項の規定の適用があるもの（「減額」を○で囲んだもの）は、その適用後の金額）の合計額及び「取得費」欄の金額の合計額を「4」に記載します。なお、所得税法第60条の3第6項の規定により譲渡又は決済の全てがなかったものとされるもの（「取消」を○で囲んだもの）は、記載しません。

（注4） ③については、租税特別措置法第37条の15などの規定により譲渡による所得が非課税又は損失がないものとみなされるものについて記載し、当該「価額等（収入金額）」欄の金額及び「取得費」欄の金額は「3」及び「4」のいずれにも記載しません。

《1億円の判定》

贈与の時に有している又は契約を締結している対象資産の価額等の合計額 （「5のA」＋「6のB」）	⑤	※ ⑤は1億円で、かつ、贈与の日前10年以内における贈与者の国内在住期間が5年超の場合、「贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例（所法60条の3）」の適用があります。
--	---	---

改正後

【国外転出（相続）時課税（所法 60 条の 3）用】

5 相続等の時に有している又は契約を締結している対象資産の明細（非居住者である相続人等に転じたもの）

					氏名（被相続人）			
					氏名（相続人等）			
種 類	銘柄等	数 量	所 在	価額等 （収入金額）	取得費	取得等年月日	所得区分	移転等の日及び 譲渡又は取得の時期
① 非居住者である相続人等に移転した対象資産のうち、下記②及び③以外のもの								
				円	円	・ ・ ・	総合 （債・譲・譲（債・給）） 分類（特・異・債・給）	/
						・ ・ ・	総合 （債・譲・譲（債・給）） 分類（特・異・債・給）	
						・ ・ ・	総合 （債・譲・譲（債・給）） 分類（特・異・債・給）	
						・ ・ ・	総合 （債・譲・譲（債・給）） 分類（特・異・債・給）	
						・ ・ ・	総合 （債・譲・譲（債・給）） 分類（特・異・債・給）	
						・ ・ ・	総合 （債・譲・譲（債・給）） 分類（特・異・債・給）	
② 非居住者である相続人等に移転した対象資産のうち、非居住者である相続人等が確定申告期限までに移転等したもの（下記③を除く。）								
						・ ・ ・	総合 （債・譲・譲（債・給）） 分類（特・異・債・給）	移転等の日 （ ・ ・ ・ ） 譲渡・取消
						・ ・ ・	総合 （債・譲・譲（債・給）） 分類（特・異・債・給）	移転等の日 （ ・ ・ ・ ） 譲渡・取消
						・ ・ ・	総合 （債・譲・譲（債・給）） 分類（特・異・債・給）	移転等の日 （ ・ ・ ・ ） 譲渡・取消
③ 非居住者である相続人等に移転した対象資産のうち、譲渡による所得が非課税のもの								
						・ ・ ・		/
						・ ・ ・		
						・ ・ ・		
						・ ・ ・		
計				△				

（注 1）課税方法（総合・分離）及び所得区分に応じて、①の対象資産に係る「価額等（収入金額）」欄の金額の合計額及び「取得費」欄の金額の合計額を「3」に記載します。なお、①の対象資産が、所得税法第137条の3第2項の規定の適用を受ける場合の適用相続等資産となります。

（注 2）②の対象資産について、所得税法第60条の3第10項の規定において適用する同条第8項の規定の適用があるもの（「減額」を○で囲んだもの）がある場合の△の金額は、その適用前の金額により計算します。

（注 3）課税方法（総合・分離）及び所得区分に応じて、②の対象資産に係る「価額等（収入金額）」欄の金額（所得税法第60条の3第10項の規定において適用する同条第8項の規定の適用があるもの（「減額」を○で囲んだもの）は、その適用後の金額）の合計額及び「取得費」欄の金額の合計額を「4」に記載します。なお、所得税法第60条の3第6項の規定により譲渡又は譲渡の金銭がなかったものとされるもの（「取消」を○で囲んだもの）は、記載しません。

（注 4）③については、租税特別措置法第37条の15などの規定により譲渡による所得が非課税又は損失がないものとみなされるものについて記載し、当該「価額等（収入金額）」欄の金額及び「取得費」欄の金額は「3」及び「4」のいずれにも記載しません。

（注 5）対象資産を取得した非居住者である相続人等が複数いる場合は、その相続人等ごとに作成します。

《1 億円の判定》

相続等の時に有している又は契約を締結している対象資産の価額等の合計額 （「5 の△」＋「6 の△」）	◎ ⑤ ⑥ 1 億円で、かつ、相続開始の日前10年以内における被相続人の国内在住期間が5年超の場合、「贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例（所法60条の3）」の適用があります。
---	---

※ 所得税法第 151 条の 5（遺産分割等があった場合の期限後申告等の特例）の適用がある場合

遺産分割等の事由	所法第 151 条の 5 第 1 項第 号 （所令第 273 条の 2 第 号）	遺産分割等の年月日	年 月 日
----------	---	-----------	-------

改正前

【国外転出（相続）時課税（所法 60 条の 3）用】

5 相続等の時に有している又は契約を締結している対象資産の明細（非居住者である相続人等に転じたもの）

					氏名（被相続人）			
					氏名（相続人等）			
種 類	銘柄等	数 量	所 在	価額等 （収入金額）	取得費	取得等年月日	所得区分	移転等の日及び 譲渡又は譲渡の時期
① 非居住者である相続人等に移転した対象資産のうち、下記②及び③以外のもの								
				円	円	・ ・ ・	総合 （事・異・譲・債・給） 分類（特・異・債・給）	/
						・ ・ ・	総合 （事・異・譲・債・給） 分類（特・異・債・給）	
						・ ・ ・	総合 （事・異・譲・債・給） 分類（特・異・債・給）	
						・ ・ ・	総合 （事・異・譲・債・給） 分類（特・異・債・給）	
						・ ・ ・	総合 （事・異・譲・債・給） 分類（特・異・債・給）	
						・ ・ ・	総合 （事・異・譲・債・給） 分類（特・異・債・給）	
② 非居住者である相続人等に移転した対象資産のうち、非居住者である相続人等が確定申告期限までに移転等したもの（下記③を除く。）								
						・ ・ ・	総合 （事・異・譲・債・給） 分類（特・異・債・給）	移転等の日 （ ・ ・ ・ ） 減額・取消
						・ ・ ・	総合 （事・異・譲・債・給） 分類（特・異・債・給）	移転等の日 （ ・ ・ ・ ） 減額・取消
						・ ・ ・	総合 （事・異・譲・債・給） 分類（特・異・債・給）	移転等の日 （ ・ ・ ・ ） 減額・取消
③ 非居住者である相続人等に移転した対象資産のうち、譲渡による所得が非課税のもの								
						・ ・ ・	/	
						・ ・ ・		
						・ ・ ・		
計				(A)				

（注 1）課税方法（総合・分離）及び所得区分に応じて、①の対象資産に係る「価額等（収入金額）」欄の金額の合計額及び「取得費」欄の金額の合計額を「3」に記載します。なお、①の対象資産が、所得税法第137条の3第2項の規定の適用を受ける場合の適用相続等資産となります。

（注 2）②の対象資産について、所得税法第60条の3第10項の規定において適用する同条第8項の規定の適用があるもの（「減額」を○で囲んだもの）がある場合の△の金額は、その適用前の金額により計算します。

（注 3）課税方法（総合・分離）及び所得区分に応じて、②の対象資産に係る「価額等（収入金額）」欄の金額（所得税法第60条の3第10項の規定において適用する同条第8項の規定の適用があるもの（「減額」を○で囲んだもの）は、その適用後の金額）の合計額及び「取得費」欄の金額の合計額を「4」に記載します。なお、所得税法第60条の3第6項の規定により譲渡又は譲渡の金銭がなかったものとされるもの（「取消」を○で囲んだもの）は、記載しません。

（注 4）③については、租税特別措置法第37条の15などの規定により譲渡による所得が非課税又は損失がないものとみなされるものについて記載し、当該「価額等（収入金額）」欄の金額及び「取得費」欄の金額は「3」及び「4」のいずれにも記載しません。

（注 5）対象資産を取得した非居住者である相続人等が複数いる場合は、その相続人等ごとに作成します。

《1 億円の判定》

相続等の時に有している又は契約を締結している対象資産の価額等の合計額 （「5 の△」＋「6 の△」）	◎ ⑤ ⑥ 1 億円で、かつ、相続開始の日前10年以内における被相続人の国内在住期間が5年超の場合、「贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例（所法60条の3）」の適用があります。
---	---

改正後

国外転出等の時に譲渡又は決済があったものとみなされる対象資産の明細書
(兼納税猶予の特例の適用を受ける場合の対象資産の明細書)【確定申告書付表】

1 使用目的

この明細書は、所得税法第60条の2第1項から第3項まで《国外転出をする場合の譲渡所得等の特例》又は第60条の3第1項から第3項まで《贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例》の規定の適用がある場合に使用するものです。

なお、所得税法第137条の2第1項《国外転出をする場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予》又は第137条の3第1項若しくは第2項《贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予》の規定の適用を受けるために申告書に添付すべき対象資産の明細を載めています。

2 記載要領等

(1) 「1 国外転出等の日及び国外転出等の日前10年以内における国内在住期間」の「国外転出等の日（又は国外転出の予定日）」欄には、これらの特例の適用に係る国外転出（所得税法第60条の2第1項に規定する国外転出をいいます。以下同じです。）の日、贈与の日又は相続開始の日（以下、これらを「国外転出等の日」といいます。）を記載します。なお、納税管理人の届出（国税通則法第117条第2項の規定による納税管理人の届出をいいます。）をしないで国外転出の日前に確定申告書を提出する場合は、国外転出の予定日を記載します。

また、「国外転出等の日前10年以内における国内在住期間」欄について、この場合の国内在住期間には、出入国管理及び難民認定法別表第一の上欄の在留資格（外交、教授、芸術、経営・管理、法律・会計業務、医療、研究、教育、企業内転勤、短期滞在、留学等）で在留していた期間その他一定の期間は含まれません。

(2) 「2 譲渡又は決済があったものとみなされる対象資産の移転を受けた受贈者又は相続人等の氏名及び住所（又は居所）」は、所得税法第60条の3第1項から第3項までの規定の適用がある場合に、同法第60条の2第1項に規定する有価証券等（以下「有価証券等」といいます。）、同条第2項に規定する未決済信用取引等（以下「未決済信用取引等」といいます。）、又は同条第3項に規定する未決済デリバティブ取引（以下「未決済デリバティブ取引」といいます。）、（以下、これらを「対象資産」といいます。）の移転を受けた受贈者又は相続人等（相続人及び受遺者をいいます。以下同じです。）の別に応じてチェック（相続人又は受遺者の別は○で囲みます。）するとともに、受贈者又は相続人等の氏名及び住所（又は居所）を記載してください。

(注) 住所（又は居所）は、外国の住所（又は居所）を記載してください。

(3) 「3 譲渡又は決済があったものとみなされる対象資産の収入金額等」には、「5 国外転出の時に有している又は契約を締結している対象資産の明細（「6」及び「7」以外のもの）」、「5 贈与の時に有している又は契約を締結している対象資産の明細（非居住者である受贈者に移転したもの）」の①又は「5 相続等の時に有している又は契約を締結している対象資産の明細（非居住者である相続人等に移転したもの）」の①に記載した対象資産に係る下記⑤に準い記載した課税方法（総合・分離）及び所得区分に応じた「価額等（収入金額）欄の金額の合計額及び「取得費」欄の金額の合計額を記載してください。

(4) 「4 確定申告期限までに移転等した対象資産の収入金額等」には、「6 国外転出の時に有している又は契約を締結している対象資産の明細（確定申告期限までに移転等したもの（「7」を除く。）」、「5 贈与の時に有している又は契約を締結している対象資産の明細（非居住者である受贈者に移転したもの）」の②又は「5 相続等の時に有している又は契約を締結している対象資産の明細（非居住者である相続人等に移転したもの）」の②に記載した対象資産に係る下記⑤に準い記載した課税方法（総合・分離）及び所得区分に応じた「価額等（収入金額）欄の金額の合計額及び「取得費」欄の金額の合計額を記載してください。

なお、所得税法第60条の2第6項第2号又は第60条の3第6項の規定により譲渡又は決済の全てがなかったものとされるもの（「取消」を○で囲んだもの）については、記載しません。

また、所得税法第60条の2第9項において準用する同条第8項又は第60条の3第10項の規定において準用する同条第8項の規定の適用があるもの（「移転等の日及び減額又は取消の有無」欄において、「減額」を○で囲んだもの）については、その適用後の金額（「価額等（収入金額）」欄においてかつこ書により記載した金額）の合計額を記載します。

(5) 「5 国外転出の時に有している又は契約を締結している対象資産の明細（「6」及び「7」以外のもの）」は、「6」及び「7」以外の対象資産について、次の区分に応じて以下のとおり記載します。

イ 「種類」欄

この欄には、対象資産の種類を記載します。

(例) 「株式」、「投資信託」、「公社債」、「匿名組合契約の出資の持分」、「未決済信用取引」、「未決済デリバティブ取引」など

ロ 「銘柄等」欄

この欄には、対象資産の銘柄等を記載します。

(例) 「○○建設」、「個人向け国債（固定5年）第○回」、「○○ファンド」、「東証TOPIX」など

ハ 「数量」欄

この欄には、対象資産の株数、額面金額、口数等を記載します。

ニ 「所在」欄

改正前

国外転出等の時に譲渡又は決済があったものとみなされる対象資産の明細書
(兼納税猶予の特例の適用を受ける場合の対象資産の明細書)【確定申告書付表】

1 使用目的

この明細書は、所得税法第60条の2第1項から第3項まで《国外転出をする場合の譲渡所得等の特例》又は第60条の3第1項から第3項まで《贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例》の規定の適用がある場合に使用するものです。

なお、所得税法第137条の2第1項《国外転出をする場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予》又は第137条の3第1項若しくは第2項《贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予》の適用を受けるために確定申告書に添付すべき対象資産の明細を兼用しています。

2 記載要領等

(1) 「1 国外転出等の日及び国外転出等の日前10年以内における国内在住期間」の「国外転出等の日（又は国外転出の予定日）」欄には、これらの特例の適用に係る国外転出（所得税法第60条の2第1項に規定する国外転出をいいます。以下同じです。）の日、贈与の日又は相続開始の日（以下、これらを「国外転出等の日」といいます。）を記載します。なお、納税管理人の届出（国税通則法第117条第2項の規定による納税管理人の届出をいいます。）をしないで国外転出の日前に確定申告書を提出する場合は、国外転出の予定日を記載します。

また、「国外転出等の日前10年以内における国内在住期間」欄について、この場合の国内在住期間には、出入国管理及び難民認定法別表第一の上欄の在留資格（外交、教授、芸術、経営・管理、法律・会計業務、医療、研究、教育、企業内転勤、短期滞在、留学等）で在留していた期間その他一定の期間は含まれません。

(2) 「2 譲渡又は決済があったものとみなされる対象資産の移転を受けた受贈者又は相続人等の氏名及び住所（又は居所）」は、所得税法第60条の3第1項から第3項までの規定の適用がある場合に、同法第60条の2第1項に規定する有価証券等（以下「有価証券等」といいます。）、同条第2項に規定する未決済信用取引等（以下「未決済信用取引等」といいます。）、又は同条第3項に規定する未決済デリバティブ取引（以下「未決済デリバティブ取引」といいます。）、（以下、これらを「対象資産」といいます。）の移転を受けた受贈者又は相続人等（相続人及び受遺者をいいます。以下同じです。）の別に応じてチェック（相続人又は受遺者の別は○で囲みます。）するとともに、受贈者又は相続人等の氏名及び住所（又は居所）を記載してください。

(注) 住所（又は居所）は、外国の住所（又は居所）を記載してください。

(3) 「3 譲渡又は決済があったものとみなされる対象資産の収入金額等」には、「5 国外転出の時に有している又は契約を締結している対象資産の明細（「6」及び「7」以外のもの）」、「5 贈与の時に有している又は契約を締結している対象資産の明細（非居住者である受贈者に移転したもの）」の①又は「5 相続等の時に有している又は契約を締結している対象資産の明細（非居住者である相続人等に移転したもの）」の①に記載した対象資産に係る下記⑤に準い記載した課税方法（総合・分離）及び所得区分に応じた「価額等（収入金額）欄の金額の合計額及び「取得費」欄の金額の合計額を記載してください。

(注) 対象資産が上場株式等であっても、租税特別措置法第37条の12の2第2項に規定する金融商品取引業者への委託により行う譲渡などに該当しないことから、「株式等の譲渡（非公開分）」欄に記載することに留意してください。

(4) 「4 確定申告期限までに移転等した対象資産の収入金額等」には、「6 国外転出の時に有している又は契約を締結している対象資産の明細（確定申告期限までに移転等したもの（「7」を除く。）」、「5 贈与の時に有している又は契約を締結している対象資産の明細（非居住者である受贈者に移転したもの）」の②又は「5 相続等の時に有している又は契約を締結している対象資産の明細（非居住者である相続人等に移転したもの）」の②に記載した対象資産に係る下記⑤に準い記載した課税方法（総合・分離）及び所得区分に応じた「価額等（収入金額）欄の金額の合計額及び「取得費」欄の金額の合計額を記載してください。

なお、所得税法第60条の2第6項第2号又は第60条の3第6項の規定により譲渡又は決済の全てがなかったものとされるもの（「取消」を○で囲んだもの）については、記載しません。

また、所得税法第60条の2第9項において準用する同条第8項又は第60条の3第10項の規定において準用する同条第8項の規定の適用があるもの（「移転等の日及び減額又は取消の有無」欄において、「減額」を○で囲んだもの）については、その適用後の金額（「価額等（収入金額）」欄においてかつこ書により記載した金額）の合計額を記載します。

(5) 「5 国外転出の時に有している又は契約を締結している対象資産の明細（「6」及び「7」以外のもの）」は、「6」及び「7」以外の対象資産について、次の区分に応じて以下のとおり記載します。

イ 「種類」欄

この欄には、対象資産の種類を記載します。

(例) 「株式」、「投資信託」、「匿名組合契約の出資の持分」、「未決済信用取引」、「未決済デリバティブ取引」など

ロ 「銘柄等」欄

この欄には、対象資産の銘柄等を記載します。

(例) 「○○建設」、「○○ファンド」、「東証TOPIX」など

ハ 「数量」欄

この欄には、対象資産の株数、口数等を記載します。

改正後

この欄には、対象資産の所在を記載します。なお、対象資産が金融商品取引業者等の営業所又は事業所に開設された口座に係る振替口座簿に記載若しくは記録がされ、又は保管の委託がされている場合は、その金融商品取引業者等の名称及び本支店名を記載し、それ以外の場合は、発行会社等の所在地を記載してください。

ホ 「価額等（収入金額）」欄

この欄には、国外転出の時ににおける有価証券等の価額に相当する金額又は国外転出の時ににおいて未決済信用取引等若しくは未決済デリバティブ取引を決済したものとみなして算出した利益の額又は損失の額に相当する金額（以下「価額等」といいます。）を記載します。ただし、所得税法第60条の2第1項から第3項までの規定により、国外転出の予定日から起算して3月前の日（同日後に取得又は契約の締結をした場合はその取得又は契約の締結の時）の価額等による場合は、その価額等を記載します。

ヘ 「取得費」欄

この欄には、対象資産に係る購入の代価（購入手数料、その他その対象資産の購入のために要した費用がある場合には、その費用の額を加算した金額）等を記載します。ただし、対象資産の譲渡のために要する委託手数料等はありませんので、記載しません。

ト 「取得等年月日」欄

この欄には、対象資産の取得又は取引開始の年月日を記載します。

チ 「所得区分」欄

この欄は、対象資産の価額等に係る課税方法（総合・分離）及び所得区分について、該当するものを○で囲みます。

⑥ 「6 国外転出の時に有している又は契約を締結している対象資産の明細（確定申告期限までに移転等したものの（「7」を除く。）」は、譲渡若しくは決済又は贈与などにより対象資産が移転等し、確定申告期限までに有しないこととなった場合に、その対象資産について、上記⑤に準じて記載するほか、以下のとおり記載します。

イ 「価額等（収入金額）」欄

所得税法第60条の2第9項において準用する同条第8項の規定の適用があるもの（「減額」を○で囲んだもの）については、その適用前の金額を記載するとともに、その適用後の金額をその上部にかっ書で記載します。

例えば、国外転出の時にA社株式（一般株式等に該当）1,000株（@1,000円）を所有しており、そのうち国外転出の日の属する年分の確定申告期限までにA社株式を400株（@900円）で譲渡し、所得税法第60条の2第9項において準用する同条第8項の規定の適用がある場合は、「5 国外転出の時に有している又は契約を締結している対象資産の明細（「6」及び「7」以外のもの）」には、「種類：株式、銘柄等：A社、数量：600株、所在：〇〇、価額等（収入金額）：600,000円、取得費：〇〇円、取得等年月日：〇・〇・〇、所得区分：分離（一般）」と記載等し、「6 国外転出の時に有している又は契約を締結している対象資産の明細（確定申告期限までに移転等したものの（「7」を除く。）」には、「種類：株式、銘柄等：A社、数量：400株、所在：〇〇、価額等（収入金額）：下段400,000円、上段（360,000円）、取得費：〇〇円、取得等年月日：〇・〇・〇、所得区分：分離（一般）、移転等の日及び減額又は取消の有無：移転等の日〇・〇・〇、減額」と記載等します。

ロ 「移転等の日及び減額又は取消の有無」欄

この欄には、確定申告期限までに対象資産を移転等した日を記載します。
なお、所得税法第60条の2第9項において準用する同条第8項の規定の適用があるものについては、「減額」を○で囲み、同条第6項第2号の規定により譲渡又は決済の全てがなかったものとされるものについては、「取消」を○で囲みます。

⑦ 「7 国外転出の時に有している又は契約を締結している対象資産の明細（譲渡による所得が非課税のもの）」は、租税特別措置法第37条の15などの規定により譲渡による所得が非課税又は損失がないものとみなされるものについて、上記⑤に準じて記載します。

なお、「価額等」欄の金額及び「取得費」欄の金額については、「3 譲渡又は決済があったものとみなされる対象資産の収入金額等」及び「4 確定申告期限までに移転等した対象資産の収入金額等」のいずれにも記載しません。

⑧ 「5 贈与の時に有している又は契約を締結している対象資産の明細（非居住者である受贈者に移転したもの）」及び「6 贈与の時に有している又は契約を締結している対象資産の明細（「5」以外のもの）」は、上記⑤から⑦に準じて記載します。

なお、「5 贈与の時に有している又は契約を締結している対象資産の明細（非居住者である受贈者に移転したもの）」には、対象資産を取得した非居住者である受贈者の氏名も記載してください。

⑨ 「5 相続等の時に有している又は契約を締結している対象資産の明細（非居住者である相続人等に移転したもの）」及び「6 相続等の時に有している又は契約を締結している対象資産の明細（「5」以外のもの）」は、上記⑤から⑦に準じて記載します。

なお、未分割の対象資産がある場合は、「数量」欄の余部に法定相続分を記載するとともに、対象資産の価額等（収入金額）及び取得費に法定相続分を乗じた金額を「価額等（収入金額）」欄及び「取得費」欄に記載します。

また、「5 相続等の時に有している又は契約を締結している対象資産の明細（非居住者である相続人等に移転したもの）」には、対象資産を取得した非居住者である相続人等の氏名も記載するとともに、その相続人等が複数の場合は、その相続人等ごとに作成してください。

改正前

ニ 「所在」欄

この欄には、対象資産の所在を記載します。なお、対象資産が金融商品取引業者等の営業所又は事業所に開設された口座に係る振替口座簿に記載若しくは記録がされ、又は保管の委託がされている場合は、その金融商品取引業者等の名称及び本支店名を記載し、それ以外の場合は、発行会社等の所在地を記載してください。

ホ 「価額等（収入金額）」欄

この欄には、国外転出の時ににおける有価証券等の価額に相当する金額及び国外転出の時ににおいて未決済信用取引等若しくは未決済デリバティブ取引を決済したものとみなして算出した利益の額又は損失の額に相当する金額（以下「価額等」といいます。）を記載します。ただし、所法第60条の2第1項から第3項までの規定により、国外転出の予定日から起算して3月前の日（同日後に取得又は契約の締結をした場合はその取得又は契約の締結の時）の価額等による場合は、その価額等を記載します。

ヘ 「取得費」欄

この欄には、対象資産に係る購入の代価（購入手数料、その他その対象資産の購入のために要した費用がある場合には、その費用の額を加算した金額）等を記載します。ただし、対象資産の譲渡のために要する委託手数料等はありませんので、記載しません。

ト 「取得等年月日」欄

この欄には、対象資産の取得又は取引開始の年月日を記載します。

チ 「所得区分」欄

この欄は、対象資産の価額等に係る課税方法（総合・分離）及び所得区分について、該当するものを○で囲みます。

⑥ 「6 国外転出の時に有している又は契約を締結している対象資産の明細（確定申告期限までに移転等したものの（「7」を除く。）」は、譲渡若しくは決済又は贈与などにより対象資産が移転等し、確定申告期限までに有しないこととなった場合に、その対象資産について、上記⑤に準じて記載するほか、以下のとおり記載します。

イ 「価額等（収入金額）」欄

所得税法第60条の2第9項において準用する同条第8項の規定の適用があるもの（「減額」を○で囲んだもの）については、その適用前の金額を記載するとともに、その適用後の金額をその上部にかっ書で記載します。

例えば、国外転出の時にA社株式1,000株（@1,000円）を所有しており、そのうち国外転出の日の属する年分の確定申告期限までにA社株式を400株（@900円）で譲渡し、所得税法第60条の2第9項において準用する同条第8項の規定の適用がある場合は、「5 国外転出の時に有している又は契約を締結している対象資産の明細（「6」及び「7」以外のもの）」には、「種類：株式、銘柄等：A社、数量：600株、所在：〇〇、価額等（収入金額）：600,000円、取得費：〇〇円、取得等年月日：〇・〇・〇、所得区分：分離（株式）」と記載等し、「6 国外転出の時に有している又は契約を締結している対象資産の明細（確定申告期限までに移転等したものの（「7」を除く。）」には、「種類：株式、銘柄等：A社、数量：400株、所在：〇〇、価額等（収入金額）：下段400,000円、上段（360,000円）、取得費：〇〇円、取得等年月日：〇・〇・〇、所得区分：分離（株式）、移転等の日及び減額又は取消の有無：移転等の日〇・〇・〇、減額」と記載等します。

ロ 「移転等の日及び減額又は取消の有無」欄

この欄には、確定申告期限までに対象資産を移転等した日を記載します。
なお、所得税法第60条の2第9項において準用する同条第8項の規定の適用があるものについては、「減額」を○で囲み、同条第6項第2号の規定により譲渡又は決済の全てがなかったものとされるものについては、「取消」を○で囲みます。

⑦ 「7 国外転出の時に有している又は契約を締結している対象資産の明細（譲渡による所得が非課税のもの）」は、租税特別措置法第37条の15などの規定により譲渡による所得が非課税又は損失がないものとみなされるものについて、上記⑤に準じて記載します。

なお、「価額等」欄の金額及び「取得費」欄の金額については、「3 譲渡又は決済があったものとみなされる対象資産の収入金額等」及び「4 確定申告期限までに移転等した対象資産の収入金額等」のいずれにも記載しません。

⑧ 「5 贈与の時に有している又は契約を締結している対象資産の明細（非居住者である受贈者に移転したもの）」及び「6 贈与の時に有している又は契約を締結している対象資産の明細（「5」以外のもの）」は、上記⑤から⑦に準じて記載します。

なお、「5 贈与の時に有している又は契約を締結している対象資産の明細（非居住者である受贈者に移転したもの）」には、対象資産を取得した非居住者である受贈者の氏名も記載してください。

⑨ 「5 相続等の時に有している又は契約を締結している対象資産の明細（非居住者である相続人等に移転したもの）」及び「6 相続等の時に有している又は契約を締結している対象資産の明細（「5」以外のもの）」は、上記⑤から⑦に準じて記載します。

なお、未分割の対象資産がある場合は、「数量」欄の余部に法定相続分を記載するとともに、対象資産の価額等（収入金額）及び取得費に法定相続分を乗じた金額を「価額等（収入金額）」欄及び「取得費」欄に記載します。

また、「5 相続等の時に有している又は契約を締結している対象資産の明細（非居住者である相続人等に移転したもの）」には、対象資産を取得した非居住者である相続人等の氏名も記載するとともに、その相続人等が複数の場合は、その相続人等ごとに作成してください。

改正後	改正前														
(注) 所得税法第151条の5第1項から第3項まで《遺産分割等があった場合の期限後申告等の特例》の規定の適用がある場合には、「※ 所得税法第151条の5（遺産分割等があった場合の期限後申告等の特例）の適用がある場合」の「遺産分割等の事由」欄に、次の遺産分割等の事由に応じて、次のとおり記載するとともに、「遺産分割等の年月日」欄には、当該遺産分割等の事由が生じた年月日を記載します。 <table><tr><th>遺産分割等の事由</th><th>記載する条文</th></tr><tr><td>相続又は遺贈に係る対象資産について、民法（第904条の2（寄与分）を除く。）の規定による相続分又は包括遺贈の割合に従って非居住者に移転があったものとして所得税法第60条の3第1項から第3項までの規定の適用がされていた場合において、その後当該対象資産の分割が行われ、当該分割により非居住者に移転した対象資産が当該相続分又は包括遺贈の割合に従って非居住者に移転したものとされた対象資産と異なることとなったこと。</td><td>所法第151条の6第1項第1号</td></tr><tr><td>民法第787条（認知の訴え）又は第892条から第894条まで（推定相続人の廃除等）の規定による認知、相続人の廃除又はその取消しに関する裁判の確定、同法第884条（相続回復請求権）に規定する相続の回復、同法第919条第2項（相続の承認及び放棄の撤回及び取消し）の規定による相続の放棄の取消しその他の事由により相続人に異動を生じたこと。</td><td>所法第151条の6第1項第2号</td></tr><tr><td>遺留分による減殺の請求に基づき返還すべき、又は弁償すべき額が確定したこと。</td><td>所法第151条の6第1項第3号</td></tr><tr><td>遺贈に係る遺言書が発見され、又は遺贈の放棄があったこと。</td><td>所法第151条の6第1項第4号</td></tr><tr><td>相続又は遺贈により取得した財産についての権利の帰属に関する訴えについての判決があったこと。</td><td>所法第151条の6第1項第5号 （所令273条の2第1号）</td></tr><tr><td>条件付の遺贈について、条件が成就したこと。</td><td>所法第151条の6第1項第5号 （所令273条の2第2号）</td></tr></table>	遺産分割等の事由	記載する条文	相続又は遺贈に係る対象資産について、民法（第904条の2（寄与分）を除く。）の規定による相続分又は包括遺贈の割合に従って非居住者に移転があったものとして所得税法第60条の3第1項から第3項までの規定の適用がされていた場合において、その後当該対象資産の分割が行われ、当該分割により非居住者に移転した対象資産が当該相続分又は包括遺贈の割合に従って非居住者に移転したものとされた対象資産と異なることとなったこと。	所法第151条の6第1項第1号	民法第787条（認知の訴え）又は第892条から第894条まで（推定相続人の廃除等）の規定による認知、相続人の廃除又はその取消しに関する裁判の確定、同法第884条（相続回復請求権）に規定する相続の回復、同法第919条第2項（相続の承認及び放棄の撤回及び取消し）の規定による相続の放棄の取消しその他の事由により相続人に異動を生じたこと。	所法第151条の6第1項第2号	遺留分による減殺の請求に基づき返還すべき、又は弁償すべき額が確定したこと。	所法第151条の6第1項第3号	遺贈に係る遺言書が発見され、又は遺贈の放棄があったこと。	所法第151条の6第1項第4号	相続又は遺贈により取得した財産についての権利の帰属に関する訴えについての判決があったこと。	所法第151条の6第1項第5号 （所令273条の2第1号）	条件付の遺贈について、条件が成就したこと。	所法第151条の6第1項第5号 （所令273条の2第2号）	
遺産分割等の事由	記載する条文														
相続又は遺贈に係る対象資産について、民法（第904条の2（寄与分）を除く。）の規定による相続分又は包括遺贈の割合に従って非居住者に移転があったものとして所得税法第60条の3第1項から第3項までの規定の適用がされていた場合において、その後当該対象資産の分割が行われ、当該分割により非居住者に移転した対象資産が当該相続分又は包括遺贈の割合に従って非居住者に移転したものとされた対象資産と異なることとなったこと。	所法第151条の6第1項第1号														
民法第787条（認知の訴え）又は第892条から第894条まで（推定相続人の廃除等）の規定による認知、相続人の廃除又はその取消しに関する裁判の確定、同法第884条（相続回復請求権）に規定する相続の回復、同法第919条第2項（相続の承認及び放棄の撤回及び取消し）の規定による相続の放棄の取消しその他の事由により相続人に異動を生じたこと。	所法第151条の6第1項第2号														
遺留分による減殺の請求に基づき返還すべき、又は弁償すべき額が確定したこと。	所法第151条の6第1項第3号														
遺贈に係る遺言書が発見され、又は遺贈の放棄があったこと。	所法第151条の6第1項第4号														
相続又は遺贈により取得した財産についての権利の帰属に関する訴えについての判決があったこと。	所法第151条の6第1項第5号 （所令273条の2第1号）														
条件付の遺贈について、条件が成就したこと。	所法第151条の6第1項第5号 （所令273条の2第2号）														

改正後

【平成 年分】
国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る
納税猶予分の所得税及び復興特別所得税の額の計算書

整理番号

住 所	フリガナ氏 名	関与税理士名 (電 話)
電話番号 (連絡先)	職 業	()

適用資産等について国外転出時課税制度の適用がないものとした場合における本年分の税金の計算		
所得金額	事業（営業等）	①
	雑	②
	総合課税・一時	③
	申告書B第一表⑧から⑩ 対応分	④
	総合課税の所得金額 計 (①+②+③+④)	⑤
	申告書B第三表⑨から⑪ 対応分	⑥
	一般株式等の譲渡	⑦
	上場株式等の譲渡	⑧
	上場株式等の配当等	⑨
	先物取引	⑩
申告書B第三表⑩⑪ 対応分	⑪	
所得から差し引かれる金額 (申告書B第一表⑫)		
課税される所得金額	⑤ 対応分	⑬
	⑥ 対応分	⑭
	⑦⑧ 対応分	⑮
	⑨ 対応分	⑯
	⑩ 対応分	⑰
税金の計算	⑪ 対応分	⑱
	⑬ 対応分	⑲
	⑭ 対応分	⑳
	⑮ 対応分	㉑
	⑯ 対応分	㉒

⑬から⑱までの合計	㉓
所得税額から差し引かれる金額 (申告書B第一表⑫から⑭ 対応分)	㉔
差引所得税額 (㉓-㉔)	㉕
災害減免額	㉖
再差引所得税額（基準所得税額） (㉕-㉖)	㉗
復興特別所得税額 (㉗×2.1%)	㉘
所得税及び復興特別所得税の額 (㉗+㉘)	㉙
外国税額控除	㉚

納税猶予税額の計算	
(申告書B第一表⑫-⑬) の金額	㉛
(㉙-㉚) の金額	㉜
納税猶予分の所得税等 (㉛-㉜) (※)	㉝
申告書B第一表㉝欄の金額	㉞
納税猶予税額	㉟
㉟<㉝…㉞の金額	㊱
㉟≥㉝…㉞の金額	㊲

※ ㉟の金額が負の場合は零

申告期限までに納付する金額	
㉛-㉜	㊳
㉛	㊴

○ 遺産分割等があり修正申告をする場合

遺産分割等の事由	所法第151条の6第1項第 号 (所令第273条の2第 号)
遺産分割等の事由が生じた年月日	年 月 日
確定申告における納税猶予税額	㊵
増加する納税猶予税額 (㉛-㊵)	㊶

(注) ㉟の金額が申告期限までに納付する金額となりますので、ご注意ください。

(資6-101-A4統一) H28.11

改正前

【平成 年分】
国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る
納税猶予分の所得税及び復興特別所得税の額の計算書

番 号

住 所	フリガナ氏 名	関与税理士名 (電 話)
電話番号 (連絡先)	職 業	()

適用資産等について国外転出時課税制度の適用がないものとした場合における本年分の税金の計算		
所得金額	事業（営業等）	①
	雑	②
	総合課税・一時	③
	申告書B第一表⑧から⑩ 対応分	④
	総合課税の所得金額 計 (①+②+③+④)	⑤
	申告書B第三表⑨から⑪ 対応分	⑥
	未公開分	⑦
	上場分	⑧
	上場株式等の配当	⑨
	先物取引	⑩
申告書B第三表⑩⑪ 対応分	⑪	
所得から差し引かれる金額 (申告書B第一表⑫)		
課税される所得金額	⑤ 対応分	⑬
	⑥ 対応分	⑭
	⑦⑧ 対応分	⑮
	⑨ 対応分	⑯
	⑩ 対応分	⑰
税金の計算	⑪ 対応分	⑱
	⑬ 対応分	⑲
	⑭ 対応分	⑳
	⑮ 対応分	㉑
	⑯ 対応分	㉒

⑬から⑱までの合計	㉓
所得税額から差し引かれる金額 (申告書B第一表⑫から⑭ 対応分)	㉔
差引所得税額 (㉓-㉔)	㉕
災害減免額	㉖
再差引所得税額（基準所得税額） (㉕-㉖)	㉗
復興特別所得税額 (㉗×2.1%)	㉘
所得税及び復興特別所得税の額 (㉗+㉘)	㉙
外国税額控除	㉚

納税猶予税額の計算	
(申告書B第一表⑫-⑬) の金額	㉛
(㉙-㉚) の金額	㉜
納税猶予分の所得税等 (㉛-㉜) (※)	㉝
申告書B第一表㉝欄の金額	㉞
納税猶予税額	㉟
㉟<㉝…㉞の金額	㊱
㉟≥㉝…㉞の金額	㊲

※ ㉟の金額が負の場合は零

申告期限までに納付する金額	
㉛-㉜	㊳
㉛	㊴

【参考】

適用を受ける 納税猶予の特例	☐ 国外転出の場合の納税猶予 (所法第137条の2第1項) ☐ 贈与、相続又は遺贈の場合の 納税猶予 (所法第137条の3第1項又は第2項)
その他参考となる事項	

(注) ㉟の金額が申告期限までに納付する金額となりますので、ご注意ください。

(資6-101-A4統一) H27.05

改 正 後

**国外転出をする場合の譲渡所得等の特例に係る
納税猶予分の所得税及び復興特別所得税の額の計算書**

1 使用目的

この計算書は、所得税法第137条の2第1項《国外転出をする場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予》又は第137条の3第1項若しくは第2項《贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予》の適用を受ける場合に、納税猶予分の所得税額等の計算をするために使用するものです。

2 記載要領等**(1) 「適用資産等について国外転出時課税制度の適用がないものとした場合における本年分の税金の計算」欄**

「適用資産等^(注1)」について国外転出時課税制度^(注2)の適用がないものとした場合における本年分の税金の計算」欄には、「国外転出等の時に譲渡又は決済があったものとみなされる対象資産の明細書（兼納税猶予の特例の適用を受ける場合の対象資産の明細書）《確定申告書付表》の「3 譲渡又は決済があったものとみなされる対象資産の収入金額等」に記載されている金額を含めず」に所得税及び復興特別所得税の額を計算した場合の所得金額等を記載します。

(注1) この場合の「適用資産等」は、所得税法第137条の2第1項に規定する「適用資産」、同法第137条の3第1項に規定する「適用贈与資産」又は同条第2項に規定する「適用相続等資産」をいいます。

(注2) この場合の「国外転出時課税制度」は、所得税法第60条の2第1項から第3項まで及び同法第60条の3第1項から第3項までの規定をいいます。

(2) 「遺産分割等があり修正申告をする場合」欄

所得税法第151条の6第1項《遺産分割等があった場合の修正申告の特例》の規定により修正申告をする場合にのみ記載します。

イ 「遺産分割等の事由」欄

遺産分割等の事由の区分に応じて、それぞれ次のとおり記載します。

遺産分割等の事由	記載する条文
相続又は遺贈に係る対象資産について、民法（第904条の2（寄与分を除く。）の規定による相続分又は包括遺贈の割合に従って非居住者に移転があったものとして所得税法第60条の3第1項から第3項までの規定の適用がされていた場合において、その後当該対象資産の分割が行われ、当該分割により非居住者に移転した対象資産が当該相続分又は包括遺贈の割合に従って非居住者に移転したものとされた対象資産と異なることとなったこと。	所法第151条の6第1項第1号
民法第787条（認知の訴え）又は第892条から第894条まで（推定相続人の廃除等）の規定による認知、相続人の廃除又はその取消しに関する裁判の確定、同法第884条（相続回復請求権）に規定する相続の回復、同法第919条第2項（相続の承認及び放棄の撤回及び取消し）の規定による相続の放棄の取消しその他の事由により相続人に異動を生じたこと。	所法第151条の6第1項第2号
遺留分による減殺の請求に基づき返還すべき、又は弁償すべき額が確定したこと。	所法第151条の6第1項第3号
遺贈に係る遺言書が発見され、又は遺贈の放棄があったこと。	所法第151条の6第1項第4号
相続又は遺贈により取得した財産についての権利の帰属に関する訴えについての判決があったこと。	所法第151条の6第1項第5号 （所令273条の2第1号）
条件付の遺贈について、条件が成就したこと。	所法第151条の6第1項第5号 （所令273条の2第2号）

ロ 「遺産分割等の事由が生じた年月日」欄

遺産分割等の事由が生じた年月日を記載します。

ハ 「確定申告における納税猶予税額」欄

確定申告における納税猶予税額を記載します。なお、当該確定申告から当該修正申告までの間に、適用相続等資産の譲渡がある場合などについては、税務署にお尋ねください。

改 正 前

**国外転出をする場合の譲渡所得等の特例に係る
納税猶予分の所得税及び復興特別所得税の額の計算書**

1 使用目的

この計算書は、所得税法第137条の2第1項《国外転出をする場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予》又は第137条の3第1項若しくは第2項《贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予》の適用を受ける場合に、納税猶予分の所得税額等の計算をするために使用するものです。

2 記載要領等

「適用資産等^(注1)」について国外転出時課税制度^(注2)の適用がないものとした場合における本年分の税金の計算」欄には、「国外転出等の時に譲渡又は決済があったものとみなされる対象資産の明細書（兼納税猶予の特例の適用を受ける場合の対象資産の譲渡又は決済の明細書）《確定申告書付表》の「3 譲渡又は決済があったものとみなされる対象資産の収入金額等」に記載されている金額を含めず」に所得税及び復興特別所得税の額を計算した場合の所得金額等を記載します。

(注1) この場合の「適用資産等」は、所得税法第137条の2第1項に規定する「適用資産」、同法第137条の3第1項に規定する「適用贈与資産」又は同条第2項に規定する「適用相続等資産」をいいます。

(注2) この場合の「国外転出時課税制度」は、所得税法第60条の2第1項から第3項まで及び同法第60条の3第1項から第3項までの規定をいいます。

改正後

国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る納税猶予の期限延長届出書

 税務署長 平成____年____月____日提出	納税者(代表者)	住所又は居所	〒 _____ (In _____)
		フリガナ氏名	_____ ㊞
	納税管理人	納税地	〒 _____ (In _____)
		住所	〒 _____ (In _____)
		フリガナ氏名	_____ ㊞

所得税法第137条の____第____項^①の適用を受けていますが、同条第____項^②の規定により、納税の猶予に係る期限の延長（5年延長）を受けたいので、その旨及び下記のとおり届出をします。

記

- 特例の適用を受けた年分の所得税及び復興特別所得税の（準）確定申告書に関する事項
平成____年分 _____税務署 平成____年____月____日提出 氏名_____
- 国外転出、贈与又は相続開始の日
平成____年____月____日 国外転出 ・ 贈与 ・ 相続開始
(遺産分割等の事由が生じた年月日：平成____年____月____日)
- 帰国予定日
平成____年____月____日 帰国予定 ・ 帰国予定なし
- 所得税法第137条の3第1項又は第2項の適用を受けている場合の受贈者又は被相続人（遺贈者）
 - 第1項の適用を受けている場合の受贈者
住所又は居所 _____ 氏名 _____
 - 第2項の適用を受けている場合の被相続人（遺贈者）
住所又は居所 _____ 氏名 _____
- その他参考となる事項

関与税理士	㊞	電話番号	
-------	---	------	--

この欄には
署名をい
て下さい。

税務署長 署名欄	届出日付印の年月日 年 月 日	確認印	整理番号	(名簿番号)
-------------	--------------------	-----	------	--------

(資6-102-A4統一) H28.11

改正前

国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る納税猶予の期限延長届出書

 税務署長 平成____年____月____日提出	納税者(代表者)	住所又は居所	〒 _____ (In _____)
		フリガナ氏名	_____ ㊞
	納税管理人	納税地	〒 _____ (In _____)
		住所	〒 _____ (In _____)
		フリガナ氏名	_____ ㊞

所得税法第137条の____第____項^①の適用を受けていますが、同条第____項^②の規定により、納税の猶予に係る期限の延長（5年延長）を受けたいので、その旨及び下記のとおり届出をします。

記

- 特例の適用を受けた年分の所得税及び復興特別所得税の（準）確定申告書に関する事項
平成____年分 _____税務署 平成____年____月____日提出 氏名_____
- 国外転出、贈与又は相続開始の日
平成____年____月____日 国外転出 ・ 贈与 ・ 相続開始
- 帰国予定日
平成____年____月____日 帰国予定 ・ 帰国予定なし
- 所得税法第137条の3第1項又は第2項の適用を受けている場合の受贈者又は被相続人（遺贈者）
 - 第1項の適用を受けている場合の受贈者
住所又は居所 _____ 氏名 _____
 - 第2項の適用を受けている場合の被相続人（遺贈者）
住所又は居所 _____ 氏名 _____
- その他参考となる事項

関与税理士	㊞	電話番号	
-------	---	------	--

この欄には
署名をい
て下さい。

税務署長 署名欄	届出日付印の年月日 年 月 日	確認印	整理番号	(名簿番号)
-------------	--------------------	-----	------	--------

(資6-102-A4統一) H28.6

改正後

国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る納税猶予の期限延長届出書

1 使用目的

この届出書は、所得税法第 137 条の 2 第 1 項《国外転出をする場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予》又は第 137 条の 3 第 1 項若しくは第 2 項《贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予》の適用を受け、それぞれ国外転出、贈与又は相続開始の日（以下「国外転出等の日」といいます。）から 5 年を経過する日⁽¹⁾の翌日以後 4 月を経過する日まで納税を猶予されている方が、その納税の猶予に係る期限を国外転出等の日から 10 年を経過する日⁽²⁾の翌日以後 4 月を経過する日まで延長したい場合に、納税地の所轄税務署長に提出するものです。

なお、この届出書は国外転出等の日から 5 年を経過する日（同日前に、帰国等の場合、受贈者等帰国等の場合又は相続人帰国等の場合に該当することとなった場合には、その該当することとなった日の前日）までに提出する必要があります。ただし、同法第 151 条の 5 第 1 項の規定による期限後申告書の提出期限が相続開始の日から 5 年を経過する日後である方については、当該提出期限までに提出する必要があります。

（注） 5 年（又は 10 年）を経過する日までに、帰国等の場合、受贈者等帰国等の場合又は相続人帰国等の場合に該当することとなった場合には、その該当することとなった日となります。

2 記載要領等

(1) 「納税者（代表者）」欄

所得税法施行令第 266 条の 3 第 13 項（同令第 266 条の 2 第 10 項及び第 266 条の 3 第 19 項により準用する場合を含みます。）の規定により、2 人以上の相続人又はその納税管理人がこの届出書を提出する場合は、原則、各相続人の連署により提出することになりますので、「納税者（代表者）」欄には、相続人のうち代表者の方について記載し、代表者以外の方については、付表「国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る納税猶予 付表」に記載し、この届出書と併せて提出してください。

(2) 「住所又は居所」及び「納税地」欄

納税者（代表者）が国内に住所又は居所を有しない場合は、「住所又は居所」欄に国外における住所又は居所を、「納税地」欄に納税地を記載します。

(3) 「納税管理人」欄

納税者（代表者）が納税管理人を選任している場合に記載します。納税管理人が法人の場合、「住所」欄には本店又は主たる事務所の所在地を、「氏名」欄には法人名及び代表者等氏名をそれぞれ記載します。

(4) 「適用条文（※1 及び※2）」欄

当初適用を受けた特例の区分に応じて、それぞれ次のとおり記載します。

当初適用特例	※1	※2
所得税法第 60 条の 2 第 1 項から第 3 項までの規定の適用を受けた方	所得税法第 137 条の 2 第 1 項	同条第 2 項
贈与により所得税法第 60 条の 3 第 1 項から第 3 項までの規定の適用を受けた方	所得税法第 137 条の 3 第 1 項	同条第 2 項
相続又は遺贈により所得税法第 60 条の 3 第 1 項から第 3 項までの規定の適用を受けた方	所得税法第 137 条の 3 第 2 項	同条第 3 項

(5) 「国外転出、贈与又は相続開始の日」欄

国外転出等の日を記載します。なお、所得税法第 151 条の 5 第 1 項の規定による期限後申告書の提出期限が相続開始の日から 5 年を経過する日後である方については、（ ）内に遺産分割等の事由が生じた年月日も記載します。

また、国外転出、贈与、相続開始のうち、該当するものを○で囲みます。

(6) 「帰国予定年月日」欄

非居住者である 2 人以上の相続人又はその納税管理人がこの届出書を提出する場合は、「5 その他参考となる事項」欄等に、それぞれの方の帰国予定年月日が分かるよう適宜記載してください。

(7) 「所得税法第 137 条の 3 第 1 項又は第 2 項の適用を受けている場合の受贈者又は被相続人（遺贈者）」欄

所得税法第 137 条の 3 第 1 項の適用を受けている場合は、贈与に係る受贈者（もらった方）の氏名及び住所若しくは居所を記載します。同条第 2 項の適用を受けている場合は、相続（又は遺贈）に係る被相続人（又は遺贈者）の氏名及び亡くなった時における住所又は居所を記載します。

改正前

国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る納税猶予の期限延長届出書

1 使用目的

この届出書は、所得税法第 137 条の 2 第 1 項《国外転出をする場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予》又は第 137 条の 3 第 1 項若しくは第 2 項《贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予》の適用を受け、それぞれ国外転出、贈与又は相続開始の日（以下「国外転出等の日」といいます。）から 5 年を経過する日⁽¹⁾まで納税を猶予されている方が、その納税の猶予に係る期限を国外転出等の日から 10 年を経過する日⁽²⁾まで延長したい場合に、納税地の所轄税務署長に提出するものです。

なお、この届出書は国外転出等の日から 5 年を経過する日までに提出する必要があります。

（注） 一定の事由に該当する場合（所得税法第 137 条の 2 第 1 項又は第 137 条の 3 第 1 項若しくは第 2 項に規定する場合）は、5 年（又は 10 年）を経過する日とその該当することとなった日から 4 か月を経過する日のいずれか早い日となります。

2 記載要領等

(1) 「納税者（代表者）」欄

所得税法施行令第 266 条の 3 第 11 項（同令第 266 条の 2 第 10 項及び第 266 条の 3 第 17 項により準用する場合を含みます。）の規定により、2 人以上の相続人又はその納税管理人がこの届出書を提出する場合は、原則、各相続人の連署により提出することになりますので、「納税者（代表者）」欄には、相続人のうち代表者の方について記載し、代表者以外の方については、付表「国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る納税猶予 付表」に記載し、この届出書と併せて提出してください。

(2) 「住所又は居所」及び「納税地」欄

納税者（代表者）が国内に住所又は居所を有しない場合は、「住所又は居所」欄に国外における住所又は居所を、「納税地」欄に納税地を記載します。

(3) 「納税管理人」欄

納税者（代表者）が納税管理人を選任している場合に記載します。納税管理人が法人の場合、「住所」欄には本店又は主たる事務所の所在地を、「氏名」欄には法人名及び代表者等氏名をそれぞれ記載します。

(4) 「適用条文（※1 及び※2）」欄

当初適用を受けた特例の区分に応じて、それぞれ次のとおり記載します。

当初適用特例	※1	※2
所得税法第 60 条の 2 第 1 項から第 3 項までの規定の適用を受けた方	所得税法第 137 条の 2 第 1 項	同条第 2 項
贈与により所得税法第 60 条の 3 第 1 項から第 3 項までの規定の適用を受けた方	所得税法第 137 条の 3 第 1 項	同条第 2 項
相続又は遺贈により所得税法第 60 条の 3 第 1 項から第 3 項までの規定の適用を受けた方	所得税法第 137 条の 3 第 2 項	同条第 3 項

(5) 「国外転出、贈与又は相続開始の日」欄

国外転出等の日を記載します。

なお、国外転出、贈与、相続開始のうち、該当するものを○で囲みます。

(6) 「帰国予定年月日」欄

非居住者である 2 人以上の相続人又はその納税管理人がこの届出書を提出する場合は、「5 その他参考となる事項」欄等に、それぞれの方の帰国予定年月日が分かるよう適宜記載してください。

(7) 「所得税法第 137 条の 3 第 1 項又は第 2 項の適用を受けている場合の受贈者又は被相続人（遺贈者）」欄

所得税法第 137 条の 3 第 1 項の適用を受けている場合は、贈与に係る受贈者（もらった方）の氏名及び住所若しくは居所を記載します。同条第 2 項の適用を受けている場合は、相続（又は遺贈）に係る被相続人（又は遺贈者）の氏名及び亡くなった時における住所又は居所を記載します。

改正後

国外転出をする場合の譲渡所得等の特例に係る納税猶予の継続適用届出書

 税務署長 平成____年____月____日提出	納税者(代表者)	住所又は居所	〒 _____ (In _____)
		フリガナ氏名	_____ ㊟
	納税管理人	納税地	〒 _____ (In _____)
		住所	〒 _____ (In _____)
		フリガナ氏名	_____ ㊟

所得税法第137条の____第____項^{※1}の適用を受けていますが、平成____年^{※2}12月31日現在において有し又は契約を締結している同項の適用資産等につき、引き続き納税の猶予を受けたいので、同条第____項^{※3}の規定により、その旨及び下記のとおり届出をします。

記

- 特例の適用を受けた年分の所得税及び復興特別所得税の(準)確定申告書に関する事項
平成____年分 _____税務署 平成____年____月____日提出 氏名_____
- 国外転出、贈与又は相続開始の日
平成____年____月____日 国外転出 ・ 贈与 ・ 相続開始
- 所得税法第137条の2第1項の適用を受けている場合の国外転出の時にける国内の住所
住所_____
- 納税の猶予を受けている所得税及び復興特別所得税の額
平成____年^{※2}12月31日現在 _____円
- 平成____年^{※2}12月31日現在において有し又は契約を締結している適用資産等
付表「適用資産等の明細」のとおり
- その他参考となる事項

関与税理士

㊟

電話番号

この欄には
記入しないで
ください

税務署長 署名	送信日付印の年月日	確認印	整理番号	(名簿番号)
年 月 日				

(資6-103-1-A4統一) H28.11

改正前

国外転出をする場合の譲渡所得等の特例に係る納税猶予の継続適用届出書

 税務署長 平成____年____月____日提出	納税者(代表者)	住所又は居所	〒 _____ (In _____)
		フリガナ氏名	_____ ㊟
	納税管理人	納税地	〒 _____ (In _____)
		住所	〒 _____ (In _____)
		フリガナ氏名	_____ ㊟

所得税法第137条の____第____項^{※1}の適用を受けていますが、平成____年^{※2}12月31日現在において有し又は契約を締結している同項の適用資産等につき、引き続き納税の猶予を受けたいので、同条第____項^{※3}の規定により、その旨及び下記のとおり届出をします。

記

- 特例の適用を受けた年分の所得税及び復興特別所得税の(準)確定申告書に関する事項
平成____年分 _____税務署 平成____年____月____日提出 氏名_____
- 国外転出、贈与又は相続開始の日
平成____年____月____日 国外転出 ・ 贈与 ・ 相続開始
- 所得税法第137条の2第1項の適用を受けている場合の国外転出の時にける国内の住所
住所_____
- 納税の猶予を受けている所得税及び復興特別所得税の額
平成____年^{※2}12月31日現在 _____円
- 平成____年^{※2}12月31日現在において有し又は契約を締結している適用資産等
付表「適用資産等の明細」のとおり
- その他参考となる事項

関与税理士

㊟

電話番号

この欄には
記入しないで
ください

税務署長 署名	送信日付印の年月日	確認印	整理番号	(名簿番号)
年 月 日				

(資6-103-1-A4統一) H28.6

改正後

国外転出をする場合の譲渡所得等の特例に係る納税猶予の継続適用届出書

1 使用目的

この届出書は、所得税法第 137 条の 2 第 1 項《国外転出をする場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予》又は第 137 条の 3 第 1 項若しくは第 2 項《贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予》の適用を受け、それぞれ国外転出、贈与又は相続開始の日（以下「国外転出等の日」といいます。）から 5 年（又は 10 年）を経過する日の翌日以後 4 月を経過する日まで納税を猶予されている方（猶予承継相続人を含む。）が、同法第 137 条の 2 第 6 項又は第 137 条の 3 第 7 項の規定により、国外転出等の日が属する年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告期限から納税の猶予の期限が確定するまでの間、毎年 12 月 31 日現在において有し又は契約を締結している適用資産等^{（注）}につき、引き続き納税の猶予を受けたい場合に、納税地の所轄税務署長に提出するものです。この届出書のほか、付表「適用資産等の明細」も併せて提出してください。

なお、この届出書は、上記の間、毎年 12 月 31 日の属する年の翌年 3 月 15 日までに提出する必要があります。

（注） 所得税法第 137 条の 2 第 1 項に規定する適用資産、同法第 137 条の 3 第 1 項に規定する適用贈与資産又は同条第 2 項に規定する適用相続等資産をいいます。

2 記載要領等（付表「適用資産等の明細」を含む。）

- (1) 「納税者（代表者）」欄
- 所得税法施行令第 266 条の 3 第 13 項（同令第 266 条の 2 第 10 項及び第 266 条の 3 第 19 項により準用する場合を含みます。）の規定により、2 人以上の相続人又はその納税管理人がこの届出書を提出する場合は、原則、各相続人の連署により提出することになりますので、「納税者（代表者）」欄には、相続人のうち代表者の方について記載し、代表者以外の方については、付表「国外転出をする場合の譲渡所得等の特例に係る納税猶予_____付表」に記載し、この届出書と併せて提出してください。
- (2) 「住所又は居所」及び「納税地」欄
- 納税者（代表者）が国内に住所又は居所を有しない場合は、「住所又は居所」欄に国外における住所又は居所を、「納税地」欄に納税地を記載します。
- (3) 「納税管理人」欄
- 納税者（代表者）が納税管理人を選任している場合に記載します。納税管理人が法人の場合、「住所」欄には本店又は主たる事務所の所在地を、「氏名」欄には法人名及び代表者等氏名をそれぞれ記載します。
- (4) 「適用条文（※ 1、※ 2 及び※ 3）」欄
- 当初適用を受けた特例の区分に応じて、それぞれ次のとおり記載します。
- | 当初適用特例 | ※ 1 | ※ 2 | ※ 3 |
|--|------------------|-------|-------|
| 所得税法第 60 条の 2 第 1 項から第 3 項までの規定の適用を受けた方 | 第 137 条の 2 第 1 項 | 提出期限 | 第 6 項 |
| 贈与により所得税法第 60 条の 3 第 1 項から第 3 項までの規定の適用を受けた方 | 第 137 条の 3 第 1 項 | 属する年の | 第 7 項 |
| 相続又は遺贈により所得税法第 60 条の 3 第 1 項から第 3 項までの規定の適用を受けた方 | 第 137 条の 3 第 2 項 | 前 年 | 第 7 項 |
- (5) 「国外転出、贈与又は相続開始の日」欄
- 国外転出等の日を記載します。
- なお、国外転出、贈与又は相続開始のうち、該当するものを○で囲みます。
- (6) 「所得税法第 137 条の 2 第 1 項の適用を受けている場合の国外転出の時における国内の住所」欄
- 所得税法第 137 条の 2 第 1 項の適用を受けている場合は、適用を受けた方の国外転出の時における国内の住所を記載します。
- (7) 「納税の猶予を受けている所得税及び復興特別所得税の額」欄
- 2 人以上の相続人又はその納税管理人がこの届出書を提出する場合（連署により提出しない場合も含みます。以下同じです。）は、相続人の方が承継した承継後のそれぞれの所得税及び復興特別所得税の額ではなく、承継前の所得税及び復興特別所得税の額（いわゆる合計額）を記載してください。
- (8) 付表「適用資産等の明細」
- この届出書の提出期限の属する年の前年 12 月 31 日現在において有し又は契約を締結している適用資産等について、「国外転出等の場合に譲渡又は決済があったものとみなされる対象資産の明細書（兼納税猶予の特例を受ける場合の対象資産の譲渡又は決済の明細書）《確定申告書付表》」に準じて記載してください。
- なお、「価額等」欄には国外転出、贈与又は相続開始の時の金額を記載し、「備考」欄には所得税法第 60 条の 2 第 11 項又は第 60 条の 3 第 12 項の規定に掲げる事由より、引き続き所有していたものとみなされた適用資産等について、その事由を具体的に記載してください。

改正前

国外転出をする場合の譲渡所得等の特例に係る納税猶予の継続適用届出書

1 使用目的

この届出書は、所得税法第 137 条の 2 第 1 項《国外転出をする場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予》又は第 137 条の 3 第 1 項若しくは第 2 項《贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予》の適用を受け、それぞれ国外転出、贈与又は相続開始の日（以下「国外転出等の日」といいます。）から 5 年（又は 10 年）を経過する日まで納税を猶予されている方（猶予承継相続人を含む。）が、同法第 137 条の 2 第 6 項又は第 137 条の 3 第 7 項の規定により、国外転出等の日が属する年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告期限から納税の猶予の期限が確定するまでの間、毎年 12 月 31 日現在において有し又は契約を締結している適用資産等^{（注）}につき、引き続き納税の猶予を受けたい場合に、納税地の所轄税務署長に提出するものです。この届出書のほか、付表「適用資産等の明細」も併せて提出してください。

なお、この届出書は、上記の間、毎年 12 月 31 日の属する年の翌年 3 月 15 日までに提出する必要があります。

（注） 所得税法第 137 条の 2 第 1 項に規定する適用資産、同法第 137 条の 3 第 1 項に規定する適用贈与資産又は同条第 2 項に規定する適用相続等資産をいいます。

2 記載要領等（付表「適用資産等の明細」を含む。）

- (1) 「納税者（代表者）」欄
- 所得税法施行令第 266 条の 3 第 11 項（同令第 266 条の 2 第 10 項及び第 266 条の 3 第 17 項により準用する場合を含みます。）の規定により、2 人以上の相続人又はその納税管理人がこの届出書を提出する場合は、原則、各相続人の連署により提出することになりますので、「納税者（代表者）」欄には、相続人のうち代表者の方について記載し、代表者以外の方については、付表「国外転出をする場合の譲渡所得等の特例に係る納税猶予_____付表」に記載し、この届出書と併せて提出してください。
- (2) 「住所又は居所」及び「納税地」欄
- 納税者（代表者）が国内に住所又は居所を有しない場合は、「住所又は居所」欄に国外における住所又は居所を、「納税地」欄に納税地を記載します。
- (3) 「納税管理人」欄
- 納税者（代表者）が納税管理人を選任している場合に記載します。納税管理人が法人の場合、「住所」欄には本店又は主たる事務所の所在地を、「氏名」欄には法人名及び代表者等氏名をそれぞれ記載します。
- (4) 「適用条文（※ 1、※ 2 及び※ 3）」欄
- 当初適用を受けた特例の区分に応じて、それぞれ次のとおり記載します。
- | 当初適用特例 | ※ 1 | ※ 2 | ※ 3 |
|--|------------------|-------|-------|
| 所得税法第 60 条の 2 第 1 項から第 3 項までの規定の適用を受けた方 | 第 137 条の 2 第 1 項 | 提出期限 | 第 6 項 |
| 贈与により所得税法第 60 条の 3 第 1 項から第 3 項までの規定の適用を受けた方 | 第 137 条の 3 第 1 項 | 属する年の | 第 7 項 |
| 相続又は遺贈により所得税法第 60 条の 3 第 1 項から第 3 項までの規定の適用を受けた方 | 第 137 条の 3 第 2 項 | 前 年 | 第 7 項 |
- (5) 「国外転出、贈与又は相続開始の日」欄
- 国外転出等の日を記載します。
- なお、国外転出、贈与又は相続開始のうち、該当するものを○で囲みます。
- (6) 「所得税法第 137 条の 2 第 1 項の適用を受けている場合の国外転出の時における国内の住所」欄
- 所得税法第 137 条の 2 第 1 項の適用を受けている場合は、適用を受けた方の国外転出の時における国内の住所を記載します。
- (7) 「納税の猶予を受けている所得税及び復興特別所得税の額」欄
- 2 人以上の相続人又はその納税管理人がこの届出書を提出する場合（連署により提出しない場合も含みます。以下同じです。）は、相続人の方が承継した承継後のそれぞれの所得税及び復興特別所得税の額ではなく、承継前の所得税及び復興特別所得税の額（いわゆる合計額）を記載してください。
- (8) 付表「適用資産等の明細」
- この届出書の提出期限の属する年の前年 12 月 31 日現在において有し又は契約を締結している適用資産等について、「国外転出等の場合に譲渡又は決済があったものとみなされる対象資産の明細書（兼納税猶予の特例を受ける場合の対象資産の譲渡又は決済の明細書）《確定申告書付表》」に準じて記載してください。
- なお、「価額等」欄には国外転出、贈与又は相続開始の時の金額を記載し、「備考」欄には所得税法第 60 条の 2 第 11 項又は第 60 条の 3 第 12 項の規定に掲げる事由より、引き続き所有していたものとみなされた適用資産等について、その事由を具体的に記載してください。

改正後

この欄は 記入しないで ください	通信日付印の年月日 平成 年 月 日	確認印		整理番号	(名簿番号)
------------------------	-----------------------	-----	--	------	--------

国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る
納税猶予期限の一部確定事由が生じた場合の適用資産等の明細書

 税務署長 平成 年 月 日提出	納税者(代表者)	住所 又は居所	〒 - (In - -)
		フリガナ 氏 名	Ⓜ
	納税管理人	納税地	〒 - (In - -)
		住所	〒 - (In - -)
		フリガナ 氏 名	Ⓜ

所得税法第137条の 第 項^{※1}の適用を受けていますが、同条第 項^{※2}に掲げる事由が生じたので、所得税法施行令第266条の 第 項^{※3}の規定により、下記のとおり提出します。

記

- 特例の適用を受けた年分の所得税及び復興特別所得税の(準)確定申告書に関する事項
平成 年分 税務署 平成 年 月 日提出 氏名
- 国外転出、贈与又は相続開始の日
平成 年 月 日 国外転出 ・ 贈与 ・ 相続開始
- 現在、納税が猶予されている所得税及び復興特別所得税の金額等
(1) 現在の納税猶予期限 平成 年 月 日
(2) 現在、納税が猶予されている所得税及び復興特別所得税の金額 円
- 納税猶予期限の一部確定する所得税及び復興特別所得税の金額等
(1) 確定する納税猶予期限 平成 年 月 日
(2) 確定する所得税及び復興特別所得税の金額 円
(3) 確定する所得税及び復興特別所得税の金額の計算に関する事項
付表1「納税猶予期限の一部確定する所得税等の金額に関する計算書」とおり
(4) 一部確定事由が発生した適用資産等の明細

種 類	路 線 等	数 量	所 在	譲渡等年月日	一部確定事由	価 額 等	取 得 費
						円	円

5 その他参考となる事項

関与税理士	Ⓜ	電話番号
-------	---	------

(資6-104-1-A4統一) B28.11

改正前

この欄は 記入しないで ください	通信日付印の年月日 平成 年 月 日	確認印		整理番号	(名簿番号)
------------------------	-----------------------	-----	--	------	--------

国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る
納税猶予期限の一部確定事由が生じた場合の適用資産等の明細書

 税務署長 平成 年 月 日提出	納税者(代表者)	住所 又は居所	〒 - (In - -)
		フリガナ 氏 名	Ⓜ
	納税管理人	納税地	〒 - (In - -)
		住所	〒 - (In - -)
		フリガナ 氏 名	Ⓜ

所得税法第137条の 第 項^{※1}の適用を受けていますが、同条第 項^{※2}に掲げる事由が生じたので、所得税法施行令第266条の 第 項^{※3}の規定により、下記のとおり提出します。

記

- 特例の適用を受けた年分の所得税及び復興特別所得税の(準)確定申告書に関する事項
平成 年分 税務署 平成 年 月 日提出 氏名
- 国外転出、贈与又は相続開始の日
平成 年 月 日 国外転出 ・ 贈与 ・ 相続開始
- 現在、納税が猶予されている所得税及び復興特別所得税の金額等
(1) 現在の納税猶予期限 平成 年 月 日
(2) 現在、納税が猶予されている所得税及び復興特別所得税の金額 円
- 納税猶予期限の一部確定する所得税及び復興特別所得税の金額等
(1) 確定する納税猶予期限 平成 年 月 日
(2) 確定する所得税及び復興特別所得税の金額 円
(3) 確定する所得税及び復興特別所得税の金額の計算に関する事項
付表1「納税猶予期限の一部確定する所得税等の金額に関する計算書」とおり
(4) 一部確定事由が発生した適用資産等の明細

種 類	路 線 等	数 量	所 在	譲渡等年月日	一部確定事由	価 額 等	取 得 費
						円	円

5 その他参考となる事項

関与税理士	Ⓜ	電話番号
-------	---	------

(資6-104-1-A4統一) B28.6

改正後

国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る
納税猶予期限の一部確定事由が生じた場合の適用資産等の明細書

1 使用目的

この明細書は、所得税法第137条の2第1項《国外転出をする場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予》又は第137条の3第1項若しくは第2項《贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予》の適用を受け、それぞれ国外転出、贈与又は相続開始の日（以下「国外転出等の日」といいます。）から5年（又は10年）を経過する日の翌日以後4月を経過する日まで納税を猶予されている方が、同法第137条の2第1項に規定する満了基準日、第137条の3第1項に規定する贈与満了基準日又は同条第2項に規定する相続等満了基準日までに、同法第137条の2第5項の事由^(第11)又は第137条の3第6項の事由^(第22)（以下「一部確定事由」といいます。）が生じた場合に、それぞれ所得税法施行令第266条の2第5項又は第266条の3第12項の規定により納税地の所轄税務署長に提出するものです。この明細書のほか、付表1「納税猶予期限の一部確定する所得税等の金額に関する計算書」も併せて提出してください（付表2「納税猶予期限の一部確定事由が発生した適用資産等の明細」を使用し場合は、付表2も提出してください。）。

また、この明細書を提出するほか、上記事由により納税猶予期限が一部確定する所得税及び復興特別所得税と納税が猶予されていた期間に応じた利子税（以下「所得税等」といいます。）を納付する必要があります。

- なお、この明細書の提出及び所得税等の納付は、上記事由が生じた日から4か月を経過する日までに行う必要があります。
- (注1) 所得税法第137条の2第1項の納税猶予の適用を受けている方が、適用資産等の譲渡（一定のみなし譲渡を含みます。）、決済又は贈与をした場合をいいます。
- (注2) 所得税法第137条の3第1項に規定する贈与を受けた非居住者の方又は同条第2項の納税猶予の適用を受けた相続人である非居住者の方が、適用資産等の譲渡（一定のみなし譲渡を含みます。）、決済又は贈与をした場合をいいます。
- なお、所得税法第137条の3第2項の納税猶予の場合は、相続開始の日から5年を経過する日まででその相続に係る非居住者である受贈者、相続人又は受遺者の方が死亡し、適用資産等の一部が相続（限定承認に係るものに限ります。）又は遺贈（包括遺贈のうち限定承認に係るものに限ります。）により移転した場合も含まれます。

2 記載要領等

- (1) 「納税者（代表者）」欄
所得税法施行令第266条の3第13項（同令第266条の2第10項及び第266条の3第19項により準用する場合を含みます。）の規定により、2人以上の相続人又はその納税管理人がこの明細書を提出する場合は、原則、各相続人の連署により提出することになりますので、「納税者（代表者）」欄には、相続人のうち代表者の方について記載し、代表者以外の方については、付表「国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る納税猶予_____付表」に記載し、この明細書と併せて提出してください。
- (2) 「住所又は居所」及び「納税地」欄
納税者（代表者）が国内に住所又は居所を有しない場合は、「住所又は居所」欄に国外における住所又は居所を、「納税地」欄に納税地を記載します。
- (3) 「納税管理人」欄
納税者（代表者）が納税管理人を選任している場合に記載します。納税管理人が法人の場合、「住所」欄には本店又は主たる事務所の所在地を、「氏名」欄には法人名及び代表者等氏名をそれぞれ記載します。
- (4) 「適用条文（※1、※2及び※3）」欄
当初適用を受けた特例の区分に応じて、それぞれ次のとおり記載します。

当初適用特例	※1	※2	※3
所得税法第60条の2第1項から第3項までの規定の適用を受けた方	第137条の2第1項	同条第5項	第266条の2第5項
贈与により所得税法第60条の3第1項から第3項までの規定の適用を受けた方	第137条の3第1項	同条第6項	第266条の3第12項
相続又は遺贈により所得税法第60条の3第1項から第3項までの規定の適用を受けた方	第137条の3第2項	同条第6項	第266条の3第12項

- (5) 「国外転出、贈与又は相続開始の日」欄
国外転出等の日を記載します。
なお、国外転出、贈与又は相続開始のうち、該当するものを○で囲みます。
- (6) 「現在、納税が猶予されている所得税及び復興特別所得税の金額等」欄
2人以上の相続人又はその納税管理人がこの明細書を提出する場合（連署により提出しない場合も含みます。）は、相続人の方が承継した承継後のそれぞれの所得税及び復興特別所得税の金額ではなく、承継前の所得税及び復興特別所得税の金額（いわゆる合計額）を記載してください。下記7)においても同じです。
- (7) 「納税猶予期限の一部確定する所得税及び復興特別所得税の金額等」欄
① 確定する納税猶予期限」欄は、上記1の事由が生じた日から4か月を経過する日となります。例えば、平成28年7月1日に適用資産等を譲渡した場合は、平成28年11月1日となります。この期限が土曜日、日曜日、休日等に当たるときは、これらの日の翌日が期限とみなされます。
② 確定する所得税及び復興特別所得税の金額」欄は、付表1「納税猶予期限の一部確定する所得税等の金額に関する計算書」で計算し転記してください。
③ 一部確定事由が発生した適用資産等の明細」欄は、一部確定事由が生じた適用資産等について記載してください。ただし、一部確定事由が生じた適用資産等の銘柄等が複数ある場合は、適宜の欄に「付表2のとおり」と記載し、付表2「納税猶予期限の一部確定事由が発生した適用資産等の明細」を使用してください。

改正前

国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る
納税猶予期限の一部確定事由が生じた場合の適用資産等の明細書

1 使用目的

この明細書は、所得税法第137条の2第1項《国外転出をする場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予》又は第137条の3第1項若しくは第2項《贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予》の適用を受け、それぞれ国外転出、贈与又は相続開始の日（以下「国外転出等の日」といいます。）から5年（又は10年）を経過する日まで納税を猶予されている方が、この間、同法第137条の2第5項の事由^(第11)又は第137条の3第6項の事由^(第22)（以下「一部確定事由」といいます。）が生じた場合に、それぞれ所得税法施行令第266条の2第5項又は第266条の3第10項の規定により納税地の所轄税務署長に提出するものです。この明細書のほか、付表1「納税猶予期限の一部確定する所得税等の金額に関する計算書」も併せて提出してください（付表2「納税猶予期限の一部確定事由が発生した適用資産等の明細」を使用し場合は、付表2も提出してください。）。

- また、この明細書を提出するほか、上記事由により納税猶予期限が一部確定する所得税及び復興特別所得税と納税が猶予されていた期間に応じた利子税（以下「所得税等」といいます。）を納付する必要があります。
- なお、この明細書の提出及び所得税等の納付は、上記事由が生じた日から4か月を経過する日までに行う必要があります。
- (注1) 所得税法第137条の2第1項の納税猶予の適用を受けている方が、適用資産等の譲渡（一定のみなし譲渡を含みます。）、決済又は贈与をした場合をいいます。
- (注2) 所得税法第137条の3第1項に規定する贈与を受けた非居住者の方又は同条第2項の納税猶予の適用を受けた相続人である非居住者の方が、適用資産等の譲渡（一定のみなし譲渡を含みます。）、決済又は贈与をした場合をいいます。
- なお、所得税法第137条の3第2項の納税猶予の場合は、相続開始の日から5年を経過する日まででその相続に係る非居住者である受贈者、相続人又は受遺者の方が死亡し、適用資産等の一部が相続（限定承認に係るものに限ります。）又は遺贈（包括遺贈のうち限定承認に係るものに限ります。）により移転した場合も含まれます。

2 記載要領等

- (1) 「納税者（代表者）」欄
所得税法施行令第266条の3第11項（同令第266条の2第10項及び第266条の3第17項により準用する場合を含みます。）の規定により、2人以上の相続人又はその納税管理人がこの明細書を提出する場合は、原則、各相続人の連署により提出することになりますので、「納税者（代表者）」欄には、相続人のうち代表者の方について記載し、代表者以外の方については、付表「国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る納税猶予_____付表」に記載し、この明細書と併せて提出してください。
- (2) 「住所又は居所」及び「納税地」欄
納税者（代表者）が国内に住所又は居所を有しない場合は、「住所又は居所」欄に国外における住所又は居所を、「納税地」欄に納税地を記載します。
- (3) 「納税管理人」欄
納税者（代表者）が納税管理人を選任している場合に記載します。納税管理人が法人の場合、「住所」欄には本店又は主たる事務所の所在地を、「氏名」欄には法人名及び代表者等氏名をそれぞれ記載します。
- (4) 「適用条文（※1、※2及び※3）」欄
当初適用を受けた特例の区分に応じて、それぞれ次のとおり記載します。

当初適用特例	※1	※2	※3
所得税法第60条の2第1項から第3項までの規定の適用を受けた方	第137条の2第1項	同条第5項	第266条の2第5項
贈与により所得税法第60条の3第1項から第3項までの規定の適用を受けた方	第137条の3第1項	同条第6項	第266条の3第10項
相続又は遺贈により所得税法第60条の3第1項から第3項までの規定の適用を受けた方	第137条の3第2項	同条第6項	第266条の3第10項

- (5) 「国外転出、贈与又は相続開始の日」欄
国外転出等の日を記載します。
なお、国外転出、贈与又は相続開始のうち、該当するものを○で囲みます。
- (6) 「現在、納税が猶予されている所得税及び復興特別所得税の金額等」欄
2人以上の相続人又はその納税管理人がこの明細書を提出する場合（連署により提出しない場合も含みます。）は、相続人の方が承継した承継後のそれぞれの所得税及び復興特別所得税の金額ではなく、承継前の所得税及び復興特別所得税の金額（いわゆる合計額）を記載してください。下記7)においても同じです。
- (7) 「納税猶予期限の一部確定する所得税及び復興特別所得税の金額等」欄
① 確定する納税猶予期限」欄は、上記1の事由が生じた日から4か月を経過する日となります。例えば、平成28年7月1日に適用資産等を譲渡した場合は、平成28年11月1日となります。この期限が土曜日、日曜日、休日等に当たるときは、これらの日の翌日が期限とみなされます。
② 確定する所得税及び復興特別所得税の金額」欄は、付表1「納税猶予期限の一部確定する所得税等の金額に関する計算書」で計算し転記してください。
③ 一部確定事由が発生した適用資産等の明細」欄は、一部確定事由が生じた適用資産等について記載してください。ただし、一部確定事由が生じた適用資産等の銘柄等が複数ある場合は、適宜の欄に「付表2のとおり」と記載し、付表2「納税猶予期限の一部確定事由が発生した適用資産等の明細」を使用してください。

改正前

付表2

(付表2提出 枚のうちの 枚目)

(付表2提出 枚のうちの 枚目)

発生した適用資産等の明細

所得税法第137条の第 項^{※1}に規定する適用資産等（既に提出済みの「国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る納税猶予期限の一部確定事由が生じた場合の適用資産等の明細書」に記載した適用資産等は除きます。）のうち、納税猶予期限までに同条第 項^{※2}に掲げる事由が生じた適用資産等の明細は、次のとおりです。

[illegible]

(資6-104-3-A4統一) H27.05

改正後

国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る納税猶予 _____ 付表
(2人以上の方が上記届出書等を連署により提出する場合)

届出書等に記載した代表者以外の納税者	(1) 住所又は居所	(In - - -)	(In - - -)	(In - - -)	(In - - -)	○ この付表は、届出書等と併せて提出してください。
	(2) 氏 名	フリガナ 印	フリガナ 印	フリガナ 印	フリガナ 印	
	(3) 納 税 地	(In - - -)	(In - - -)	(In - - -)	(In - - -)	
	(4) 納税管理人の住所	(In - - -)	(In - - -)	(In - - -)	(In - - -)	
	(5) 納税管理人の氏名	フリガナ 印	フリガナ 印	フリガナ 印	フリガナ 印	
	整 理 欄 (記載しないでください。)	0	0	0	0	

(資 6-105-A 4 統一) B28.11

改正前

国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る納税猶予 _____ 付表
(2人以上の方が上記届出書等を連署により提出する場合)

届出書等に記載した代表者以外の納税者	(1) 住所又は居所	(In - - -)	(In - - -)	(In - - -)	(In - - -)	○ この付表は、届出書等と併せて提出してください。
	(2) 氏 名	フリガナ 印	フリガナ 印	フリガナ 印	フリガナ 印	
	(3) 納 税 地	(In - - -)	(In - - -)	(In - - -)	(In - - -)	
	(4) 納税管理人の住所	(In - - -)	(In - - -)	(In - - -)	(In - - -)	
	(5) 納税管理人の氏名	フリガナ 印	フリガナ 印	フリガナ 印	フリガナ 印	
	整 理 欄 (記載しないでください。)	0	0	0	0	

(資 6-105-A 4 統一) B28.6

改正後

国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る納税猶予_____付表
(2人以上の方が上記届出書等を連署により提出する場合)

1 使用目的

この付表は、第137条の2《国外転出をする場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予》又は第137条の3《贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予》の規定の適用に関し、次に掲げる届出書等を「2人以上の方の連署」により税務署長に提出する場合に、これらの届出書等の付表として使用するものです。

なお、この付表は次の届出書等と併せて提出してください。

- ・ 所得税法第137条の2第2項又は第137条の3第3項の規定による「国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る納税猶予の期限延長届出書」
- ・ 所得税法第137条の2第6項又は第137条の3第7項の規定による「国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る納税猶予の継続適用届出書」
- ・ 所得税法施行令第266条の2第5項又は第266条の3第12項の規定による「国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る納税猶予期限の一部確定事由が生じた場合の適用資産等の明細書」
- ・ 所得税基本通達137の2-4（137の3-1により準用する場合を含みます。）による「国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る納税猶予を全部取りやめる場合の申出書」

2 記載要領等

(1) 標題部分の空欄（下線部分）

上記1の届出書等の種類に応じて、それぞれ次のとおり記載します。

届出書等の種類	下線部分
国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る納税猶予の期限延長届出書	の期限延長届出書
国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る納税猶予の継続適用届出書	の継続適用届出書
国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る納税猶予期限の一部確定事由が生じた場合の適用資産等の明細書	期限の一部確定明細書
国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る納税猶予を全部取りやめる場合の申出書	を全部取りやめる場合の申出書

(2) 「(1) 住所又は居所」欄から「(5) 納税管理人の氏名」欄まで

それぞれの届出書等の記載要領等に準じて記載してください。

改正前

国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る納税猶予_____付表
(2人以上の方が上記届出書等を連署により提出する場合)

1 使用目的

この付表は、第137条の2《国外転出をする場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予》又は第137条の3《贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予》の規定の適用に関し、次に掲げる届出書等を「2人以上の方の連署」により税務署長に提出する場合に、これらの届出書等の付表として使用するものです。

なお、この付表は次の届出書等と併せて提出してください。

- ・ 所得税法第137条の2第2項又は第137条の3第3項の規定による「国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る納税猶予の期限延長届出書」
- ・ 所得税法第137条の2第6項又は第137条の3第7項の規定による「国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る納税猶予の継続適用届出書」
- ・ 所得税法施行令第266条の2第5項又は第266条の3第10項の規定による「国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る納税猶予期限の一部確定事由が生じた場合の適用資産等の明細書」
- ・ 所得税基本通達137の2-4（137の3-1により準用する場合を含みます。）による「国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る納税猶予を全部取りやめる場合の申出書」

2 記載要領等

(1) 標題部分の空欄（下線部分）

上記1の届出書等の種類に応じて、それぞれ次のとおり記載します。

届出書等の種類	下線部分
国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る納税猶予の期限延長届出書	の期限延長届出書
国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る納税猶予の継続適用届出書	の継続適用届出書
国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る納税猶予期限の一部確定事由が生じた場合の適用資産等の明細書	期限の一部確定明細書
国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る納税猶予を全部取りやめる場合の申出書	を全部取りやめる場合の申出書

(2) 「(1) 住所又は居所」欄から「(5) 納税管理人の氏名」欄まで

それぞれの届出書等の記載要領等に準じて記載してください。

改正後

この欄には
番号を記入
してください

			整理番号	(名簿番号)
--	--	--	------	--------

国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に
係る納税猶予を全部取りやめる場合の申出書

 税務署長 平成____年____月____日提出	納税者 (代表者)	住 所 又は居所	〒 _____ (In _____)
		フリガナ 氏 名	_____ Ⓜ
	納税管理 人	納 税 地	〒 _____ (In _____)
		住 所 フリガナ 氏 名	〒 _____ (In _____) _____ Ⓜ

所得税法第137条の____第____項^①の適用を受けていますが、現在、納税が猶予されている所得税及び復興特別所得税の全部について納付し、納税猶予を取りやめたいので、下記のとおり申し上げます。

記

- 特例の適用を受けた年分の所得税及び復興特別所得税の（準）確定申告書に関する事項
平成____年分 _____税務署 平成____年____月____日提出 氏名_____
- 国外転出、贈与又は相続開始の日
平成____年____月____日 国外転出 ・ 贈与 ・ 相続開始
- 現在、納税が猶予されている所得税及び復興特別所得税の額等
(1) 現在の納税猶予期限 平成____年____月____日
(2) 現在、納税が猶予されている所得税及び復興特別所得税の額 _____円
- 納税が猶予されている所得税及び復興特別所得税を納付する日
平成____年____月____日
- その他参考となる事項

問与税理士	Ⓜ	電話番号	
-------	---	------	--

(資 6 - 106 - A 4 統一) H28.11

改正前

この欄には
番号を記入
してください

			整理番号	(名簿番号)
--	--	--	------	--------

国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に
係る納税猶予を全部取りやめる場合の申出書

 税務署長 平成____年____月____日提出	納税者 (代表者)	住 所 又は居所	〒 _____ (In _____)
		フリガナ 氏 名	_____ Ⓜ
	納税管理 人	納 税 地	〒 _____ (In _____)
		住 所 フリガナ 氏 名	〒 _____ (In _____) _____ Ⓜ

所得税法第137条の____第____項^①の適用を受けていますが、現在、納税が猶予されている所得税及び復興特別所得税の全部について納付し、納税猶予を取りやめたいので、下記のとおり申し上げます。

記

- 特例の適用を受けた年分の所得税及び復興特別所得税の（準）確定申告書に関する事項
平成____年分 _____税務署 平成____年____月____日提出 氏名_____
- 国外転出、贈与又は相続開始の日
平成____年____月____日 国外転出 ・ 贈与 ・ 相続開始
- 現在、納税が猶予されている所得税及び復興特別所得税の額等
(1) 現在の納税猶予期限 平成____年____月____日
(2) 現在、納税が猶予されている所得税及び復興特別所得税の額 _____円
- 納税が猶予されている所得税及び復興特別所得税を納付する日
平成____年____月____日
- その他参考となる事項

問与税理士	Ⓜ	電話番号	
-------	---	------	--

(資 6 - 106 - A 4 統一) H28.6

改正後

国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に
係る納税猶予を全部取りやめる場合の申出書

1 使用目的

この申出書は、所得税法第 137 条の 2 第 1 項《国外転出をする場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予》又は第 137 条の 3 第 1 項若しくは第 2 項《贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予》の適用を受け、それぞれ国外転出、贈与又は相続開始の日（以下「国外転出等の日」といいます。）から 5 年（又は 10 年）を経過する日の翌日以後 4 月を経過する日まで納税を猶予されている方が、同法第 137 条の 2 第 1 項に規定する満了基準日、第 137 条の 3 第 1 項に規定する贈与満了基準日又は同条第 2 項に規定する相続等満了基準日前に、猶予されている所得税及び復興特別所得税の全部について納税猶予を取りやめる場合に、納税地の所轄税務署長に提出するものです。納税猶予を取りやめる場合は、猶予されている所得税及び復興特別所得税の全額の納付が必要です（一部について納税猶予を取りやめることはできません。）。

なお、猶予されている所得税及び復興特別所得税の全額の納付があった時に納税猶予の期限が確定し、納税猶予が終了することとなります。この場合、所得税法第 60 条の 2 第 10 項及び第 153 条の 2 第 3 項《国外転出をした者が帰国をした場合等の更正の請求の特例》の規定を適用することはできません。

また、納税が猶予されていた期間に応じた利子税も納付する必要があります。詳しくは納税地の所轄税務署にお尋ねください。

2 記載要領等

(1) 「納税者（代表者）」欄

2 人以上の相続人又はその納税管理人がこの申出書を提出する場合は、各相続人の連署により提出してください。この場合、「納税者（代表者）」欄には相続人のうち代表者の方について記載し、代表者以外の方については付表「国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る納税猶予_____付表」に記載し、この申出書と併せて提出してください。

(2) 「住所又は居所」及び「納税地」欄

納税者（代表者）が国内に住所又は居所を有しない場合は、「住所又は居所」欄に国外における住所又は居所を、「納税地」欄に納税地を記載します。

(3) 「納税管理人」欄

納税者（代表者）が納税管理人を選任している場合に記載します。納税管理人が法人の場合、「住所」欄には本店又は主たる事務所の所在地を、「氏名」欄には法人名及び代表者等氏名をそれぞれ記載します。

(4) 「適用条文（※）」欄

当初適用を受けた特例の区分に応じて、それぞれ次のとおり記載します。

当初適用特例	※
所得税法第 60 条の 2 第 1 項から第 3 項までの規定の適用を受けた方	第 137 条の 2 第 1 項
贈与により所得税法第 60 条の 3 第 1 項から第 3 項までの規定の適用を受けた方	第 137 条の 3 第 1 項
相続又は遺贈により所得税法第 60 条の 3 第 1 項から第 3 項までの規定の適用を受けた方	第 137 条の 3 第 2 項

(5) 「国外転出、贈与又は相続開始の日」欄

国外転出等の日を記載します。

なお、国外転出、贈与又は相続開始のうち、該当するものを○で囲みます。

(6) 「現在、納税が猶予されている所得税及び復興特別所得税の額等」欄

2 人以上の相続人又はその納税管理人がこの申出書を提出する場合は、相続人の方が承継した承継後のそれぞれの所得税及び復興特別所得税の金額ではなく、承継前の所得税及び復興特別所得税の金額（いわゆる合計額）を記載してください。

(7) 「その他参考となる事項」欄

事前に納税地の所轄税務署で相談し納税猶予の取りやめに係る利子税の額がお分かりになる場合は、その金額をこの欄に記載してください。

改正前

国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に
係る納税猶予を全部取りやめる場合の申出書

1 使用目的

この申出書は、所得税法第 137 条の 2 第 1 項《国外転出をする場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予》又は第 137 条の 3 第 1 項若しくは第 2 項《贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予》の適用を受け、それぞれ国外転出、贈与又は相続開始の日（以下「国外転出等の日」といいます。）から 5 年（又は 10 年）を経過する日（以下「納税猶予期限」といいます。）まで納税を猶予されている方が、納税猶予期限前に猶予されている所得税及び復興特別所得税の全部について納税猶予を取りやめる場合に、納税地の所轄税務署長に提出するものです。納税猶予を取りやめる場合は、猶予されている所得税及び復興特別所得税の全額の納付が必要です（一部について納税猶予を取りやめることはできません。）。

なお、猶予されている所得税及び復興特別所得税の全額の納付があった時に納税猶予の期限が確定し、納税猶予が終了することとなります。この場合、所得税法第 60 条の 2 第 10 項及び第 153 条の 2 第 3 項の規定（納税猶予期限満了時に価格下落している場合の更正の請求）を適用することはできません。

また、納税が猶予されていた期間に応じた利子税も納付する必要があります。詳しくは納税地の所轄税務署にお尋ねください。

2 記載要領等

(1) 「納税者（代表者）」欄

2 人以上の相続人又はその納税管理人がこの申出書を提出する場合は、各相続人の連署により提出してください。この場合、「納税者（代表者）」欄には相続人のうち代表者の方について記載し、代表者以外の方については付表「国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る納税猶予_____付表」に記載し、この申出書と併せて提出してください。

(2) 「住所又は居所」及び「納税地」欄

納税者（代表者）が国内に住所又は居所を有しない場合は、「住所又は居所」欄に国外における住所又は居所を、「納税地」欄に納税地を記載します。

(3) 「納税管理人」欄

納税者（代表者）が納税管理人を選任している場合に記載します。納税管理人が法人の場合、「住所」欄には本店又は主たる事務所の所在地を、「氏名」欄には法人名及び代表者等氏名をそれぞれ記載します。

(4) 「適用条文（※）」欄

当初適用を受けた特例の区分に応じて、それぞれ次のとおり記載します。

当初適用特例	※
所得税法第 60 条の 2 第 1 項から第 3 項までの規定の適用を受けた方	第 137 条の 2 第 1 項
贈与により所得税法第 60 条の 3 第 1 項から第 3 項までの規定の適用を受けた方	第 137 条の 3 第 1 項
相続又は遺贈により所得税法第 60 条の 3 第 1 項から第 3 項までの規定の適用を受けた方	第 137 条の 3 第 2 項

(5) 「国外転出、贈与又は相続開始の日」欄

国外転出等の日を記載します。

なお、国外転出、贈与又は相続開始のうち、該当するものを○で囲みます。

(6) 「現在、納税が猶予されている所得税及び復興特別所得税の額等」欄

2 人以上の相続人又はその納税管理人がこの申出書を提出する場合は、相続人の方が承継した承継後のそれぞれの所得税及び復興特別所得税の金額ではなく、承継前の所得税及び復興特別所得税の金額（いわゆる合計額）を記載してください。

(7) 「その他参考となる事項」欄

事前に納税地の所轄税務署で相談し納税猶予の取りやめに係る利子税の額がお分かりになる場合は、その金額をこの欄に記載してください。

改正後	改正前
(削除)	平成 年 月 日 (非居住者である受贈者) 住所等 _____ 氏 名 _____様 (猶予適用贈与者) 住所等 _____ 氏 名 _____ 「所得税法第 137 条の 3 の規定による納税の猶予」を受けている旨の通知書 (猶予適用贈与者から非居住者である受贈者への通知用) 標題のことについて、下記のとおり通知します。 記 私（猶予適用贈与者）は、平成____年分^{*1}の所得税及び復興特別所得税の確定申告において、所得税法第 137 条の 3《贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予》の規定による納税の猶予を受けています。 また、この納税の猶予に係る期限は、平成____年____月____日^{*2}です。 なお、納税の猶予に係る期限までに、非居住者である受贈者に贈与した有価証券等又は未決済信用取引等若しくは未決済デリバティブ取引に係る契約について譲渡若しくは決済又は限定相続等による移転（以下「譲渡等」といいます。）があった場合は、所得税法第 60 条の 3 第 9 項の規定により、その非居住者である受贈者は<u>2 か月以内に猶予適用贈与者に一定の事項を通知しなければならない</u>ことになっています。 このため、上記期限までに、平成____年中^{*1}にあなたに贈与した有価証券等又は未決済信用取引等若しくは未決済デリバティブ取引に係る契約について譲渡等があった場合は、「有価証券等又は未決済信用取引等若しくは未決済デリバティブ取引に係る契約について譲渡等をした旨の通知書」を作成していただき、2 か月以内に私宛に通知願います。 (資 6 - 107 - 1 - A 4 標準) H27.05

改 正 後

改 正 前

(削除)

「所得税法第 137 条の 3 の規定による納税の猶予」を受けている旨の通知書
(猶予適用贈与者から非居住者である受贈者への通知用)

1 使用目的

この通知書は、猶予適用贈与者が所得税法第 137 条の 3 の規定による納税の猶予を受けた場合に、納税の猶予を受けている旨及びその納税の猶予に係る期限を、非居住者である受贈者（その相続人を含みます。以下同じです。）に通知するときに使用するものです。

2 用語の意味等

この通知書における用語の意味等は次のとおりです。

用 語	意 味 等
所得税法第 60 条の 3	贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例
所得税法第 137 条の 3	贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予
猶予適用贈与者	所得税法第 60 条の 3 第 1 項から第 3 項までの規定の適用を受けた者で、同法第 137 条の 3 第 1 項の規定による納税の猶予を受けている者（その相続人を含みます。）
有価証券等	有価証券又は匿名組合契約の出資の持分
未決済信用取引等	決済していない信用取引又は発行日取引
未決済デリバティブ取引	決済していないデリバティブ取引
限定相続等	贈与、相続（限定承認に係るものに限ります。）又は遺贈（包括遺贈のうち限定承認に係るものに限ります。）
有価証券等又は未決済信用取引等若しくは未決済デリバティブ取引に係る契約について譲渡等をした旨の通知書	納税の猶予に係る期限までに、その非居住者である受贈者が猶予適用贈与者から贈与を受けた有価証券等又は未決済信用取引等若しくは未決済デリバティブ取引に係る契約について譲渡等があった場合に、2 か月以内に猶予適用贈与者に譲渡等があった旨などを通知する場合に使用する様式です。 なお、様式については国税庁ホームページに掲載しています。

3 記載要領等

(1) ※ 1 欄

猶予適用贈与者が、所得税法第 137 条の 3 の規定による納税の猶予を受けた年分を記載します。

具体的には、猶予適用贈与者が、非居住者である受贈者に有価証券等又は未決済信用取引等若しくは未決済デリバティブ取引に係る契約を贈与した日の属する年分になります。

(2) ※ 2 欄

猶予適用贈与者の所得税法第 137 条の 3 の規定による納税の猶予に係る期限を記載します。

具体的には、原則、猶予適用贈与者が、非居住者である受贈者に有価証券等又は未決済信用取引等若しくは未決済デリバティブ取引に係る契約を贈与した日から 5 年を経過する日になります。

改正後	改正前																																										
(削除)	平成 年 月 日 (猶予適用贈与者) 住所等 氏 名 様 (非居住者である受贈者) 住所等 氏 名 有価証券等又は未決済信用取引等若しくは未決済デリバティブ取引に係る契約について譲渡等をした旨の通知書 (非居住者である受贈者から猶予適用贈与者への通知用) 標題のことについては、所得税法第60条の3第9項の規定により下記のとおり通知します。 記 私（非居住者である受贈者）は、あなた（猶予適用贈与者）から贈与を受けた有価証券等又は未決済信用取引等若しくは未決済デリバティブ取引に係る契約について、次のとおり譲渡若しくは決済又は限定相続等による移転をしました。 【譲渡等をした有価証券等又は未決済信用取引等若しくは未決済デリバティブ取引に係る契約】 <table><thead><tr><th>贈与を受けた日</th><th>種 類</th><th>銘 柄 等</th><th>数 量</th><th>譲渡等の区分</th><th>譲渡等の日</th><th>価 額 等</th></tr></thead><tbody><tr><td>・ ・</td><td></td><td></td><td></td><td>譲・決・限</td><td>・ ・</td><td>円</td></tr><tr><td>・ ・</td><td></td><td></td><td></td><td>譲・決・限</td><td>・ ・</td><td>円</td></tr><tr><td>・ ・</td><td></td><td></td><td></td><td>譲・決・限</td><td>・ ・</td><td>円</td></tr><tr><td>・ ・</td><td></td><td></td><td></td><td>譲・決・限</td><td>・ ・</td><td>円</td></tr><tr><td>・ ・</td><td></td><td></td><td></td><td>譲・決・限</td><td>・ ・</td><td>円</td></tr></tbody></table> (資6-107-2-A.4標準) H27.05	贈与を受けた日	種 類	銘 柄 等	数 量	譲渡等の区分	譲渡等の日	価 額 等	・ ・				譲・決・限	・ ・	円	・ ・				譲・決・限	・ ・	円	・ ・				譲・決・限	・ ・	円	・ ・				譲・決・限	・ ・	円	・ ・				譲・決・限	・ ・	円
贈与を受けた日	種 類	銘 柄 等	数 量	譲渡等の区分	譲渡等の日	価 額 等																																					
・ ・				譲・決・限	・ ・	円																																					
・ ・				譲・決・限	・ ・	円																																					
・ ・				譲・決・限	・ ・	円																																					
・ ・				譲・決・限	・ ・	円																																					
・ ・				譲・決・限	・ ・	円																																					

改正後

改正前

(削除)

**有価証券等又は未決済信用取引等若しくは未決済デリバティブ
取引に係る契約について譲渡等をした旨の通知書**
(非居住者である受贈者から猶予適用贈与者への通知用)

1 使用目的

この通知書は、所得税法第 60 条の 3 第 9 項の規定により、猶予適用贈与者から有価証券等又は未決済信用取引等若しくは未決済デリバティブ取引に係る契約（以下「適用贈与資産」といいます。）の贈与を受けた非居住者である受贈者（その相続人を含みます。以下同じです。）が、その贈与の日から猶予適用贈与者の納税の猶予に係る期限（猶予適用贈与者から通知されます。）までの間に、その適用贈与資産の譲渡若しくは決済又は限定相続等による移転（以下「譲渡等」といいます。）をした場合に、①適用贈与資産の譲渡等をした旨及び②譲渡等をした適用贈与資産の種類、銘柄、数量等を、猶予適用贈与者に通知するときに使用するものです。この通知は、譲渡等の日から 2 か月以内に行う必要があります。

また、所得税法第 60 条の 3 第 10 項の規定により通知する場合にも使用します。

2 用語の意味

この通知書における用語の意味は次のとおりです。

用 語	意 味
所得税法第 60 条の 3	贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例
猶予適用贈与者	所得税法第 60 条の 3 第 1 項から第 3 項までの規定の適用を受けた者で、同法第 137 条の 3 第 1 項の規定による納税の猶予を受けている者（その相続人を含みます。）
有価証券等	有価証券又は匿名組合契約の出資の持分
未決済信用取引等	決済していない信用取引又は発行日取引
未決済デリバティブ取引	決済していないデリバティブ取引
限定相続等	贈与、相続（限定承認に係るものに限りします。）又は遺贈（包括遺贈のうち限定承認に係るものに限りします。）

3 【譲渡等をした有価証券等又は未決済信用取引等若しくは未決済デリバティブ取引に係る契約】の記載要領

- (1) 「贈与を受けた日」欄… 非居住者である受贈者が猶予適用贈与者から適用贈与資産の贈与を受けた日を記載します。
- (2) 「価額」、「銘柄等」及び「数量」欄… 譲渡等をした適用贈与資産の種類、銘柄等及び数量を記載します。
- (3) 「譲渡等の区分」欄… 譲渡の場合は「譲」、決済の場合は「決」、限定相続等の場合は「限」を○で囲みます。
- (4) 「譲渡等の日」欄… 非居住者である受贈者が適用贈与資産の譲渡等をした日を記載します。
- (5) 「価額等」欄
 - イ 譲渡の場合… 有価証券等の譲渡に係る譲渡価額を記載します。
 - ロ 決済の場合… 未決済信用取引等又は未決済デリバティブ取引の決済によって生じた利益の額又は損失の額を記載します。
 - ハ 限定相続等の場合… 限定相続等の時における有価証券等の価額又は限定相続等の時に未決済信用取引等又は未決済デリバティブ取引を決済したものとみなして計算した利益の額若しくは損失の額を記載します。

改正後

山林所得 収支内訳書 (計算明細書)			譲渡者 住所 税理士	氏名 氏名 氏名	[フリガナ]	電話 番号 電話番号 電話番号	() () ()
特 例 適 用 条 文			合 計		内 訳		
譲渡した山林の所在					措法 条 素		
面 積 皆伐・間伐 の 区 分					ヘクタール 皆伐・間伐 ヘクタール 皆伐・間伐		
樹 種 樹 齢					年 年		
本 数 数 量					本 m 本 m		
譲渡住所又は所在地							
先 氏 名 又 は 名 称							
譲渡した年月日					年 月 日 年 月 日		
譲渡山林を権利・購入した時期					年 月 日 年 月 日		
譲渡価額の総額(収入金額)			①	A 円	円		
伐採費、運搬費、譲渡費用の額			②	円	円		
専従者控除額のうち②に相当する部分の金額			③	円	円		
計(②+③)			④	円	円		
差 引 (① - ④)			⑤	円	円		
取得費、管理費など			⑥	円	円		
概算経費			⑦	円	円		
管理費その他の育成費用			⑧	円	円		
③以外の専従者控除額			⑨	円	円		
計(⑦+⑧+⑨)			⑩	円	円		
被災事業用資産の損失の金額 (保険金等で補填される部分を除く。)			⑪	円	円		
必要経費(④+⑩又は⑨)+⑪			⑫	円	円		
森林計画特別控除額(注1)			⑬	円	円		
収入金額基準額			⑭	円	円		
概算経費率の適用を受けない場合			⑮	円	円		
⑮と⑭のうち低い方の金額			⑯	円	円		
差 引 金 額 (①-⑫-⑬又は⑯)			⑰	円	円		
特 別 控 除 額			⑱	円	円		
山林所得金額			⑲	B 円	円		

(注) 1 「森林計画特別控除」の額は、租税特別措置法第30条の2第1項の適用を受ける場合に記載してください。
2 ⑤の金額が2,000万円以下のときは⑤×20%、⑤の金額が2,000万円超のときは⑤×10%+200万円*で計算した金額を記載してください。

(資7-6-1-A4統一)
(平成28年分以降用)
H28.11

改正前

山林所得 収支内訳書 (計算明細書)		譲渡者 住所 税理士	氏名 (フリガナ) 氏名 氏名	電話番号 () 電話番号 () 電話番号	
特 例 適 用 条 文		合 計			
譲渡した山林の明細	山林の所在地番	合 計	内 訳		
	面 積 皆伐・間伐の区分		積法 桑	積法 桑	
	樹 種 樹 齢		ヘクタール 皆伐・間伐	ヘクタール 皆伐・間伐	
	本 数 数 量		年	年	
	譲渡住所又は所在地		本	本	
	先 氏 名 又 は 名 称		年 月 日	年 月 日	
	譲渡した年月日		年 月 日	年 月 日	
	譲渡山林を植林・購入した時期		年 月 日	年 月 日	
	譲渡価額の総額(収入金額)		① A 円	円	円
	伐採費、運搬費、譲渡費用の額		② 円	円	円
寄託者控除額のうち③に相当する部分の金額	③ 円	円	円		
計(②+③)	④ 円	円	円		
差 引 (① - ④)	⑤ 円	円	円		
取得費、管理費など	概算経費の額 (⑤×50%)	⑥ 円	円	円	
植林費、取得に要した経費	⑦ 円	円	円		
管理費その他の育成費用	⑧ 円	円	円		
③以外の寄託者控除額	⑨ 円	円	円		
計(⑦+⑧+⑨)	⑩ 円	円	円		
被災事業用資産の損失の金額 (保険金等で補填される部分を除く。)	⑪ 円	円	円		
必要経費[④+(⑩又は⑪)+⑪]	⑫ 円	円	円		
森林計画特別控除 (注1)	概算経費率の適用を受ける場合 (注2)で計算した金額を記載する。)	⑬ 円	円	円	
収入金額基準額 (注2)で計算した金額を記載する。)	⑭ 円	円	円		
所得基準額 (⑭×50%-⑩)	⑮ 円	円	円		
控除額のうち低い方の金額	⑯ 円	円	円		
差 引 金 額 (①-⑫-⑮又は⑯)	⑰ 円	円	円		
特 別 控 除 額	⑱ 円	円	円		
山林所得金額	⑲ B 円	円	円		

(注) 1 「森林計画特別控除」の額は、租税特別措置法第30条の2第1項の適用を受ける場合に記載してください。
2 ⑤の金額が3,000万円以下のときは「⑤×20%」、⑤の金額が3,000万円超のときは「⑤×10%+300万円」で計算した金額を記載してください。

(資 7-6-1-A4 統一)
(平成 24 年分以降用)
H27.11

改 正 後

山林所得収支内訳書（計算明細書）

1 使用目的

この内訳書（明細書）は、所法に規定する「総収入金額及び必要経費の内訳書」及び納税者が措法に規定する山林所得に関する課税の特例の適用を受けようとする場合に確定申告書の添付書類として使用する。

2 記載要領等

「特例適用条文」欄には、措法に規定する山林所得に係る課税の特例に関する条文を記載する。

改 正 前

山林所得収支内訳書（計算明細書）

1 使用目的

この内訳書（明細書）は、所法に規定する「総収入金額及び必要経費の内訳書」及び納税者が措法に規定する山林所得に関する課税の特例の適用を受けようとする場合に確定申告書の添付書類として使用する。

2 記載要領等

「特例適用条文」欄には、措法に規定する山林所得に係る課税の特例に関する条文を記載する。

改正後

山林所得 収支内訳書 (計算明細書)		譲渡者 住所 開与住所 税理士	氏名 (フリガナ) 氏名	電話番号 () 電話番号 ()
消費税等の 経理方式		特例適用条文	税込・税抜	内訳 措法 条 措法 条
譲渡した山林の所在地番	山林の所在地番			
面積	皆伐・間伐 の区分			
樹種	樹種			
本数	数量			
譲渡した山林の住所又は所在地				
譲渡した年月日				
譲渡山林を植林・購入した時期				
譲渡価額の総額(収入金額)	①			
総収入金額に算入される消費税等の額	②			
計(①+②)	A			
伐採費、運搬費、譲渡費用の額	④			
専従者控除額のうち④に相当する部分の金額	⑤			
計(④+⑤)	⑥			
差引(①-⑥)	⑦			
取得費、管理費など	⑧			
概算経費の額(⑦×50%)	⑨			
植林費、取得に要した経費	⑩			
管理費その他の育成費用	⑪			
⑤以外の専従者控除額	⑫			
計(⑩+⑪+⑫)	⑬			
被災事業用資産の損失の金額(保険金等で補填される部分を除く。)	⑭			
必要経費(⑬+⑭又は⑬+⑮)	⑯			
必要経費に算入される消費税等の額	⑰			
計(⑯+⑰)	⑱			
森林計画特別控除(注1)	⑲			
収入金額基準額(注2で計算した金額を記載する。)	⑳			
所得基準額(㉑×50%-㉒)	㉑			
㉑と㉒のうち低い方の金額	㉒			
差引金額(㉑-㉒又は㉒)	㉓			
特別控除額(注3)	㉔			
山林所得金額	B			

(注) 1 「森林計画特別控除」の額は、租税特別措置法第30条の2第1項の適用を受ける場合に記載してください。
 2 ㉑の金額が2,000万円以下ときは「㉑×20%」、㉑の金額が2,000万円超ときは「㉑×10%+200万円」で計算した金額を記載してください。
 3 「青色申告特別控除」の適用がある場合には、その金額を「特別控除額」の合計欄の上段に二段書きしてください。

(資7-6-2-A4統一)
 (平成28年分以降用)
 H28.11

改正前

山林所得 収支内訳書 (計算明細書)		譲渡者 住所 開与住所 税理士	氏名 (フリガナ) 氏名	電話番号 () 電話番号 ()
消費税等の 経理方式		特例適用条文	税込・税抜	内訳 措法 条 措法 条
譲渡した山林の所在地番	山林の所在地番			
面積	皆伐・間伐 の区分			
樹種	樹種			
本数	数量			
譲渡した山林の住所又は所在地				
譲渡した年月日				
譲渡山林を植林・購入した時期				
譲渡価額の総額(収入金額)	①			
総収入金額に算入される消費税等の額	②			
計(①+②)	A			
伐採費、運搬費、譲渡費用の額	④			
専従者控除額のうち④に相当する部分の金額	⑤			
計(④+⑤)	⑥			
差引(①-⑥)	⑦			
取得費、管理費など	⑧			
概算経費の額(⑦×50%)	⑨			
植林費、取得に要した経費	⑩			
管理費その他の育成費用	⑪			
⑤以外の専従者控除額	⑫			
計(⑩+⑪+⑫)	⑬			
被災事業用資産の損失の金額(保険金等で補填される部分を除く。)	⑭			
必要経費(⑬+⑭又は⑬+⑮)	⑯			
必要経費に算入される消費税等の額	⑰			
計(⑯+⑰)	⑱			
森林計画特別控除(注1)	⑲			
収入金額基準額(注2で計算した金額を記載する。)	⑳			
所得基準額(㉑×50%-㉒)	㉑			
㉑と㉒のうち低い方の金額	㉒			
差引金額(㉑-㉒又は㉒)	㉓			
特別控除額(注3)	㉔			
山林所得金額	B			

(注) 1 「森林計画特別控除」の額は、租税特別措置法第30条の2第1項の適用を受ける場合に記載してください。
 2 ㉑の金額が3,000万円以下ときは「㉑×20%」、㉑の金額が3,000万円超ときは「㉑×10%+300万円」で計算した金額を記載してください。
 3 「青色申告特別控除」の適用がある場合には、その金額を「特別控除額」の合計欄の上段に二段書きしてください。

(資7-6-2-A4統一)
 (平成24年分以降用)
 H27.11

改 正 後

山林所得収支内訳書（計算明細書）（課税事業者用）

1 使用目的

この内訳書（明細書）は、消費税の課税事業者に該当する山林所得の納税者について、所法に規定する「総収入金額及び必要経費の内訳書」及び措法に規定する山林所得に関する課税の特例の適用を受けようとする場合に確定申告書の添付書類として使用する。

2 記載要領等

- (1) 「特例適用条文」欄には、措法に規定する山林所得に係る課税の特例に関する条文を記載する。
- (2) 「消費税の経理方式」欄は、消費税の経理処理について適用している経理方式を○で囲む。
- (3) 「譲渡価額（収入金額）」欄、「伐採費など」欄及び「取得費、管理費など」欄には、その適用している消費税の経理方式の区分に応じ、税込み又は税抜きによるそれぞれの価額を記載する。
- (4) 「総収入金額に算入される消費税額」には、税込経理方式を適用している者が選付を受ける消費税額又は税抜経理方式を適用している者が、簡易課税制度の適用を受けたことによる納付すべき消費税額との差額を記載する。

改 正 前

山林所得収支内訳書（計算明細書）（課税事業者用）

1 使用目的

この内訳書（明細書）は、消費税の課税事業者に該当する山林所得の納税者について、所法に規定する「総収入金額及び必要経費の内訳書」及び措法に規定する山林所得に関する課税の特例の適用を受けようとする場合に確定申告書の添付書類として使用する。

2 記載要領等

- (1) 「特例適用条文」欄には、措法に規定する山林所得に係る課税の特例に関する条文を記載する。
- (2) 「消費税の経理方式」欄は、消費税の経理処理について適用している経理方式を○で囲む。
- (3) 「譲渡価額（収入金額）」欄、「伐採費など」欄及び「取得費、管理費など」欄には、その適用している消費税の経理方式の区分に応じ、税込み又は税抜きによるそれぞれの価額を記載する。
- (4) 「総収入金額に算入される消費税額」には、税込経理方式を適用している者が選付を受ける消費税額又は税抜経理方式を適用している者が、簡易課税制度の適用を受けたことによる納付すべき消費税額との差額を記載する。

改正後

医療法人持分についての贈与税
相続税の納税猶予の免除届出書

医療法人持分についての贈与税
相続税の納税猶予の免除届出書

平成 年 月 日

税務署長

〒 住所

氏名 (電話番号 - -) 印

私は、平成 年 月 日に、次のとおり医療法人の持分を放棄し、租税特別措置法 第70条の7の5第11項 第70条の7の8第11項 の規定により次の贈与税 相続税 を免除されたいので、関係書類を添付して届け出ます。

医療法人の持分等の明細			
① 医療法人の名称等	名 称	登記番号	税務署
② 経済的利益を受けた 年月日	平成 年 月 日		
③ 「出資持分の放棄申出書」の医療法人への提出年月日	平成 年 月 日		
④ 医療法人の定款の変更に係る都道府県知事の認可があった年月日	平成 年 月 日		
⑤ 医療法人持分納税猶予税額	A		円
⑥ 免除を受ける 贈与税 額	B		00
⑥ 免除を受ける 相続税 額			00

(注) 1 納税猶予の特例の適用に係る医療法人が2以上ある場合には、その医療法人ごとにこの届出書を作成します。
2 この届出書を提出する場合には、裏面【添付書類】に掲げる書類を添付して提出する必要があります。
3 医療法人の持分の一部を放棄し、その残余の部分を基金拠出型医療法人の基金として拠出した場合、基金として拠出した金額に対応する部分の医療法人持分納税猶予税額及び利子税は免除されません。その場合の納付税額、納付期限などについては、所轄の税務署にお尋ねください。

空欄は記入しないでください。

基金拠出型医療法人へ基金を拠出した場合の計算明細

1 基金拠出型医療法人へ移行をした医療法人の経済的利益又は持分の明細

医療法人の持分			
① 贈与者による持分の放棄により受けた経済的利益 (又は) 相続(遺贈)により取得した持分	贈与又は相続(遺贈)により取得した経済的利益又は持分の価額を記入します。	経済的利益 (又は) 持分の額	a
② 贈与者による持分の放棄の直前の持分	①欄の経済的利益又は持分を取得する直前において有していた持分の価額及び出資額を記入します。	持分の額	b
③ 基金拠出の直前の持分	基金拠出型医療法人への基金の拠出(持分の放棄)の直前において有していた持分の価額、出資額等を記入します。	持分の額	c

2 免除を受ける贈与税又は相続税の額の計算

医療法人持分納税猶予税額のうち放棄をした額に対応する部分の金額(免除を受ける贈与税又は相続税の額)を計算します。

① 基金として拠出をした額	d	
② 自己所有持分相当額 $(c \times b / (a + b))$	e	
③ 1の「③ 基金拠出の直前の持分」(c)の価額のうち贈与者による持分の放棄により受けた経済的利益又は相続(遺贈)により取得した持分に対応する部分の金額 $(c - e)$	f	
④ $(d - e)$ の金額(赤字の場合は0)	g	
⑤ 基金として拠出をした額に対応する部分の金額 $(A \times (g / f))$ (100円未満切捨て)	h	00
⑥ 放棄をした額に対応する部分の金額 $(A - h)$	i	00

関与税理士

電話番号

※	通信目付印の年月日	確認印	入 力	確 認	納税猶予番号
	年 月 日				

(資12①-1-A4統一) (平28.6)

改正前

医療法人持分についての贈与税
相続税の納税猶予の免除届出書

医療法人持分についての贈与税
相続税の納税猶予の免除届出書

平成 年 月 日

税務署長

〒 住所

氏名 (電話番号 - -) 印

私は、平成 年 月 日に、次のとおり医療法人の持分を放棄し、租税特別措置法 第70条の7の5第11項 第70条の7の8第11項 の規定により次の贈与税 相続税 を免除されたいので、関係書類を添付して届け出ます。

医療法人の持分等の明細			
① 医療法人の名称等	名 称	登記番号	税務署
② 経済的利益を受けた 年月日	平成 年 月 日		
③ 「出資持分の放棄申出書」の医療法人への提出年月日	平成 年 月 日		
④ 医療法人の定款の変更に係る都道府県知事の認可があった年月日	平成 年 月 日		
⑤ 医療法人持分納税猶予税額	A		円
⑥ 免除を受ける 贈与税 額	B		00
⑥ 免除を受ける 相続税 額			00

(注) 1 納税猶予の特例の適用に係る医療法人が2以上ある場合には、その医療法人ごとにこの届出書を作成します。
2 この届出書を提出する場合には、裏面【添付書類】に掲げる書類を添付して提出する必要があります。
3 医療法人の持分の一部を放棄し、その残余の部分を基金拠出型医療法人の基金として拠出した場合、基金として拠出した金額に対応する部分の医療法人持分納税猶予税額及び利子税は免除されません。その場合の納付税額、納付期限などについては、所轄の税務署にお尋ねください。

空欄は記入しないでください。

基金拠出型医療法人へ基金を拠出した場合の計算明細

1 基金拠出型医療法人へ移行をした医療法人の経済的利益又は持分の明細

医療法人の持分			
① 贈与者による持分の放棄により受けた経済的利益 (又は) 相続(遺贈)により取得した持分	贈与又は相続(遺贈)により取得した経済的利益又は持分の価額を記入します。	経済的利益 (又は) 持分の額	a
② 贈与者による持分の放棄の直前の持分	①欄の経済的利益又は持分を取得する直前において有していた持分の価額及び出資額を記入します。	持分の額	b
③ 基金拠出の直前の持分	基金拠出型医療法人への基金の拠出(持分の放棄)の直前において有していた持分の価額、出資額等を記入します。	持分の額	c

2 免除を受ける贈与税又は相続税の額の計算

医療法人持分納税猶予税額のうち放棄をした額に対応する部分の金額(免除を受ける贈与税又は相続税の額)を計算します。

① 基金として拠出をした額	d	
② 自己所有持分相当額 $(c \times b / (a + b))$	e	
③ 1の「③ 基金拠出の直前の持分」(c)の価額のうち贈与者による持分の放棄により受けた経済的利益又は相続(遺贈)により取得した持分に対応する部分の金額 $(c - e)$	f	
④ $(d - e)$ の金額(赤字の場合は0)	g	
⑤ 基金として拠出をした額に対応する部分の金額 $(A \times (g / f))$ (100円未満切捨て)	h	00
⑥ 放棄をした額に対応する部分の金額 $(A - h)$	i	00

関与税理士

電話番号

※	通信目付印の年月日	確認印	入 力	確 認	納税猶予番号
	年 月 日				

(資12①-1-A4統一) (平28.6)

改正後

(裏)
記載方法等

1 使用目的

この届出書は、租税特別措置法第70条の7の5第1項又は第70条の7の8第1項の適用を受ける人（第70条の7の7第1項の適用を受ける人を含みます。以下「医療法人持分相続人等」といいます。）が、納税猶予の特例の適用に係る医療法人の持分の全てを放棄した場合又は医療法人の持分の一部を放棄し、その残余の部分を基金拠出型医療法人の基金として提出した場合に、同法第70条の7の5第11項又は第70条の7の8第11項の規定により、医療法人持分相続人等が納税猶予の特例の適用を受ける贈与税又は相続税の免除を受けたい旨を税務署長に届け出るために使用するものです。

この届出書を提出する場合には、次の表に掲げる場合の区分に応じ、それぞれに掲げる書類を添付して提出しなければなりません。

【添付書類】

区 分	書 類
① 医療法人の持分の全てを放棄した場合	1 「出資持分の放棄申出書」（「医療法人の持分等の明細」の⑤欄に係るもので、医療法人が受領した年月日の記載があるものに限ります。）の写し
	2 ①持分の放棄の直前及び②その放棄の時ににおける医療法人の出資者名簿の写し
② 医療法人の持分の一部を放棄し、その残余の部分を基金拠出型医療法人の基金として提出した場合（※）	1 「出資持分の放棄申出書」（「医療法人の持分等の明細」の⑤欄に係るもので、医療法人が受領した年月日の記載があるものに限ります。）の写し
	2 ①持分の放棄の直前及び②その放棄の時ににおける医療法人の出資者名簿の写し
	3 基金拠出型医療法人の定款（認定医療法人から基金拠出型医療法人への移行のための医療法第54条の9第3項又は医療法の一部を改正する法律（平成27年法律第74号）による改正前の医療法第50条第1項の規定による都道府県知事の認可を受けたものに限ります。）の写し

※ ②の場合には、表面「基金拠出型医療法人へ基金を拠出した場合の計算明細」の「② 贈与者による持分の放棄の直前の持分（又は）相続開始の直前の持分」欄の「持分の価額」や「③ 基金拠出の直前の持分」欄の「持分の価額」の計算の根拠が分かる書類など、免除を受ける贈与税又は相続税の額及びその計算の明細を明らかにする書類を併せて提出してください。

2 記載方法等

(1) 「医療法人の持分等の明細」の記入に当たっての留意事項

イ ③欄は、医療法人の持分の放棄をした際に、その医療法人に提出した「出資持分の放棄申出書」（医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）附則様式7）の提出年月日を記入します。

ロ ④欄は、医療法人の基金拠出型医療法人への移行のための定款の変更について、都道府県知事の認可があった年月日を記入します。

ハ ⑤欄は、①の医療法人に係る医療法人持分納税猶予税額を、贈与税又は相続税の申告書に基づき記入します。

ニ ⑥欄は、次の表に掲げる場合の区分に応じ、次に掲げる金額を記入します。

区 分	書 類
① 医療法人の持分の全てを放棄した場合	「医療法人の持分等の明細」の⑤欄（A）の金額
② 医療法人の持分の一部を放棄し、その残余の部分を基金拠出型医療法人の基金として提出した場合	「基金拠出型医療法人へ基金を拠出した場合の計算明細」の2の⑥欄（i）の金額

(2) 「基金拠出型医療法人へ基金を拠出した場合の計算明細」の記入に当たっての留意事項

「基金拠出型医療法人へ基金を拠出した場合の計算明細」については、医療法人持分相続人等が基金拠出型医療法人に基金を拠出した場合中使用し、医療法人持分納税猶予税額のうち基金として拠出した額に対応する部分の金額を算出します。

なお、医療法人の持分の全てを放棄した場合には、この計算明細の各欄の記入は不要です。

イ 「1 基金拠出型医療法人へ移行をした医療法人の経済的利益又は持分の明細」について

(イ) ②欄の「持分の価額」欄には、医療法人持分相続人等が贈与者による放棄又は被相続人に係る相続開始の直前において有していた医療法人の持分の価額を記入します。

(ロ) ③欄の「拠出年月日」欄には、医療法人が基金拠出型医療法人への移行をした場合において、医療法人持分相続人等がその医療法人の持分の一部を放棄し、その残余の部分をその基金拠出型医療法人の基金として拠出したときのその拠出した年月日を記入し、「持分の価額」欄には、医療法人持分相続人等が基金拠出型医療法人への基金の拠出の直前において有していた医療法人の持分の価額を記入します。

ロ 「2 免除を受ける贈与税・相続税の額の計算」について

(イ) ①欄は、医療法人が基金拠出型医療法人への移行をした場合において、医療法人持分相続人等がその医療法人の持分の一部を放棄し、その残余の部分をその基金拠出型医療法人の基金として拠出したときのその拠出した額を記入します。

(ロ) ④欄は、「基金として拠出した額」から「自己所有持分相当額」を控除した金額を記入します。

なお、その計算した金額が赤字になる場合には、その金額を「0」（零）とします。

(ハ) ⑥欄は、「医療法人の持分等の明細」の「⑥ 免除を受ける 贈与税 相続税 額」欄（B）に転記します。

改正前

(裏)
記載方法等

1 使用目的

この届出書は、租税特別措置法第70条の7の5第1項又は第70条の7の8第1項の適用を受ける人（第70条の7の7第1項の適用を受ける人を含みます。以下「医療法人持分相続人等」といいます。）が、納税猶予の特例の適用に係る医療法人の持分の全てを放棄した場合又は医療法人の持分の一部を放棄し、その残余の部分を基金拠出型医療法人の基金として提出した場合に、同法第70条の7の5第11項又は第70条の7の8第11項の規定により、医療法人持分相続人等が納税猶予の特例の適用を受ける贈与税又は相続税の免除を受けたい旨を税務署長に届け出るために使用するものです。

この届出書を提出する場合には、次の表に掲げる場合の区分に応じ、それぞれに掲げる書類を添付して提出しなければなりません。

【添付書類】

区 分	書 類
① 医療法人の持分の全てを放棄した場合	1 「出資持分の放棄申出書」（「医療法人の持分等の明細」の⑤欄に係るもので、医療法人が受領した年月日の記載があるものに限ります。）の写し
	2 ①持分の放棄の直前及び②その放棄の時ににおける医療法人の出資者名簿の写し
② 医療法人の持分の一部を放棄し、その残余の部分を基金拠出型医療法人の基金として提出した場合（※）	1 「出資持分の放棄申出書」（「医療法人の持分等の明細」の⑤欄に係るもので、医療法人が受領した年月日の記載があるものに限ります。）の写し
	2 ①持分の放棄の直前及び②その放棄の時ににおける医療法人の出資者名簿の写し
	3 基金拠出型医療法人の定款（基金拠出型医療法人への移行のための医療法第50条第1項の規定による都道府県知事の認可を受けたものに限ります。）の写し

※ ②の場合には、表面「基金拠出型医療法人へ基金を拠出した場合の計算明細」の「② 贈与者による持分の放棄の直前の持分（又は）相続開始の直前の持分」欄の「持分の価額」や「③ 基金拠出の直前の持分」欄の「持分の価額」の計算の根拠が分かる書類など、免除を受ける贈与税又は相続税の額及びその計算の明細を明らかにする書類を併せて提出してください。

2 記載方法等

(1) 「医療法人の持分等の明細」の記入に当たっての留意事項

イ ③欄は、医療法人の持分の放棄をした際に、その医療法人に提出した「出資持分の放棄申出書」（医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）附則様式7）の提出年月日を記入します。

ロ ④欄は、医療法人の基金拠出型医療法人への移行のための定款の変更について、都道府県知事の認可があった年月日を記入します。

ハ ⑤欄は、①の医療法人に係る医療法人持分納税猶予税額を、贈与税又は相続税の申告書に基づき記入します。

ニ ⑥欄は、次の表に掲げる場合の区分に応じ、次に掲げる金額を記入します。

区 分	書 類
① 医療法人の持分の全てを放棄した場合	「医療法人の持分等の明細」の⑤欄（A）の金額
② 医療法人の持分の一部を放棄し、その残余の部分を基金拠出型医療法人の基金として提出した場合	「基金拠出型医療法人へ基金を拠出した場合の計算明細」の2の⑥欄（i）の金額

(2) 「基金拠出型医療法人へ基金を拠出した場合の計算明細」の記入に当たっての留意事項

「基金拠出型医療法人へ基金を拠出した場合の計算明細」については、医療法人持分相続人等が基金拠出型医療法人に基金を拠出した場合中使用し、医療法人持分納税猶予税額のうち基金として拠出した額に対応する部分の金額を算出します。

なお、医療法人の持分の全てを放棄した場合には、この計算明細の各欄の記入は不要です。

イ 「1 基金拠出型医療法人へ移行をした医療法人の経済的利益又は持分の明細」について

(イ) ②欄の「持分の価額」欄には、医療法人持分相続人等が贈与者による放棄又は被相続人に係る相続開始の直前において有していた医療法人の持分の価額を記入します。

(ロ) ③欄の「拠出年月日」欄には、医療法人が基金拠出型医療法人への移行をした場合において、医療法人持分相続人等がその医療法人の持分の一部を放棄し、その残余の部分をその基金拠出型医療法人の基金として拠出したときのその拠出した年月日を記入し、「持分の価額」欄には、医療法人持分相続人等が基金拠出型医療法人への基金の拠出の直前において有していた医療法人の持分の価額を記入します。

ロ 「2 免除を受ける贈与税・相続税の額の計算」について

(イ) ①欄は、医療法人が基金拠出型医療法人への移行をした場合において、医療法人持分相続人等がその医療法人の持分の一部を放棄し、その残余の部分をその基金拠出型医療法人の基金として拠出したときのその拠出した額を記入します。

(ロ) ④欄は、「基金として拠出した額」から「自己所有持分相当額」を控除した金額を記入します。

なお、その計算した金額が赤字になる場合には、その金額を「0」（零）とします。

(ハ) ⑥欄は、「医療法人の持分等の明細」の「⑥ 免除を受ける 贈与税 相続税 額」欄（B）に転記します。

改 正 後

次 葉

申告に係る課税価格等及び更正の請求による課税価格等

(贈 与 税 - 付 表 2)

住宅取得等資金の非課税の適用を受けて

いる場合の計算明細書

	区 分		申告(更正・決定)額	請 求 額
住 宅 取 得 等 資 金 の 非 課 税 分	住宅取得等資金の合計額 1	㉔	円	円
	住宅取得等資金の合計額 2	㉕		
	住宅資金非課税限度額	㉖		
	平成 27 年分の贈与税の申告で非課税の適用を受けた金額	㉗		
	住宅資金非課税限度額の残額 (㉖-㉗)	㉘		
	㉔のうち非課税の適用を受ける金額	㉙		
	㉕のうち非課税の適用を受ける金額	㉚		
	非課税の適用を受ける金額の合計額 (㉙+㉚)	㉛		
	㉔のうち課税価格に算入される金額 (㉔-㉙)	㉜		
	㉕のうち課税価格に算入される金額 (㉕-㉚)	㉝		

(資 15-1-4-3-A 4 統一)

(平成 28 年分用)

改 正 前

次 葉

申告に係る課税価格等及び更正の請求による課税価格等

(贈 与 税 - 付 表 2)

住宅取得等資金の非課税の適用を受けて

いる場合の計算明細書

	区 分		申告(更正・決定)額	請 求 額
住 宅 取 得 等 資 金 の 非 課 税 分	住宅取得等資金の合計額 1	㉔	円	円
	住宅取得等資金の合計額 2	㉕		
	非課税限度額	㉖		
	㉔のうち非課税の適用を受ける金額	㉗		
	㉕のうち非課税の適用を受ける金額	㉘		
	非課税の適用を受ける金額の合計額 (㉗+㉘)	㉙		
	㉔のうち課税価格に算入される金額 (㉔-㉗)	㉚		
	㉕のうち課税価格に算入される金額 (㉕-㉘)	㉛		

(資 15-1-4-3-A 4 統一)

(平成 27 年分用)

改正後

次 葉

申告に係る課税価格等及び更正の請求による課税価格等
(贈 与 税 一 付 表 3)

〔 震災に係る住宅取得等資金の非課税の適用を受けている場合の計算明細書 〕

区 分	申告(更正・決定)額	請 求 額
住宅取得等資金の合計額 1	④① 円	円
住宅取得等資金の合計額 2	④②	
住宅資金非課税限度額	④③	
平成 27 年分の贈与税の申告で震災非課税の適用を受けた金額	④④	
住宅資金非課税限度額の残額 (④③-④④)	④⑤	
④①のうち非課税の適用を受ける金額	④⑦	
④②のうち非課税の適用を受ける金額	④⑧	
非課税の適用を受ける金額の合計額 (④⑦+④⑧)	④⑨	
④①のうち課税価格に算入される金額 (④①-④⑦)	⑤①	
④②のうち課税価格に算入される金額 (④②-④⑧)	⑤②	

(平成 28 年分用)

(資 15-1-4-4-A 4 統一)

改正前

次 葉

申告に係る課税価格等及び更正の請求による課税価格等
(贈 与 税 一 付 表 3)

〔 震災に係る住宅取得等資金の非課税の適用を受けている場合の計算明細書 〕

区 分	申告(更正・決定)額	請 求 額
住宅取得等資金の合計額 1	③⑧ 円	円
住宅取得等資金の合計額 2	③⑨	
非課税限度額	④⑩	
③⑧のうち非課税の適用を受ける金額	④①	
③⑨のうち非課税の適用を受ける金額	④②	
非課税の適用を受ける金額の合計額 (④①+④②)	④③	
③⑧のうち課税価格に算入される金額 (③⑧-④①)	④④	
③⑨のうち課税価格に算入される金額 (③⑨-④②)	④⑤	

(平成 27 年分用)

(資 15-1-4-4-A 4 統一)

改 正 後

_____ 税 務 署 長

提出年月日 平成____年____月____日

申請者 氏 名 _____ 印
 〒 _____
 住 所 _____
 (電話番号 _____ - _____)
 連絡先 _____
 (電話番号 _____ - _____)
 法人番号 _____
 (申請者が法人等の場合は法人番号を記載してください。)

災害減免法第4条の規定による相続税・贈与税の免除承認申請書

私は、下記のとおり _____ により被害を受けたので、災害被害者に対する租税の減免、徴収

猶予等に関する法律第4条の規定により (相続税・贈与税) の免除申請をします。

記

1 税 目 等

税 目	相続税・贈与税	被相続人・贈与者	(氏名)		
			(住所)		
相続開始・受贈年月日	昭和 平成	申告書の提出年月日	昭和 平成	延納申請中・延納中・物納申請中・納税猶予・その他	

2 被害を受けた部分の価額の計算等 (裏面「2」に記載してください。)

3 適用要件の判定 (裏面「3」に記載してください。)

4 免除を受けようとする税額の計算

① 被害のあった日以後に納付すべき税額	円
② 課税価格の計算の基礎となった財産の価額	円
③ 被害を受けた部分の価額 (裏面2の(A))	円
④ 免除を受けようとする税額 (①×③÷②)	円

- (注) 1 ①欄の税額には、滞納中の税額、延滞税、利子税及び加算税は含まれません。
 2 ②欄は、相続税の場合は申告書第1表の「④純資産価額」の金額に相当する金額を記載します。なお、相続税の申告書第1表の「②相続時精算課税適用財産の価額」の金額がある場合には、「④純資産価額」から「②相続時精算課税適用財産の価額」を差し引いた後の金額を記載します。
 3 ④欄は、1円未満の端数金額を切り捨てます。

申請	通信日付印の年月日	捺印印	整理番号	番号確認
	年 月 日			

※欄は記入しないでください。

(資 17-18-A 4 統一)

(平 28.6)

改 正 前

_____ 税 務 署 長

提出年月日 平成____年____月____日

申請者 氏 名 _____ 印
 〒 _____
 住 所 _____
 (電話番号 _____ - _____)
 連絡先 _____
 (電話番号 _____ - _____)
 法人番号 _____
 (申請者が法人等の場合は法人番号を記載してください。)

災害減免法第4条の規定による相続税・贈与税の免除承認申請書

私は、下記のとおり _____ により被害を受けたので、災害被害者に対する租税の減免、徴収

猶予等に関する法律第4条の規定により (相続税・贈与税) の免除申請をします。

記

1 税 目 等

税 目	相続税・贈与税	被相続人・贈与者	(氏名)		
			(住所)		
相続開始・受贈年月日	昭和 平成	申告書の提出年月日	昭和 平成	延納申請中・延納中・物納申請中・納税猶予・その他	

2 被害を受けた部分の価額の計算等 (裏面「2」に記載してください。)

3 適用要件の判定 (裏面「3」に記載してください。)

4 免除を受けようとする税額の計算

① 被害のあった日以後に納付すべき税額	円
② 課税価格の計算の基礎となった財産の価額	円
③ 被害を受けた部分の価額 (裏面2の(A))	円
④ 免除を受けようとする税額 (①×③÷②)	円

- (注) 1 ①欄の税額には、滞納中の税額、延滞税、利子税及び加算税は含まれません。
 2 ②欄は、相続税の場合は申告書第1表の「④純資産価額」の金額に相当する金額を記載します。なお、相続税の申告書第1表の「②相続時精算課税適用財産の価額」の金額がある場合には、「④純資産価額」から「②相続時精算課税適用財産の価額」を差し引いた後の金額を記載します。

申請	通信日付印の年月日	捺印印	整理番号	番号確認
	年 月 日			

※欄は記入しないでください。

(資 17-18-A 4 統一)

(平 28.6)

改正後

(裏面)

2 被害を受けた部分の価額の計算等

(書ききれない場合は、「被害を受けた部分の価額の計算等(続)(災害減免法第4条申請)」に記載してください。)

項目	番号	1	2	3	4	計
被害を受けた財産	所在地					
	区分(注2)	動産等・その他	動産等・その他	動産等・その他	動産等・その他	
	種類					
	細目					
① 相続・受贈時の財産の価額(注3)		円	円	円	円	
② 被害があったときの時価 ※	()	()	()	()	()	※ かつこ内には、面積や取得時期等の計算の参考事項を記載してください。
③ ②を基とした被害額(注4)						
④ 保険金等で補てんされた金額						
⑤ 差引被害額(③-④)						
⑥ 被害を受けた財産の被害割合		%	%	%	%	
⑦ 被害を受けた部分の価額(①×⑥)		円	円	円	円	(A) 円
⑧ 被害の状況(被害の程度)						(B) (A)のうち動産等

(注) 1 被害を受けた財産には、相続税の場合は相続時精算課税適用財産や純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産は含まれません。
 2 「動産等」とは、動産(金銭及び有価証券を除きます。)、不動産(土地及び土地の上に存する権利を除きます。、及び立木をいいます。また、「動産等・その他」の該当する方を○で囲んでください。
 3 ①の「財産の価額」は、相続税の場合は、申告書第11表の「価額」(相続税の評価額)となります。
 なお、租税特別措置法第69条の4《小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例》などの課税価格の計算の特例の適用を受けている場合は、適用後の価額となります。
 4 ③の「被害」とは、例えば、建物、家庭用財産及び車両等の損壊又は滅失等の物的な損害をいい、経済的価値の減少(地価の下落等)は含まれません。

3 適用要件の判定

項目	全財産を基とした計算	動産等を基とした計算	判定(注3)
① 課税価格の計算の基礎となった財産の価額	(注1) 円	(注2) 円	左の(C)及び(D)の
② 被害を受けた部分の価額	2a(A)	2a(B)	いずれかが10%以上 ↓ 適用有り
③ 被害割合(②÷①)	(C) %	(D) %	↓ 適用無し

(注) 1 ①の「全財産を基とした計算」欄には、相続税の場合は申告書第1表の「④純資産価額」の金額に相当する金額を記載します。なお、相続税の申告書第1表の「②相続時精算課税適用財産の価額」の金額がある場合には、「④純資産価額」から「②相続時精算課税適用財産の価額」を差し引いた後の金額を記載します。
 2 ①の「動産等を基とした計算」欄には、相続税の場合は申告書第11表の財産の価額(2の(注3)参照)のうち、動産等の価額の合計額を記載します。
 3 「判定」欄で「適用有り」の場合には、災害減免法第4条の適用がありますので、「4 免除を受けようとする税額の計算」の各欄を記載します。

改正前

(裏面)

2 被害を受けた部分の価額の計算等

(書ききれない場合は、「被害を受けた部分の価額の計算等(続)(災害減免法第4条申請)」に記載してください。)

項目	番号	1	2	3	4	計
被害を受けた財産	所在地					
	区分(注2)	動産等・その他	動産等・その他	動産等・その他	動産等・その他	
	種類					
	細目					
① 相続・受贈時の財産の価額(注3)		円	円	円	円	
② 被害があったときの時価 ※	()	()	()	()	()	※ かつこ内には、面積や取得時期等の計算の参考事項を記載してください。
③ ②を基とした被害額(注4)						
④ 保険金等で補てんされた金額						
⑤ 差引被害額(③-④)						
⑥ 被害を受けた財産の被害割合		%	%	%	%	
⑦ 被害を受けた部分の価額(①×⑥)		円	円	円	円	(A) 円
⑧ 被害の状況(被害の程度)						(B) (A)のうち動産等

(注) 1 被害を受けた財産には、相続税の場合は相続時精算課税適用財産や純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産は含まれません。
 2 「動産等」とは、動産(金銭及び有価証券を除きます。)、不動産(土地及び土地の上に存する権利を除きます。、及び立木をいいます。また、「動産等・その他」の該当する方を○で囲んでください。
 3 ①の「財産の価額」は、相続税の場合は、申告書第11表の「価額」(相続税の評価額)となります。
 なお、租税特別措置法第69条の4《小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例》などの課税価格の計算の特例の適用を受けている場合は、適用後の価額となります。
 4 ③の「被害」とは、例えば、建物、家庭用財産及び車両等の損壊又は滅失等の物的な損害をいい、経済的価値の減少(地価の下落等)は含まれません。

3 適用要件の判定

項目	全財産を基とした計算	動産等を基とした計算	判定(注3)
① 課税価格の計算の基礎となった財産の価額	(注1) 円	(注2) 円	左の(C)及び(D)の
② 被害を受けた部分の価額	2a(A)	2a(B)	いずれかが10%以上 ↓ 適用有り
③ 被害割合(②÷①)	(C) %	(D) %	↓ 適用無し

(注) 1 ①の「全財産を基とした計算」欄には、相続税の場合は申告書第1表の「④純資産価額」の金額に相当する金額を記載します。なお、相続税の申告書第1表の「②相続時精算課税適用財産の価額」の金額がある場合には、「④純資産価額」から「②相続時精算課税適用財産の価額」を差し引いた後の金額を記載します。
 2 ①の「動産等を基とした計算」欄には、相続税の場合は申告書第11表の財産の価額(2の(注3)参照)のうち、動産等の価額の合計額を記載します。
 3 「判定」欄で「適用有り」の場合には、災害減免法第4条の適用がありますので、「4 免除を受けようとする税額の計算」の各欄を記載します。

改 正 後

(-) 第 号
 住 所 平成 年 月 日
 氏 名 氏

税務署長 印

災害減免法第4条の規定による相続税・贈与税の免除承認通知書

平成 年 月 日付で申請のありました災害減免法第4条の規定による〔相続税・贈与税〕の免除に
 ついては、下記のとおり承認します。

言 己

1 税 目 等

税 目	相続税 ・ 贈与税	被相続人 ・ 贈与者	(氏名)	
			(住所)	
相続開始・ 受贈年月日	昭和 平成	・ ・	申 告 書 の 提出年月日	昭和 平成

2 免除を受ける税額の計算

① 被害のあった日以後に納付すべき税額	円
② 課税価格の計算の基礎となった財産の価額	円
③ 被害を受けた部分の価額	円
④ 免除を受ける税額 (①×③÷②)	外 円
⑤ 免除後納付すべき税額 (①-④) (注)	円

(注) 1 ④欄の外書は、⑤の「免除後納付すべき税額」について国税通則法第119条第1項の規定により切り捨てた端数金額です。
 (注) 2 ⑤の「免除後納付すべき税額」は本税のみで加算税、利子税等は含まれていません。

() 枚のうち () 枚目

(資 17-20-A 4 統一)

改 正 前

(-) 第 号
 住 所 平成 年 月 日
 氏 名 氏

税務署長 印

災害減免法第4条の規定による相続税・贈与税の免除承認通知書

平成 年 月 日付で申請のありました災害減免法第4条の規定による〔相続税・贈与税〕の免除に
 ついては、下記のとおり承認します。

言 己

1 税 目 等

税 目	相続税 ・ 贈与税	被相続人 ・ 贈与者	(氏名)	
			(住所)	
相続開始・ 受贈年月日	昭和 平成	・ ・	申 告 書 の 提出年月日	昭和 平成

2 免除を受ける税額の計算

① 被害のあった日以後に納付すべき税額	円
② 課税価格の計算の基礎となった財産の価額	円
③ 被害を受けた部分の価額	円
④ 免除を受ける税額 (①×③÷②)	円
⑤ 免除後納付すべき税額 (①-④) (注)	円

(注) 「免除後納付すべき税額」は本税のみで加算税、利子税等は含まれていません。

(資 17-20-A 4 統一)

() 枚のうち () 枚目